

地位協定第25条に基づいて設置された合同委員会

第251回会合議事録

1972年5月15日

日 本 国 東 京
外 務 省

1. 本委員会は議長である吉野文六氏により午前零時01分に召集された。

2. 出席者は次のとおり。

Mr. Bunroku Yoshino	陸軍少将	Richard M. Lee
Mr. Yutaka Shimada	海軍大佐	J. J. Creamer, USN
Mr. Masatada Tachibana	空軍大佐	H. Y. Lauterbach, USAF
Mr. Keiichi Tachibana	陸軍大佐	R. A. McMahon, USA
Mr. Tarao Maeda	陸軍大佐	W. T. Panttaja, USA
Mr. Yoshifumi Matsuda	在日合衆国軍隊司令部	C. A. Feissner
Mr. Toshiyuki Takano	駐日合衆国大使館	Mr. H. Meyers
Mr. Shigeru Yagi		

3. 「1972年5月15日の沖縄の施設・区域に関する合同委員会覚書」が署名、承認され、記録の一部となった。

4. 次に掲げる施設分科委員会覚書が承認、署名され、記録の一部となった。

覚書番号	施設番号	施設名	
861	FAC6001	北部訓練場	(別添 2)
862	FAC6102	安波訓練場	(別添 3)
864	FAC6004	奥間レスト・センター	(別添 4)
865	FAC6005	伊江島補助飛行場	(別添 5)
866	FAC6006	八重岳通信所	(別添 6)
867	FAC6007	慶佐次通信所	(別添 7)
869	FAC6009	キャンプ・シュワブ	(別添 8)

870	F A C 6 0 1 0	辺野古弾薬庫	(別添 9)
871	F A C 6 0 1 1	キャンプ・ハンセン	(別添10)
872	F A C 6 1 1 2	久志訓練場	(別添11)
873	F A C 6 0 1 3	恩納通信所	(別添12)
874	F A C 6 0 1 4	キャンプ・ハーデイ	(別添13)
875	F A C 6 2 1 5	恩納サイト	(別添14)
876	F A C 6 1 1 6	屋嘉訓練場	(別添15)
877	F A C 6 0 1 7	ギンバル訓練場	(別添16)
878	F A C 6 0 1 8	屋嘉レスト・センター	(別添17)
879	F A C 6 0 1 9	金武レッド・ビーチ訓練場	(別添18)
880	F A C 6 0 2 0	金武ブルー・ビーチ訓練場	(別添19)
881	F A C 6 0 2 1	ボロー・ポイント射撃場	(別添20)
882	F A C 6 0 2 2	嘉手納弾薬庫地区	(別添21)
883	F A C 6 0 2 3	知花サイト	(別添22)
884	F A C 6 0 2 4	石川陸軍補助施設	(別添23)
885	F A C 6 0 2 5	読谷陸軍補助施設	(別添24)
886	F A C 6 0 2 6	楚辺通信所	(別添25)
887	F A C 6 0 2 7	読谷補助飛行場	(別添26)
888	F A C 6 0 2 8	天願栈橋	(別添27)
889	F A C 6 0 2 9	キャンプ・コートニー	(別添28)
890	F A C 6 0 3 0	天願通信所	(別添29)
891	F A C 6 0 3 1	キャンプ・マクトリアス	(別添30)
892	F A C 6 0 3 2	キャンプ・シールズ	(別添31)
893	F A C 6 0 3 3	キャンプ・ヘーグ	(別添32)
894	F A C 6 0 3 4	平良川通信所	(別添33)
895	F A C 6 0 3 5	波平陸軍補助施設	(別添34)
896	F A C 6 0 3 6	トリイ通信施設	(別添35)
897	F A C 6 0 3 7	嘉手納飛行場	(別添36)
898	F A C 6 0 3 8	嘉手納住宅地区	(別添37)
899	F A C 6 0 3 9	砂辺倉庫	(別添38)
900	F A C 6 0 4 0	砂辺陸軍補助施設	(別添39)
901	F A C 6 0 4 1	カシジ陸軍補助施設	(別添40)
902	F A C 6 0 4 2	コザ通信所	(別添41)
903	F A C 6 0 4 3	キャンプ桑江	(別添42)

904	F A C 6 0 4 4	キャンプ瑞慶覧	(別添43)
905	F A C 6 0 4 5	瑞慶覧通信所	(別添44)
906	F A C 6 0 4 6	泡瀬通信施設	(別添45)
907	F A C 6 0 4 7	西原陸軍補助施設	(別添46)
908	F A C 6 0 4 8	ホワイト・ビーチ地区	(別添47)
909	F A C 6 0 4 9	泡瀬倉庫地区	(別添48)
910	F A C 6 0 5 0	久場崎学校地区	(別添49)
911	F A C 6 0 5 1	普天間飛行場	(別添50)
912	F A C 6 0 5 2	キャンプ・マーシー	(別添51)
913	F A C 6 0 5 3	キャンプ・ブーン	(別添52)
914	F A C 6 0 5 4	牧港倉庫	(別添53)
915	F A C 6 0 5 5	牧港サービス事務所	(別添54)
916	F A C 6 0 5 6	牧港補給地区	(別添55)
917	F A C 6 0 5 7	牧港補給地区補助施設	(別添56)
918	F A C 6 0 5 8	牧港調達事務所	(別添57)
919	F A C 6 0 5 9	浦添倉庫	(別添58)
920	F A C 6 0 6 0	工兵隊事務所	(別添59)
921	F A C 6 0 6 1	牧港住宅地区	(別添60)
922	F A C 6 0 6 2	那覇冷凍倉庫	(別添61)
923	F A C 6 0 6 3	ハーバービュー・クラブ	(別添62)
924	F A C 6 0 6 4	那覇港湾施設	(別添63)
925	F A C 6 0 6 5	那覇サービス・センター	(別添64)
926	F A C 6 0 6 6	那覇空軍・海軍補助施設	(別添65)
927	F A C 6 2 6 7	那覇サイト	(別添66)
928	F A C 6 2 6 8	知念第一サイト	(別添67)
929	F A C 6 2 6 9	知念第二サイト	(別添68)
930	F A C 6 0 7 0	新里通信所	(別添69)
931	F A C 6 0 7 1	知念補給地区	(別添70)
932	F A C 6 2 7 2	与座岳航空通信施設	(別添71)
933	F A C 6 2 7 3	与座岳サイト	(別添72)
934	F A C 6 0 7 4	与座岳陸軍補助施設	(別添73)
935	F A C 6 0 7 5	南部弾薬庫	(別添74)
936	F A C 6 0 7 6	陸軍貯油施設	(別添75)
937	F A C 6 0 7 7	鳥島射爆撃場	(別添76)

938	FAC6078	出砂島射爆撃場	(別添77)
939	FAC6279	久米島航空通信施設	(別添78)
940	FAC6080	久米島射爆撃場	(別添79)
941	FAC6181	浮原島訓練場	(別添80)
942	FAC6082	津堅島訓練場	(別添81)
944	FAC6084	黄尾嶼射爆撃場	(別添82)
945	FAC6085	赤尾嶼射爆撃場	(別添83)
946	FAC6286	宮古島ボルタック施設	(別添84)
947	FAC6287	宮古島航空通信施設	(別添85)
948	FAC6088	沖大東島射爆撃場	(別添86)
949	FAC6089	那覇海軍航空施設	(別添87)
950	FAC6090	伊波城観光ホテル	(別添88)
951		海軍及び空軍訓練区域の指定	(別添89)

註：施設・区域名については、昭和47年(1972年)6月15日付の官報(号外第82号)告示における表記に統一した。

前記施設分科委員会覚書第949号、FAC6089那覇海軍航空施設に関し、合衆国側代表は、合衆国は運用上の必要を満たすことを条件として、那覇海軍航空施設におけるタッチ・アンド・ゴー着陸訓練を同施設所属の航空機に限定する意向である旨述べた。

5. 次の周波数分科委員会の覚書が承認、署名され、記録の一部となった。

1972年5月15日の電気通信・電波に関する合意第2章附属書A、B、C及びDへの追加文書 (別添90)

6. 次の合同委員会覚書が承認、署名され、記録の一部となった。

- a. 沖縄に所在する在日米軍通信施設・区域における電波障害 (別添91)
- b. 沖縄の米軍軍事通信システムの無線回線の無線伝搬妨害 (別添92)

7. 次の出入国分科委員会覚書が承認、署名され、記録の一部となった。

税関審査に関する合意の修正 (別添93)

8. 日本国側代表は、次の覚書を提出した。

国際連合の軍隊による在沖縄合衆国施設・区域の使用 (別添94)

9. 合衆国側代表は、次の覚書を提出した。

- a. 日本国における軍用銀行業務施設のリストの修正 (別添95)
- b. 第三国の国籍を有する合衆国軍隊雇用者のリストの改正 (別添96)
- c. 国際連合の軍隊による在沖縄合衆国施設・区域の使用 (別添97)

前記パラグラフ9 b. 中の覚書に関し、日本国側代表は、日本国政府は覚書の別添に列挙された第三国の国籍を有する者の地位に関し、合同委員会における両国間の既存の了解に鑑み、合衆国側より必要な説明が行われた後、日本国政府が満足のいく結論に達するまでその立場を留保する旨伝えた。

10. 次の文書が承認、署名され、記録の一部となった。

「在日合衆国軍隊の第15条諸機関によって使用される現地国籍を有する職員の日
本国政府による雇用に関する補足的労務合意及び財政取極」の改訂第107号

(別添98)

11. 1972年5月15日の沖縄航空管制合意に関する民間航空分科委員会覚書が承認、署名され、記録の一部となった。(別添99)

12. 合同委員会が本会合においてとった措置の概要をいずれか一方の又は両国の政府が公表することができることが合意された。

13. 第250回会合の議事録が承認された。

14. 本会合は午前1時に閉会となった。

99の別添

BUNROKU YOSHINO

合同委員会日本国側代表

Richard M. Lee

合衆国陸軍少将

合同委員会合衆国側代表

1972年5月15日

合同委員会覚書

件名：沖縄における施設・区域

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の規定に従い、合衆国政府が施設分科委員会覚書番号861、862、864から867まで、869から942まで及び944から950までに示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。
3. さらに、合衆国政府が施設分科委員会覚書番号951に示される訓練区域を使用することに合意する。

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 861

覚書宛先：合同委員会

件名：北部訓練場

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：北部訓練場

b. 施設番号：FAC 6001

c. 所在地：沖縄県国頭郡国頭村、東村

d. 使用主目的：訓練場

e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり。

(1) 陸上区域：別添2に示すとおり約86,914,000平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

(3) 空域：合衆国軍隊は、広範囲の有視界飛行による航空機の運用のために本施設・区域の上空高度2,000フィート(AGL)までの全空域を使用することが許される。本施設・区域上空の追加的空域の臨時使用は、日米の関係当局の承認を受けなければならない。

f. 使用期間：定めず

g. 備考：

(1) 使用条件：

(a) 合衆国政府は、必要な場合には、返還後できる限り速やかに合同委員会において使用条件を検討し、特定するとの了解の下に、返還以前の期間において使用していたとおり、本施設・区域を引き続き使用する。1952年12月17日の第32回合同委員会で承認された「陸上訓練演習場への立入り、責任、警戒通告」に関する合同委員会合意を適用する。

(b) 海兵隊師団及びその支援部隊に編成上割り当てられるすべての兵器の実弾射撃は、本施設・区域内の指定射撃場内で認められる。日米両国政府の要求を満たすように実弾砲兵射撃のための適当な弾着区域を設定するため共同調査が実施される。この弾着区域は返還後9カ月以内に特定する。この弾着区域が特定されるまで本施設・区域内の実弾砲兵射撃を行わない。水陸両用部隊が通常装備するすべての兵器の空

砲射撃は認められる、また、緊急の場合の信号目的のため及び合衆国軍隊の移動をコントロールするために信号弾を使用することができる。

- (c) 合衆国政府は、本施設・区域内にある指定された水源涵養林並びに特に保護すべきものとして指定された鳥類及びそれらの自然生息地に対し、いかなる損害も与えないようあらゆる合理的予防措置を講ずる。
- (d) 合衆国政府は、指定された水源涵養林保護区域に大きな物理的変化をもたらすような計画については、事前に日本国政府と調整を行う。
- (e) 合衆国政府は、水源涵養林保護区域の維持に関する検査、保守その他の作業のため、現地林野庁職員又はその指定を受けた職員の出入を保証する。この出入は合衆国軍隊の活動を妨げない限り認められる。

(2)その他

参照文書の第2条第4項(a)の規定に基づき次に定める使用が許される。

沖縄電力株式会社は、本施設・区域内の土地であって、同社が所有、管理又は規制するユーティリティ施設の下部又は上部の土地の共同使用を許与される。前記の土地の正確な位置は現地調査によって決定され、本覚書の修正により追加される図面に表示される。

- (a) 合衆国政府は、これらの施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、保守要員の出入を保証する。
- (b) 合衆国政府は、許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあるあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者の招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入ることのあるその他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国軍隊の構成員の故意又は重過失により生ずるものである場合については、この限りではない。前記の使用者は、許与された使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれらについての責任を負わない。

3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. 1966年8月23日付 F E C 図面番号1152747

2. 1971年8月24日付 「北部訓練場」位置境界図

(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 862

覚書宛先：合同委員会

件名：安波訓練場

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

2. 参照文書の第2条第4項(b)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。参照文書の関連条項は、特定される使用区域内に限り、かつ実際の使用時間帯に限り適用される。

a. 施設名：安波訓練場

b. 施設番号：F A C 6102

c. 所在地：沖縄県国頭郡国頭村字安波

d. 使用主目的：訓練場

e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり

(1) 土地面積：別添2に示すとおり約5,250,000平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

(3) 水域：別添1に示すとおり北緯26度42分37秒、東経128度17分40秒の点を中心とする円弧内で北緯26度43分43秒、東経128度19分15秒の点から真方位90度に引いた線と北緯26度42分15秒、東経128度18分00秒の点から真方位180度に引いた線の間陸岸から5海里の水面域

f. 使用期間：

(1) 陸上区域：必要に応じて年間25日を超えない期間

(2) 水域：1日24時間で月平均10日。ただし、年間120日を超えないものとする。

g. 備考：

(1) 使用条件：

(a) 本施設・区域内において実弾射撃は行わない。訓練のため水陸両用部隊が通常装備するすべての兵器の空砲射撃が認められる。緊急の場合の信号目的のため及び合衆国軍隊の移動をコントロールするために信号弾を使用することができる。水中爆破は認められない。

(b) 前記の第2項eに記す水域は、水陸両用訓練のため使用される。

(c) 通告の方法：現地合衆国当局は、前記の第2項eに記す水域を使用する場合は原則としてその15日前に現地防衛施設局に通告する。ただし、予測し難い事情がある場合には、遅くとも使用の7日前までに事前通告を行う。

(d) 本施設・区域内において、合衆国軍隊は恒久工作物の建設は行わない。

(e) 使用期間中、合衆国軍隊が本施設・区域内に建設した仮設工作物は、各使用期間終了次第、合衆国軍隊によって撤去される。

(f) 合衆国政府は、本施設・区域と海の間の出入のため安波川を使用することを認められる。ただし、川にいかなる損傷も与えないようあらゆる予防措置を講ずる。

(2)その他：

(a) 住居用及び事業用施設、建物並びに家屋は、本施設・区域から除外される。これらの財産及び区域の正確な位置は、共同調査を行って決定し、本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書に記載する。

(b) 参照文書の第5条の適用範囲に含まれず、前項(a)により本施設・区域から除外される住居用及び事業用施設、建物並びに家屋に囲まれ、又はそれらの間を通過し、又はそれらに隣接する公道でない道及び小径の合衆国政府による使用が必要な場合には、前項(a)に定める共同調査の完了後、本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書に記載する。

(c) 前記の第2項eに記す区域内において、合衆国政府は、航行及び漁業を含むいかなる通常の生業活動も、合衆国軍隊の活動を妨げない限り制限しない。

(d) 追加的な詳細事項については、必要に応じ現地日米当局の間で合意することができる。

3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. 1972年4月5日付 安波水域(A-2)

2. 1972年4月5日付 「安波訓練場」位置境界図

(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日 本 国 側 代 表

RICHARD M. LEE

合 衆 国 陸 軍 少 将

合 衆 国 側 代 表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 864

覚書宛先：合同委員会

件名：奥間レスト・センター

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。
 - a. 施設名：奥間レスト・センター
 - b. 施設番号：FAC 6004
 - c. 所在地：沖縄県国頭郡国頭村字辺土名、字桃原、字奥間、字鏡地
 - d. 使用主目的：厚生施設及び管理事務所
 - e. 区域の範囲：概略別添1、2及び3に示すとおり。
 - (1) 陸上区域：別添3に示すとおり約489,700平方メートル
 - (2) 合衆国政府所有以外の建物：なし
 - (3) 水域：別添2に示すとおり北緯26度44分25秒、東経128度09分47.6秒の点と北緯26度44分03秒、東経128度09分36秒の点の間の陸岸から50メートル以内の水面域
 - (4) イーズメント：日本国政府は別添3に示す公道1号線を横断するユーティリティ施設のためのイーズメント（水道のための幅3メートル）を提供する。これらのイーズメントは、合衆国軍隊が当該ユーティリティ施設の使用、修理、保守、交換又は検査を行うためのものである。公道の境界内にあるユーティリティ施設を合衆国軍隊が修理、保守又は交換する場合は、日本国政府との調整が行われる。イーズメントの正確な位置は詳細な調査の完了後決定され、本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書に記載する。
 - f. 使用期間：定めず
 - g. 備考：
 - (1) 使用条件：前記の第2項eに記す水域は、陸上施設の保安のため常時使用される。
 - (2) その他：前記の第2項eに記す水域は、合衆国政府の排他的使用のため常時制限される。
3. 本件を承認するよう勧告する。

- 別添：1. 1971年6月30日付 米陸軍技術部図面15-09-11
2. 1972年4月4日付 奥間レスト・センター水域(A-4)
3. 1971年8月24日付 「奥間レスト・センター」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日 本 国 側 議 長

R. W. BELT

合 衆 国 海 軍 大 佐

合 衆 国 側 議 長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日 本 国 側 代 表

RICHARD M. LEE

合 衆 国 陸 軍 少 将

合 衆 国 側 代 表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 865

覚書宛先：合同委員会

件名：伊江島補助飛行場

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：伊江島補助飛行場

b. 施設番号：FAC 6005

c. 所在地：沖縄県国頭郡伊江村

d. 使用主目的：補助飛行場、空対地射爆撃場及び通信所

e. 区域の範囲：概略別添1、2及び3に示すとおり

(1) 陸上区域：別添3に示すとおり約8,187,000平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

(3) 水域：

第1水域：別添2に示すとおり北緯26度42分52秒、東経127度45分06秒の点と北緯26度43分47.8秒、東経127度47分41.5秒の点の間の陸岸から50メートル以内の水面域

第2水域：別添2に示すとおり北緯26度43分41秒、東経127度45分41秒の点を中心とする半径2海里の円弧内の水面域。この円弧の北東部分は北緯26度43分50.4秒、東経127度47分50.2秒の伊江島の北岸まで及び、この円弧の南部分は北緯26度42分34.5秒、東経127度45分14.5秒の点から真方位222度の線まで及び、北緯26度42.5分、東経127度44.4分の位置にある日本国政府の航路灯浮標(1号)はこの水域に含まれない。

(4) 空域：

W178空域：北緯26度44分、東経127度46分を中心とする半径5海里の円。高度15,000フィートまで。

W178A空域：北緯26度40分、東経127度36分を始点とし、北緯26度51分、東経127度31分の点まで、次いでその点から北緯26度44分、東経127度46分の点を中心とする半径1.5海

里の円弧に沿って時計回りに北緯26度50分、東経128度01分の点、北緯26度44分、東経127度46分の点、及び始点を結んだ線で囲まれる。高度13,000フィートまで。

f. 使用期間：定めず

g. 備考：

(1) 使用条件：

(a) 使用時間：

1. 第1水域：常時使用

2. 前記の第2項eに記す第2水域及び空域は次のとおり。

a. 空対地射爆撃：週7日06：00時から23：00時まで

b. パラシュート訓練：月曜日及び火曜日の16：00時から日没まで、火曜日の10：00時から14：00時並びに土曜日の06：00時から23：00時まで

c. 重量物投下訓練：毎日16：30時から23：00時まで

(b) 前記の第2項eに記す第1水域は、陸上施設の保安のため使用される。

(c) 前記の第2項eに記す第2水域及び空域においては、2,000ポンドを超えないあらゆる航空機用の在来型訓練弾を使用する空対地射爆撃及び重量物投下を含むパラシュート訓練を行う。

(d) 通告の方法：

現地合衆国当局は、前記の第2項eに記す第2水域を使用する予定がない場合には、その3日前までに現地防衛施設局へ通告する。

(2) その他：

(a) 参照文書の第2条第4項(a)の規定に基づき次に定める使用が許される。

沖縄電力株式会社及び伊江村は、本施設・区域内の土地であって、それらが所有、管理又は規制するユーティリティ施設の下部又は上部の土地の共同使用を許与される。前記の土地の正確な位置は現地調査によって決定され、本覚書の修正により追加される図面に表示される。

1. 合衆国政府は、これらの施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、保守要員の出入を保証する。

2. 合衆国政府は、許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあるあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者の招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入ることのあるそ

の他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国軍隊の構成員の故意又は重過失により生ずるものである場合については、この限りではない。前記の使用者は、許与された使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれらについての責任を負わない。

(b) 前記の第2項eに記す第1水域内において、日本国政府は継続的投錨、破壊、建設又はいかなる継続的使用も許可しない。合衆国政府は、第2水域における合衆国軍隊の使用期間中を除き、第1水域における漁業、貝の採取及び海草の採取を制限しない。

(c) 前記の第2項eに記す第2水域は、合衆国政府による使用期間中はその排他的使用のために制限される。日本国政府は、陸上の目標区域への進入を妨害するあらゆる建設又は継続的投錨を許可しない。漁業のための現地調整を行うことが認められる。

(d) 合衆国政府は、別添1及び3に示す本施設・区域内にある灯台の運営に関連する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも海上保安庁に対し出入を保証する。

(e) 合衆国政府は、北緯26度42.5分、東経127度44分に位置する航路灯浮標の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、前記の第2項eに記す第2水域の通過の要請があるときはいつでもその出入を保証する。

(f) 別添3に記す本施設・区域内にある出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。

(g) 本施設・区域内にある地元住民の財産たる住居、事業用施設、建物及び家屋についての事項は、今後検討すべきものとする。

3. 本件を承認するよう勧告する。

- 別添：1. 1967年8月15日付 空軍図面、基地配置図(2葉)表C-1及びC-4
2. 1972年4月4日付 伊江島水域(A-5)
3. 1971年8月24日付 「伊江島補助飛行場」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

R. W. BELT

日 本 国 側 議 長

合 衆 国 海 軍 大 佐

合 衆 国 側 議 長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

RICHARD M. LEE

日 本 国 側 代 表

合 衆 国 陸 軍 少 将

合 衆 国 側 代 表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 866

覚書宛先：合同委員会

件名：八重岳通信所

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：八重岳通信所

b. 施設番号：F A C 6006

c. 所在地：沖縄県名護市、国頭郡本部町

d. 使用主目的：通信所

e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり

(1) 陸上区域：別添2に示すとおり約198,300平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

f. 使用期間：定めず

g. 備考：

(1) 参照文書の第2条第4項(a)の規定に基づき次に定める使用が許される。

沖縄電力株式会社は、本施設・区域内の土地であって、同社が所有、管理又は規制するユーティリティ施設の下部又は上部の土地の共同使用を許与される。前記の土地の正確な位置は現地調査によって決定され、本覚書の修正により追加される図面に表示される。

(a) 合衆国政府は、これらの施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、保守要員の出入を保証する。

(b) 合衆国政府は、許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあるあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者の招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入るることのあるその他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国軍隊の構成員の故意又は重過失により生ずるものである場合については、この限りではない。前記の使用

者は、許与された使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれらについての責任を負わない。

(2) 別添2に記す本施設・区域内にある出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。

3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. 1971年6月30日付 技術部図面15-09-121

2. 1971年8月25日付 「八重岳通信所」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 867

覚書宛先：合同委員会

件名：慶佐次通信所

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。
 - a. 施設名：慶佐次通信所
 - b. 施設番号：FAC 6007
 - c. 所在地：沖縄県国頭郡東村字慶佐次
 - d. 使用主目的：通信所
 - e. 区域の範囲：概略別添1、2及び3に示すとおり
 - (1) 土地面積：別添3に示すとおり約574,700平方メートル
 - (2) 合衆国政府所有以外の建物：なし
 - (3) 水域：別添2に示すとおり北緯26度36分19秒、東経128度09分23秒の点と北緯26度35分54秒、東経128度09分16秒の点の間の陸岸から50メートル以内の水面域
 - f. 使用期間：定めず
 - g. 備考：
 - (1) 使用条件：前記の第2項eに記す水域は、陸上施設の保安のため常時使用される。
 - (2) その他：
 - (a) 参照文書の第2条第4項(a)の規定に基づき次に定める使用が許される。

東村は、別添1に示すとおり本施設・区域内の土地であって、東村給水設備の所在する下部又は上部の土地の共同使用を許与される。本施設・区域内に所在するこの給水設備のための区域の正確な範囲は現地調査によって決定され、本覚書の修正により追加される図面に表示される。

 1. 合衆国政府は、これらの施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、保守要員の出入を保証する。
 2. 合衆国政府は、許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあるあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者

の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者の招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入ることのあるその他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国軍隊の構成員の故意又は重過失により生ずるものである場合については、この限りではない。前記の使用人は、許与された使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれらについての責任を負わない。

(b) 第2項 e に記す水面域は、合衆国政府の排他的使用のため常時制限される。

3. 本件を承認するよう勧告する。

- 別添：1. 1962年9月20日付 海軍図面973201
2. 1972年3月16日付 慶佐次通信所水域(A-7)
3. 1971年8月24日付 「慶佐次通信所」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA	R. W. BELT
日本国側議長	合衆国海軍大佐 合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO	RICHARD M. LEE
日本国側代表	合衆国陸軍少将 合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 869

覚書宛先：合同委員会

件名：キャンプ・シュワブ

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：キャンプ・シュワブ

b. 施設番号：FAC 6009

c. 所在地：沖縄県名護市、国頭郡宜野座村

d. 使用主目的：宿舎、管理事務所及び訓練場

e. 区域の範囲：概略別添1から7までに示すとおり

(1) 陸上区域：別添7に示すとおり約20,697,000平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

(3) 水域：

(a) 第1水域：別添2に示すとおり北緯26度31分40秒、東経128度02分51秒の点と北緯26度30分57秒、東経128度02分16秒の点の間の陸岸から50メートル以内の水面域

(b) 第2水域：別添2に示すとおり北緯26度31分40秒、東経128度02分51秒の点から真方位90度に引いた線と、北緯26度30分57秒、東経128度02分16秒の点から真方位132度45分に引いた線の間の陸岸から500メートル以内の水面域

(c) 第3水域：別添3に示すとおり次の点を順次に結ぶ線の内側で陸岸に接続する水面域

北緯26度32分00秒、東経128度05分24秒

北緯26度29分34秒、東経128度08分13秒

北緯26度25分15秒、東経128度03分49秒

北緯26度25分15秒、東経128度01分35秒

北緯26度28分42秒、東経127度59分57秒

次の日本国政府の航路灯浮標は、この水域には含まれない。

ブイ 2 北緯26度30.8分、東経128度04.5分

ブイ 3 北緯 26 度 30. 9 分、東経 128 度 03. 9 分

ブイ 6 北緯 26 度 31. 7 分、東経 128 度 03. 9 分

ブイ 8 北緯 26 度 31. 9 分、東経 128 度 03. 5 分

(d) キャンプ・シュワブ L S T (訳注: landing ship, tank 戦車揚陸船) ランプ:

別添 4 に示すとおり北緯 26 度 31 分 24. 5 秒、東経 128 度 03 分 02 秒の点から真方位 80 度の線上 1, 000 メートルの点、その点から真方位 145 度の線上 2, 150 メートルの点を結ぶ線を中心に両側 200 メートルの水面域
次の航路灯浮標は、この水域に含まれない。

ブイ 1 北緯 26 度 30. 6 分、東経 128 度 04. 3 分

ブイ 4 北緯 26 度 31. 0 分、東経 128 度 04. 0 分

ブイ 5 北緯 26 度 31. 4 分、東経 128 度 03. 6 分

ブイ 10 北緯 26 度 31. 5 分、東経 128 度 03. 4 分

(e) 辺野古ビーチ: 別添 5 に示すとおり北緯 26 度 30 分 38. 5 秒、東経 128 度 02 分 05 秒の点から真方位 132 度 45 分の線と、北緯 26 度 30 分 57 秒、東経 128 度 02 分 16 秒の点から真方位 132 度 45 分の線との間の陸岸から 800 メートル以内の水面域

(f) 別添 7 に示すとおり北緯 26 度 30 分 59 秒、東経 128 度 02 分 58 秒を起点として真方位 190 度 00 分 00 秒に延びる長さ 260 メートル、直径 0. 8 メートルの下水管

(4) 空 域: 本施設・区域の上空全部及び前記の第 2 項 e (3) (c) に記す第 3 水域の上空の空域。高度: 2, 000 フィートまで。

(5) イーズメント: 日本国政府は、公道 13 号線を横断するユーティリティ施設のためのイーズメント (水道及び電気のための幅 3 メートル) を提供する。これらのイーズメントは、合衆国軍隊が当該ユーティリティ施設の使用、修理、保守、交換又は検査を行うためのものである。公道の境界内にあるユーティリティ施設を合衆国軍隊が修理、保守又は交換する場合は、日本国政府との調整が行われる。イーズメントの正確な位置は、詳細な調査の完了後決定され、本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書に記載する。

f. 使用期間: 定めず

g. 備 考:

(1) 使用条件:

(a) 合衆国政府は、必要な場合には、返還後できる限り速やかに合同委員会において使用条件を検討し、特定するとの了解の下に、返還以前の期間において使用していたとおり、本施設・区域を引き続き使用する。1952 年 12 月 17 日の第

3 2 回合同委員会承認された「陸上訓練区域への立入り、賠償責任、警戒通告」に関する合同委員会合意を適用する。

(b) 本施設・区域内においては実弾射撃が認められる。合衆国軍隊が使用する兵器は、水陸両用師団に編成上通常割り当てられる兵器の一般的範疇に入るものである。射撃は、指定された野外射撃場地区で行われる。実弾又は不活性弾はこの施設・区域内に航空機から投下又は発射されない。

(c) 使用時間：

1. 前記の第2項 e (3) (a)、第2項 e (3) (b)、第2項 e (3) (d)、第2項 e (3) (f) 及び第2項 e (4) に記す第1水域、第2水域、キャンプ・シュワブ L S T ランプ、下水管及び空域については常時使用。
2. 前記の第2項 e (3) (c) に記す第3水域については、1日24時間で月平均10日。ただし、年間120日を超えないものとする。
3. 前記の第2項 e (3) (e) に記す辺野古ビーチについては必要に応じて毎日。

(d) 用途：

1. 前記の第2項 e (3) (a) に記す第1水域は、陸上施設の保安のため使用される。
2. 前記の第2項 e (3) (b)、第2項 e (3) (c) 及び第2項 e (3) (e) に記す第2及び第3水域並びに辺野古ビーチは、水陸両用訓練のために使用される。実弾射撃は実施しない。信号目的のため及び合衆国軍隊の移動のコントロールのため信号弾を使用することができる。訓練のために水陸両用部隊が通常装備しているあらゆる兵器の空砲射撃が認められる。水中爆破は認められない。
3. 前記の第2項 e (3) (d) に記すキャンプ・シュワブの L S T ランプは、水陸両用訓練のため使用される。海に向かって500メートルを超えて実弾射撃は実施しない。水中爆破は認められない。
4. 前記の第2項 e (3) (f) に記す水域は、汚水処理のため使用される。
5. 前記の第2項 e (4) に記す空域は、計器訓練及び水陸両用訓練に使用する。

(e) 通告の方法：

1. 現地合衆国当局は、前記の第2項 e (3) (c) に記す第3水域を使用する場合は原則としてその15日前に現地防衛施設局に通告する。予測し難い事情がある場合は、遅くとも使用の7日前までに事前通告を行う。
2. 現地合衆国当局は、前記の第2項 e (3) (e) に記す辺野古ビーチの使用に関し、現地防衛施設局と通告の方法を調整する。

(f) 合衆国政府は、本施設・区域と海の間の出入のため辺野古川の使用を認められる。
この川に対しいかなる損害も与えないようあらゆる予防措置を講じる。

(2)その他：

(a) 参照文書の第2条第4項(a)の規定に基づき次に定める使用が許される。

沖縄電力株式会社及び沖縄県(給水設備)は、本施設・区域内の土地であって、同社又は沖縄県が所有、管理又は規制するユーティリティ施設の下部又は上部の土地の共同使用を許与される。前記の土地の正確な位置は現地調査によって決定され、本覚書の修正により追加される図面に表示される。合衆国政府は、これらの施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、保守要員の出入を保証する。

(b) 合衆国政府は、沖縄電力株式会社に対し、別添6に示されているとおり本施設・区域内にあるが本施設・区域には属さない同社の施設の運用に関連する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも出入を保証する。

(c) 合衆国政府は、許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあるあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者の招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入ることのあるその他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国軍隊の構成員の故意又は重過失により生ずるものである場合については、この限りではない。前記の使用者は、許与された使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれらについての責任を負わない。

(d) 合衆国政府は、別添7に示すとおり本施設・区域内にあるが本施設・区域には属さない灯台の運用に関連する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも海上保安庁に対し出入を保証する。

(e) 前記の第2項e(3)(a)に記す第1水域は、合衆国軍隊の排他的使用のため常時制限される。

(f) 前記の第2項e(3)(b)に記す第2水域は、合衆国軍隊の排他的使用のため制限される。ただし、網漁によらない小規模漁業は、使用期間中において合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。

(g) 前記の第2項e(3)(c)に記す第3水域内で、日本国政府は、継続的な投錨、係留、潜水、引揚げ作業、停泊又はその他の継続的活動を許可しない。合衆国政府は、使用期間中において合衆国軍隊の活動を妨げない限り、漁業を制限しない。

- (h) 前記の第2項e(3)(d)に記すキャンプ・シュワブLSTランプ内で、日本国政府は、潜水、サルベージ又はその他の継続的活動を許可しない。合衆国政府は、合衆国軍隊の使用を妨げない限り、航行及び漁業(網漁を除く)を制限しない。
- (i) 前記の第2項e(3)(e)に記す辺野古ビーチ内で、日本国政府は、使用期間中において網漁を認めない。合衆国政府は、漁業及び航行が使用期間中において合衆国軍隊の活動を妨げない限り、それ以外のいかなる制限も課さない。
- (j) 前記の第2項e(3)(f)に記す下水管区域内で、日本国政府は、継続的な投錨、破壊、建設又はいかなる継続的使用も許可しない。合衆国政府は、この水域内の漁業及び海産物の採取を制限しない。
- (k) 沖縄返還協定第6条に従って日本国政府に移管する沖縄県の財産(給水設備)及びこれらの財産が所在する土地は本施設・区域から除外される。合衆国政府は、本施設・区域内にあって本施設・区域には属さない沖縄県の設備の運用に関連する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、沖縄県(給水設備)に対し出入を保証する。この土地の正確な位置及び範囲は、共同現地調査の上決定されるものとし、面積は本覚書の修正により補正される。ただし、一般に、本施設・区域内にある水道管の下部又は上部の土地は、引き続き参照文書第2条第4項(a)の規定の適用を受ける。
- (l) 合衆国政府は、航路灯浮標(ブイ1、2、3、4、5、6、8及び10)の運用に関連する検査、保守、修理その他の作業のため、要請のあるときはいつでも前記の第2項e(3)(c)及び第2項e(3)(d)に記す水域への出入を保証する。
3. 参照文書の第2条4項(b)の規定に従い、合衆国政府が次に記す施設・区域の使用を許与されることに合意する。参照文書の関連条項は、特定される使用区域に限りかつ実際の使用時間帯に限り適用される。
- a. 合衆国軍隊は、訓練の目的で本施設・区域には属さないがその境界内に所在する貯水池に出入りする権利を有する。この貯水池を使用して行われる訓練は次のとおり。
- (1) 浮橋の設置及び使用
 - (2) 水質浄化訓練
 - (3) 渡河訓練
 - (4) 小型船舶の操作訓練
 - (5) サーフ・トレーニング
 - (6) 水陸両用車使用の習熟訓練
 - (7) ヘリコプターによる消火訓練
 - (8) ヘリコプターによる空一海救助訓練

b. 使用期間：年間25日を超えない期間

c. 備考：

(1) 使用条件：

- (a) 実弾及び空砲射撃は貯水池区域内では行わない。信号弾は使用しない。水中爆破は認められない。
- (b) 現地合衆国当局は、貯水池区域を使用する場合は原則としてその15日前に現地防衛施設局に通告する。ただし、予測し難い事情がある場合は、遅くとも使用の7日前までに事前通告を行う。
- (c) 貯水池区域内では合衆国軍隊による恒久工作物の建設は行わない。
- (d) 使用期間中に貯水池区域内に合衆国軍隊によって建てられたいかなる仮設工作物も各使用期間が終了次第、合衆国軍隊によって撤去される。
- (e) 合衆国政府は、本施設・区域内の貯水池にいかなる汚染ももたらさないよう予防措置を講ずる。
- (f) 追加的な詳細事項については、必要に応じ現地合衆国当局と現地日本側当局との間で合意することができる。

(2) その他：参照文書の第2条第4項(b)の規定による使用は、日本国政府が貯水池の管理機関(沖縄県)との間の内部調整を終了したときから実施できる。日本国政府は、1972年6月30日までに前記の調整を終了する。

4. 本件を承認するよう勧告する。

- 別添： 1. 海軍施設技術本部図面7750366
2. 1972年3月24日付 シュワブ水域(A-9)
3. 1972年4月21日付 キャンプ・シュワブ区域 第3水域(A-9)
4. 1972年4月21日付 キャンプ・シュワブLSTランプ(A-9)
5. 1972年3月24日付 辺野古ビーチ水域(A-9)
6. 1972年4月21日付 キャンプ・シュワブ(除外財産)
7. 1972年2月24日付 「キャンプ・シュワブ」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO	RICHARD M. LEE
日本国側代表	合衆国陸軍少将
	合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 870

覚書宛先：合同委員会

件名：辺野古弾薬庫

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：辺野古弾薬庫

b. 施設番号：FAC 6010

c. 所在地：沖縄県名護市字二見、字辺野古

d. 使用主目的：弾薬庫

e. 区域の範囲：概略別添1、2及び3に示すとおり

(1) 陸上区域：別添3に示すとおり約1,178,000平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

(3) 水域：別添2に示すとおり北緯26度32分25.5秒、東経128度02分25.7秒の点と北緯26度31分40秒、東経128度02分51秒の点の間の陸岸から50メートル以内の水面域

f. 使用期間：定めず

g. 備考：

(1) 使用条件：前記の第2項eに記す水域は、陸上施設の保安のため使用される。

(2) その他

(a) 参照文書の第2条第4項(a)の規定に基づき次に定める使用が許される。

沖縄電力株式会社は、本施設・区域内の土地であって、同社が所有、管理又は規制するユーティリティ施設の下部又は上部の土地の共同使用を許与される。前記の土地の正確な位置は現地調査によって決定され、本覚書の修正により追加される図面に表示される。

1. 合衆国政府は、これらの施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、保守要員の出入を保証する。

2. 合衆国政府は、許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあるあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者

の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者の招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入ることのあるその他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国軍隊の構成員の故意又は重過失により生ずるものである場合については、この限りではない。前記の使用人は、許与された使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれらについての責任を負わない。

(b) 前記の第2項eに記する水域内において、日本国政府は、継続的投錨、破壊、建設又はいかなる種類の継続的使用も認めない。合衆国政府は、本水域内において漁業及び海産物の採取を制限しない。

3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. 1971年6月30日付 技術部図面15-09-120
2. 1972年3月27日付 辺野古弾薬庫水域(A10)
3. 1971年8月24日付 「辺野古弾薬庫」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 871

覚書宛先：合同委員会

件名：キャンプ・ハンセン

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：キャンプ・ハンセン

b. 施設番号：FAC 6011

c. 所在地：沖縄県名護市、国頭郡金武村、宜野座村、恩納村

d. 使用目的：宿舎、管理事務所及び訓練場

e. 区域の範囲：概略別添1から4までに示すとおり

(1) 陸上区域：別添4に示すとおり約51,998,000平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

(3) 水域：別添2に示すとおり北緯26度29分59秒、東経127度59分38秒を起点とする真方位90度の線と北緯26度29分44秒、東経127度59分43秒を起点とする真方位90度の線の間の陸岸から500メートル以内の水面域からなるキャンプ・ハンセン訓練場のLV T（訳注：Landing Vehicles Tracked 上陸用装軌車）の出入地点

(4) 空域：

(a) キャンプ・ハンセン上空の高度2,000フィートまでの全空域

(b) R-177空域（イーズリー射撃場）：北緯26度27分、東経127度54分を始点とし、北緯26度30分、東経127度58分の点、北緯26度31分、東経127度59分の点、北緯26度32分、東経127度59分の点、北緯26度29分、東経127度52分の点から始点に戻る。高度3,000フィートまで。

(5) イーズメント：

(a) 日本国政府は、公道104号線及び108号線を横断するユーティリティ施設のためのイーズメント（水道及び電気のための幅3メートル並びに下水道及び排水のための幅6メートル）を提供する。これらのイーズメントは、合衆国軍隊が当該ユーティリティ施設の使用、修理、保守、交換又は検査を行うためのもので

ある。公道の境界内にあるユーティリティ施設を合衆国軍隊が修理、保守又は交換する場合は、日本国政府との調整が行われる。イーゾメントの正確な位置は、詳細な調査の完了後決定され、本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書に記載する。

- (b) 日本国政府は、別添 4 に示すとおり公道 13 号線を横切る 4.5メートル×14メートルのコンクリート製の平板のためのイーゾメントを提供する。このイーゾメントは、合衆国軍隊が装軌車輛で公道 13 号線を横切るためのものである。イーゾメントの正確な位置は、詳細な調査の完了後決定され、本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書に記載する。

f. 使用期間：定めず

g. 備考：

(1) 使用条件：

- (a) 合衆国政府は、必要な場合には、返還後できる限り速やかに合同委員会において使用条件を検討し、特定するとの了解の下に、返還以前の期間において使用していたとおり、本施設・区域を引き続き使用する。1952年12月17日の第32回合同委員会で承認された「陸上訓練演習場への立入り、責任、警戒通告」に関する合同委員会合意を適用する。

- (b) 本施設・区域内においては実弾射撃が認められる。合衆国軍隊が使用する兵器は、水陸両用師団に編成上通常割り当てられる兵器の一般的範疇に入るものである。ヘリコプター及び固定翼航空機による弾着区域に向けての空対地の実弾射撃が認められる。爆発物処理が許される。爆破訓練は指定された射撃場内で行われる。

(c) 使用時間：

1. 前記の第2項 e (3) に記す水域は、必要に応じて毎日
2. 前記の第2項 e (4) に記す空域及び R-177 (イーゾリー射撃場) は常時使用

(d) 用途：

1. 前記の第2項 e (3) に記す水域は水陸両用訓練に使用される。実弾射撃は行わない。信号目的のため及び合衆国軍隊の移動のコントロールのために信号弾を使用することができる。訓練のために水陸両用部隊が通常装備しているあらゆる兵器の空砲射撃が認められる。水中爆破は認められない。
2. 前記の第2項 e (4) (a) に記す空域は、有視界飛行による航空機の運用のために使用される。
3. 前記の第2項 e (4) (b) に記す空域は、空対地訓練のために使用される。

(e) 通告の方法：

現地合衆国当局は、前記の第2項e(3)に記す水域の使用に関し、現地防衛施設局と通告の方法を調整する。

(2) その他：

(a) 参照文書の第2条第4項(a)の規定に基づき次に定める使用が許される。

沖縄電力株式会社及び沖縄県(給水設備)は、本施設・区域内の土地であって、同社又は沖縄県が所有、管理又は規制するユーティリティ施設の下部又は上部の土地の共同使用を許与される。前記の土地の正確な位置は現地調査によって決定され、本覚書の修正により追加される図面に表示される。合衆国政府は、これらの施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、保守要員の出入を保証する。

(b) 合衆国政府は、沖縄電力株式会社に対し、別添3に示されているとおり本施設・区域内にあるが本施設・区域には属さない同社の施設の運用に関連する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも出入を保証する。

(c) 合衆国政府は、許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあるあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者の招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入るることのあるその他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国軍隊の構成員の故意又は重過失により生ずるものである場合については、この限りではない。前記の使用人は、許与された使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれらについての責任を負わない。

(d) 前記の第2項e(3)に記す水域内において、合衆国政府は、合衆国軍隊の使用を妨げない限り、漁業及び航行にいかなる制限も課さない。

(e) 別添4に記された本施設・区域内の出入路及び公道104号線の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。

(f) 沖縄返還協定第6条に従って日本国政府に移管する沖縄県の財産(給水設備)及びこれらの財産が所在する土地は本施設・区域から除外される。合衆国政府は、本施設・区域内にあって本施設・区域には属さない沖縄県の設備の運用に関連する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、沖縄県(給水設備)に対し出入を保証する。この土地の正確な位置及び範囲は、共同現

地調査の上決定されるものとし、面積は本覚書の修正により補正される。ただし、一般に、本施設・区域内にある水道管の下部又は上部の土地は、引き続き参照文書第2条第4項(a)の規定の適用を受ける。

3. 参照文書の第2条第4項(b)の規定に従い、合衆国政府が次に記す施設・区域の使用を認められることに合意する。参照文書の関連条項は、特定される使用区域に限りかつ実際の使用時間帯に限り適用される。

a. 合衆国軍隊は、訓練の目的で本施設・区域に属さないがその境界内に所在する貯水池への出入の権利を有する。この貯水池を使用して行われる訓練は次のとおり。

- (1) 浮橋の設置及び使用
- (2) 水質浄化訓練
- (3) 渡河訓練
- (4) 小型船舶の操作訓練
- (5) サーフ・トレーニング
- (6) 水陸両用車使用の習熟訓練
- (7) ヘリコプターによる消火訓練
- (8) ヘリコプターによる空一海救助訓練

b. 使用期間：年間100日を超えない期間

c. 備考：

(1) 使用条件：

- (a) 実弾又は空砲射撃は貯水池区域内では行わない。信号弾は使用しない。水中爆破は認められない。
- (b) 現地合衆国当局は、貯水池区域を使用する場合は原則としてその15日前に現地防衛施設局に通告する。ただし、予測し難い事情がある場合は、遅くとも使用の7日前までに事前通告を行う。
- (c) 貯水池区域内では合衆国軍隊による恒久工作物の建設は行わない。
- (d) 使用期間中に貯水池区域内に合衆国軍隊によって建てられたいかなる仮設工作物も各使用期間が終了次第、合衆国軍隊によって撤去される。
- (e) 合衆国政府は、本施設・区域内の貯水池にいかなる汚染ももたらさないよう予防措置をとる。
- (f) 追加的な詳細事項については、必要に応じ現地合衆国当局と現地日本側当局との間で合意することができる。

(2) その他：参照文書の第2条第4項(b)の規定による使用は、日本国政府が貯水池の管理機関(沖縄県)との間の内部調整を終了したときから実施できる。日本国政府は、1972年6月30日までに前記の調整を終了する。

4. 本件を承認するよう勧告する。

- 別添：1. 配置図、2葉、技術部図面第7750365及び1152746
2. 1972年3月24日付 キャンプハンセン訓練区域LVT出入地点（全）
水域
3. 1972年4月26日付 キャンプハンセン（除外財産）
4. 1971年8月25日付 「キャンプハンセン」位置境界図
（合同委員会ファイル用のみ）

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA	R. W. BELT
日本国側議長	合衆国海軍大佐
	合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO	RICHARD M. LEE
日本国側代表	合衆国陸軍少将
	合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 872

覚書宛先：合同委員会

件名：久志訓練場

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

2. 参照文書の第2条第4項(b)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。参照文書の関連条項は、特定される使用区域内に限り、かつ実際の使用時間帯に限り適用される。

a. 施設名：久志訓練場

b. 施設番号：FAC 6112

c. 所在地：沖縄県名護市字久志

d. 使用主目的：訓練場

e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり

(1) 陸上区域：別添2に示すとおり約85,000平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

(3) 水域：別添1に示すとおり北緯26度31分31秒、東経128度00分28.5秒の点と、北緯26度30分16秒、東経128度00分30.7秒の点の間の陸岸から磁方位094度の方向に700メートル以内の水面域

f. 使用期間：

(1) 陸上区域：必要に応じ年間72日を超えない期間

(2) 水域：1日24時間で月平均10日。ただし、年間120日を超えないものとする。

g. 備考：

(1) 使用条件

(a) 本施設・区域においては実弾射撃を行わない。訓練のために水陸両用部隊が通常装備しているあらゆる兵器の空砲射撃が認められる。緊急の場合の信号目的のため及び合衆国軍隊の移動のコントロールのため信号弾を使用することができる。水中爆破は認められない。

(b) 前記の第2項eに記す区域は、水陸両用訓練のために使用される。

(c) 通告の方法：現地合衆国当局は、前記の第2項eに記す区域を使用する場合は、7日前までに、現地防衛施設局に通告する。

(d) 本施設・区域において、合衆国軍隊は、恒久工作物を建てない。

(e) 使用期間中に本施設・区域内に合衆国軍隊によって建てられたいかなる仮設工作物も各使用期間が終了次第、合衆国軍隊によって撤去される。

(2)その他：

(a) 前記の第2項 e に記す区域において、合衆国政府は、航行及び漁業を含むいかなる通常の生業活動も、合衆国軍隊の活動が妨げられない限り、制限しない。

(b) 住居用及び事業用施設、建物並びに家屋は、本施設・区域から除外される。これらの財産及び区域の正確な位置は、共同調査を行って決定し、本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書に記載する。

(c) 参照文書の第5条の適用範囲に含まれず、前項(b)により本施設・区域から除外される住居用及び事業用施設、建物並びに家屋に囲まれ、又はそれらの間を通過し、又はそれらに隣接する公道でない道及び小径の合衆国政府による使用が必要な場合には、前項(b)に定める共同調査の完了後、本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書に記載する。

(d) 追加的な詳細については、必要に応じ現地合衆国当局と現地日本当局が合意することができる。

3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. 1972年3月24日付 久志訓練場水域(A-12)

2. 1971年8月26日付 「久志訓練場」位置境界図

(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 873

覚書宛先：合同委員会

件名：恩納通信所

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：恩納通信所

b. 施設番号：FAC 6013

c. 所在地：沖縄県国頭郡恩納村字恩納

d. 使用主目的：通信及び管理事務所

e. 区域の範囲：概略別添1、2及び3に示すとおり

(1) 陸上区域：別添3に示すとおり約599,000平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

(3) 水域：北緯26度29分18.6秒、東経127度50分41秒の点と北緯26度29分40秒、東経127度50分39秒の点の間の陸岸から50メートル以内の水面域

(4) 空域：広範囲の有視界飛行による航空機の運用のため本施設の上空高度2,000フィート(AGL)までの全空域。

(5) イーズメント：日本国政府は、別添3に示すとおり公道1号線を横断する又は公道1号線に沿っているユーティリティ施設のためのイーズメント(水道のための幅3メートル)を提供する。これらのイーズメントは、合衆国軍隊が当該ユーティリティ施設の使用、修理、保守、交換又は検査を行うためのものである。公道の境界内にあるユーティリティ施設を合衆国軍隊が修理、保守又は交換する場合は、日本国政府との調整が行われる。イーズメントの正確な位置は、詳細な調査の完了後決定され、本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書に記載する。

f. 使用期間：定めず

g. 備考：

(1) 使用条件

前記の第2項eに記す区域は、陸上施設の保安のために常時使用される。

(2) その他：

(a) 参照文書の第2条第4項(a)の規定に基づき次に定める使用が許される。

沖縄電力株式会社は、本施設・区域内の土地であって、同社が所有、管理又は規制するユーティリティ施設の下部又は上部の土地の共同使用を許与される。前記の土地の正確な位置は現地調査によって決定され、本覚書の修正として追加される図面に表示される。

1. 合衆国政府は、これらの施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、保守要員の出入を保証する。
2. 合衆国政府は、許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあるあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者の招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入ることのあるその他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国軍隊の構成員の故意又は重過失により生ずるものである場合については、この限りではない。前記の使用人は、許与された使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれらについての責任を負わない。

(b) 前記の第2項eに記す区域において、日本国政府は、建設、継続的投錨、破壊又はいかなる種類の継続的使用も禁止する。合衆国政府は、区域内における漁業及び海産物の採取を制限しない。

(c) 別添3に記す本施設・区域内にある出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。

3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. 1967年8月15日付 「基地配置図」空軍図面番号C-1、4

2. 1972年3月16日付 恩納通信所水域(A-13)

3. 1971年8月24日付 「恩納通信所」位置境界図

(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO	RICHARD M. LEE
日本国側代表	合衆国陸軍少将
	合衆国側代表

施設分科委員会

1 9 7 2 年 5 月 1 5 日

覚書番号 8 7 4

覚書宛先：合同委員会

件 名：キャンプ・ハーディ

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づ
く施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

2. 参照文書の第 2 条第 1 項 (a) の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示さ
れる施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：キャンプ・ハーディ

b. 施設番号：F A C 6 0 1 4

c. 所在地：沖縄県国頭郡宜野座村字松田

d. 使用主目的：訓練場

e. 区域の範囲：概略別添 1、2 及び 3 に示すとおり

(1) 陸上区域：別添 3 に示すとおり約 2 6 7, 1 0 0 平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

(3) 水域：

第 1 水域：別添 2 に示すとおり北緯 2 6 度 2 8 分 5 2 . 3 秒、東経 1 2 8 度 0 0
分 1 5 . 6 秒の点と北緯 2 6 度 2 8 分 3 6 秒、東経 1 2 7 度 5 9 分 5 1 .
3 秒の点の間の陸岸から 5 0 メートル以内の水面域

第 2 水域：別添 2 に示すとおり北緯 2 6 度 2 8 分 5 2 . 3 秒、東経 1 2 8 度 0 0
分 1 5 . 6 秒の点から真方位 9 0 度に引いた線と北緯 2 6 度 2 8 分 3 6
秒、東経 1 2 7 度 5 9 分 5 1 . 3 秒の点から真方位 1 8 0 度に引いた線
の間の陸岸から 5 0 0 メートル以内の水面域

第 3 水域：(1 A 射撃場) 別添 2 に示すとおり

北緯 2 6 度 2 8 分 4 7 秒、東経 1 2 8 度 0 0 分 0 2 秒の点及び
北緯 2 6 度 2 8 分 1 4 秒、東経 1 2 8 度 0 0 分 1 2 秒の点
から円弧状に

北緯 2 6 度 2 8 分 5 9 秒、東経 1 2 8 度 0 0 分 3 8 秒の点及び
北緯 2 6 度 2 8 分 4 7 秒、東経 1 2 8 度 0 0 分 0 2 秒の点まで。

第 4 水域：(1 B 射撃場) 別添 2 に示すとおり

北緯 2 6 度 2 8 分 4 7 秒、東経 1 2 8 度 0 0 分 0 2 秒の点、
北緯 2 6 度 2 8 分 1 4 秒、東経 1 2 8 度 0 0 分 1 2 秒の点、及び

北緯 26 度 26 分 22 秒、東経 128 度 00 分 39 秒の点
から円弧状に

北緯 26 度 29 分 37 秒、東経 128 度 02 分 34 秒の点

北緯 26 度 28 分 59 秒、東経 128 度 00 分 38 秒の点及び

北緯 26 度 28 分 47 秒、東経 128 度 00 分 02 秒の点まで。

(4) 空 域：前記の第 2 項 e(3) に記す第 3 水域（1 A 射撃場）及び第 4 水域（1 B 射撃場）の上空高度 1, 000 フィートまで。

f. 使用期間：定めず

g. 備 考：

(1) 使用条件

(a) 合衆国政府は、必要な場合には、返還後できる限り速やかに合同委員会において使用条件を検討し、特定するとの了解の下に、返還以前の期間において使用していたとおり、本施設・区域を引き続き使用する。1952年12月17日の第32回合同委員会で承認された「陸上訓練演習場への立入り、責任、警戒通告」に関する合同委員会合意を適用する。

(b) 本施設・区域内においては実弾射撃が認められる。合衆国軍隊が使用する兵器は、歩兵師団に編成上通常割り当てられる兵器の一般的範疇に入るものであるが、50口径又は100ミリを超えないものとし、制限高度の1,000フィートを超えて射撃してはならない。

(c) 使用時間：前記の第 2 項 e に記す第 2 水域、第 3 水域及び第 4 水域について、07:00時から18:00時までで、週平均4日とし、年間208日を超えない。

(d) 用 途：

1. 前記の第 2 項 e に記す第 1 水域は、地上施設の保安のために使用される。

2. 前記の第 2 項 e に記す第 2 水域は、歩兵潜入及び水陸両用攻撃訓練に使用される。

3. 前記の第 2 項 e に記す第 3 水域及び第 4 水域は、歩兵戦闘訓練の扇形の射撃場として使用される。

(e) 通告の方法：

現地合衆国当局は、前記の第 2 項 e に記す第 2 水域、第 3 水域及び第 4 水域を使用する場合は、15日前までに現地防衛施設局に通告する。

(2) その他：

(a) 参照文書の第 2 条第 4 項 (a) の規定に基づき次に定める使用が許される。

沖縄電力株式会社は、本施設・区域内の土地であって、同社が所有、管理又は

- 規制するユーティリティ施設の下部又は上部の土地の共同使用を許与される。
- (b) 前記の土地の正確な位置は現地調査によって決定され、本覚書の修正により追加される図面に表示される。
- (c) 合衆国政府は、沖縄電力株式会社のコーティリティ施設及びゴルフ・アジア・ターミナル株式会社の航法援助標識の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、保守要員の出入を保証する。
- (d) 合衆国政府は、前記の第2項g(2)(a)に基づいて許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあるあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者の招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入ることのあるその他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国軍隊の構成員の故意又は重過失により生ずるものである場合については、この限りではない。前記の使用者は、許与された使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれらについての責任を負わない。
- (e) 前記の第2項eに記す第1水域は、合衆国軍隊の排他的使用のために常時制限される。
- (f) 前記の第2項eに記す第2水域、第3水域及び第4水域は、特定される使用期間中、合衆国軍隊の排他的使用のため制限される。
- (g) 別添3に記す本施設・区域内にある出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。
- (h) ゴルフ・アジア・ターミナル株式会社所有の航法援助標識の下部にある土地は、本施設・区域から除外される。この土地の正確な範囲は、共同の現地調査によって決定される。

3. 本件を承認するよう勧告する。

- 別添：1. 1971年6月30日付 技術部図面番号15-09-86
2. 1972年4月4日付 キャンプ・ハーディ水域(A-14)
3. 1971年8月24日付 「キャンプ・ハーディ」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 875

覚書宛先：合同委員会

件名：恩納サイト

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。
 - a. 施設名：恩納サイト
 - b. 施設番号：FAC 6215
 - c. 所在地：沖縄県国頭郡恩納村字富着、字谷茶、字恩納、金武村字屋嘉
 - d. 使用主目的：ミサイル・サイト
 - e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり
 - (1) 陸上区域：別添2に示すとおり約267,100平方メートル
 - (2) 合衆国政府所有以外の建物：なし
 - f. 使用期間：本施設・区域が日本国政府に返還されるときまで
 - g. 備考：別添2に記された本施設・区域内の出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。

3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. 1971年6月30日付 技術部図面 15-09-112
2. 1972年2月16日付 「恩納サイト」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA	R. W. BELT
日本国側議長	合衆国海軍大佐 合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO	RICHARD M. LEE
日本国側代表	合衆国陸軍少将 合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 876

覚書宛先：合同委員会

件名：屋嘉訓練所

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第4項(b)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。
 - a. 施設名：屋嘉訓練所
 - b. 施設番号：FAC 6116
 - c. 所在地：沖縄県国頭郡金武村字屋嘉
 - d. 使用主目的：訓練場
 - e. 区域の範囲：概略別添に示すとおり
 - (1) 陸上区域：別添に示すとおり約2,036,000平方メートル
 - (2) 合衆国政府所有以外の建物：なし
 - f. 使用期間：必要に応じて年間60日以内
 - g. 備考：
 - (1) 使用条件：
 - (a) 本施設・区域内は実弾射撃は行わない。訓練のために水陸両用部隊が通常装備しているあらゆる兵器の空砲射撃が認められる。緊急の場合の信号目的のため及び合衆国軍隊の移動のコントロールのために信号弾を使用することができる。
 - (b) 本施設・区域内では合衆国軍隊による恒久工作物の建設は行わない。
 - (c) 使用期間中に本施設・区域内に合衆国軍隊によって建てられたいかなる仮設工作物も各使用期間が終了次第、合衆国軍隊によって撤去される。
 - (d) 現地合衆国当局は、前記の第2項eに記す区域を使用する場合は、15日前までに現地防衛施設局に通告する。
 - (2) その他：
 - (a) 住居用及び事業用施設、建物並びに家屋は、本施設・区域から除外される。これらの財産及び区域の正確な位置は、共同調査を行って決定し、本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書に記載する。
 - (b) 参照文書の第5条の適用範囲に含まれず、前項(a)により本施設・区域から除外される住居用及び事業用施設、建物並びに家屋に囲まれ、又はそれらの間を通

過し、又はそれらに隣接する公道でない道及び小径の合衆国政府による使用が必要な場合には、前項(a)に定める共同調査の完了後、本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書に記載する。

(c) 前記の第2項eに記す区域において、航行及び漁業を含むいかなる通常の生業活動も合衆国軍隊の活動が妨げられない限り制限しない。

(d) 追加的な詳細については、必要に応じ現地合衆国当局と現地日本当局が合意することができる。

3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1971年8月24日付 「屋嘉訓練場」位置境界図

(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 877

覚書宛先：合同委員会

件名：ギンバル訓練場

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：ギンバル訓練場

b. 施設番号：FAC 6017

c. 所在地：沖縄県国頭郡金武村字金武

d. 使用主目的：訓練場

e. 区域の範囲：概略別添に示すとおり

(1) 陸上区域：別添に示すとおり約489,700平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

f. 使用期間：定めず

g. 備考：

(1) 使用条件：

(a) 1952年12月17日の第32回合同委員会で承認された「陸上訓練区域への立入り、賠償責任、警戒通告」に関する合同委員会合意を適用する。

(b) 本施設・区域内では実弾射撃は行わない。緊急の場合の信号目的のため及び合衆国軍隊の移動をコントロールするために信号弾を使用することができる。訓練のため水陸両用部隊が通常装備するすべての兵器の空砲射撃が認められる。訓練実施中の火力支援のシュミレーションを目的とする制御された爆破が許される。

(2) その他：別添に示す本施設・区域内の出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。

3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1971年8月24日付、「ギンバル訓練場」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 878

覚書宛先：合同委員会

件名：屋嘉レストセンター

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：屋嘉レストセンター

b. 施設番号：FAC 6018

c. 所在地：沖縄県国頭郡金武村字屋嘉

d. 使用主目的：厚生施設及び管理事務所

e. 区域の範囲：概略別添1、2及び3に示すとおり

(1) 陸上区域：別添3に示すとおり約93,100平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

(3) 水域：別添2に示すとおり北緯26度26分54秒、東経127度51分35秒の点と北緯26度26分52秒、東経127度51分19秒の点の間の陸岸から50メートル以内の水面域

(4) イーズメント：日本国政府は、公道13号線を横断するユーティリティ施設のためのイーズメント（水道及び電気のための幅3メートル）を提供する。これらのイーズメントは、合衆国軍隊が当該ユーティリティ施設の使用、修理、保守、交換又は検査を行うためのものである。公道の境界内にあるユーティリティ施設を合衆国軍隊が修理、保守又は交換する場合は、日本国政府との調整が行われる。イーズメントの正確な位置は、詳細な調査の完了後決定され、本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書に記載する。

f. 使用期間：定めず

g. 備考：

(1) 使用条件：前記の第2項eに規定する水域は、陸上施設の保安のために常時使用される。

(2) その他：前記の第2項eに規定する水域は、合衆国軍隊の排他的使用のために常時制限される。

3. 本件を承認するよう勧告する。

- 別添：1. 1971年6月30日付 技術部図面 15-09-34
2. 1972年3月17日付 屋嘉ビーチ水域(A18)
3. 1971年8月24日付 「屋嘉レストセンター」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA
日 本 国 側 議 長

R. W. BELT
合 衆 国 海 軍 大 佐
合 衆 国 側 議 長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO
日 本 国 側 代 表

RICHARD M. LEE
合 衆 国 陸 軍 少 将
合 衆 国 側 代 表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 879

覚書宛先：合同委員会

件名：金武レッド・ビーチ訓練場

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：金武レッド・ビーチ訓練場

b. 施設番号：FAC 6019

c. 所在地：沖縄県国頭郡金武村字金武

d. 使用主目的：訓練場

e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり

(1) 陸上区域：別添2に示すとおり約16,200平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

(3) 水域：

第1水域：別添1に示すとおり北緯26度26分37秒、東経127度54分45秒の点と北緯26度26分37秒、東経127度54分52秒の点の間の陸岸から50メートル以内の水面域

第2水域：別添1に示すとおり北緯26度26分47秒、東経127度53分57秒の点から真方位180度に引いた線と北緯26度26分37秒、東経127度54分58.3秒の点から真方位180度に引いた線との間の陸岸から500メートル以内の水面域

第3水域：別添1に示すとおり北緯26度26分35秒、東経127度54分46.3秒に位置するランプの両側150メートルを、北緯26度26分30秒、東経127度54分47.6秒の第3係船浮標から100メートル先の点まで延長した水域

第4水域：別添1に示すとおり北緯26度26分35秒、東経127度54分46.3秒に位置するランプの両側150メートルを、真方位194.5度の方向へ3,000メートル延長した水域

f. 使用期間：定めず

g. 備考：

(1) 使用条件：

(a) 本施設・区域内においては実弾射撃は行わない。緊急の場合の信号目的のため及び合衆国軍隊の移動をコントロールするために信号弾を使用することができる。訓練のため水陸両用部隊が通常装備する全ての兵器の空砲による射撃は認められる。水中爆破は認められない。

(b) 使用時間：

1. 前記の第2項eに記す第1水域は常時使用、第2水域は必要に応じて使用される。
2. 前記の第2項eに記す第3及び第4水域については、1日24時間で月平均10日。ただし、年間120日を超えないものとする。

(c) 用途：

1. 前記の第2項eに記す第1水域は、陸上施設の保安のため使用される。
2. 前記の第2項eに記す第2水域は、水陸両用訓練及びランプ操作のため使用される。
3. 前記の第2項eに記す第3水域は、船舶の安全、保安のため使用される。
4. 前記の第2項eに記す第4水域は、進入水路として使用される。

(d) 通告の方法：

1. 現地合衆国当局は、前記の第2項eに記す第2水域に関し、現地防衛施設局と通告の方法を調整する。
2. 現地合衆国当局は、前記の第2項eに記す第3水域を使用する場合は、現地レベルで通告を行い、原則として使用開始の48時間前、遅くとも24時間前までに赤旗を掲揚する。
3. 現地合衆国当局は、前記の第2項eに記す第4水域を使用する場合は、7日前までに現地防衛施設局へ通告する。

(2) その他：

(a) 別添2に記す本施設・区域内の出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。

(b) 前記の第2項eに記す第1水域は、合衆国軍隊の排他的使用のために常時制限される。

(c) 前記の第2項eに記す第2水域において、日本国政府は、継続的投錨、破壊、建設又はいかなる継続的使用も認めない。合衆国政府は、合衆国軍隊が当該区域を使用しないときは航行及び漁業を制限しない。

(d) 前記の第2項eに記す第3及び第4水域においては、特定される使用期間中、合衆国軍隊の排他的使用のために制限される。

3. 本件を承認するよう勧告する。

- 別添：1. 1972年3月24日付 金武レッド・ビーチ水域（A-19）
2. 1971年8月26日付 「金武レッド・ビーチ訓練場」位置境界図
（合同委員会ファイル用のみ）

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA
日 本 国 側 議 長

R. W. BELT
合 衆 国 海 軍 大 佐
合 衆 国 側 議 長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO
日 本 国 側 代 表

RICHARD M. LEE
合 衆 国 陸 軍 少 将
合 衆 国 側 代 表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 880

覚書宛先：合同委員会

件名：金武ブルー・ビーチ訓練場

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：金武ブルー・ビーチ訓練場

b. 施設番号：FAC 6020

c. 所在地：沖縄県国頭郡金武村字金武

d. 使用主目的：訓練場

e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり

(1) 陸上区域：別添2に示すとおり約396,000平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

(3) 水域：

第1水域：別添1に示すとおり北緯26度26分24秒、東経127度56分

44秒の点と北緯26度26分12秒、東経127度56分12秒の点
の間の陸岸から50メートル以内の水面域

第2水域：別添1に示すとおり北緯26度26分24秒、東経127度56分

44秒の点から磁方位93.5度に引いた線と北緯26度26分12秒、
東経127度56分12秒の点から磁方位183.5度に引いた線との
間の陸岸から500メートル以内の水面域

第3水域：別添1に示すとおり以下の各点に囲まれる水面域：

北緯26度26分12秒、東経127度56分15秒

北緯26度25分12秒、東経127度56分15秒

北緯26度25分13秒、東経127度56分43秒

北緯26度26分13秒、東経127度56分43秒

f. 使用期間：定めず

g. 備考：

(1) 使用条件：

(a) 合衆国政府は、必要な場合には、返還後できる限り速やかに合同委員会におい

て使用条件を検討し、特定するとの了解の下に、返還以前の期間において使用していたとおり、本施設・区域を引き続き使用する。1952年12月17日の第32回合同委員会で承認された「陸上訓練演習場への立入り、責任、警戒通告」に関する合同委員会合意を適用する。

(b) 本施設・区域内においては実弾射撃は行わない。訓練のため水陸両用部隊が通常装備する全ての兵器の空砲による射撃及び訓練実施中の火力支援のシミュレーションを目的とする爆破は認められる。緊急の場合の信号目的のため及び合衆国軍隊の移動をコントロールするために信号弾を使用することができる。水中爆破は認められない。

(c) 使用時間：

1. 前記の第2項eに記す第1水域は常時使用、前記の第2項eに記す第2水域は、必要とされる日に使用される。
2. 前記の第2項eに記す第3水域については、1日24時間で月平均10日。ただし、年間120日を超えないものとする。

(d) 用 途：

1. 前記の第2項eに記す水域は、陸上施設の保安のため使用される。
2. 前記の第2項eに記す第2及び第3水域は、水陸両用訓練のため使用される。

(e) 通告の方法：

1. 現地合衆国当局は、前記の第2項eに記す第2水域の使用に関し、現地防衛施設局との間で通告の方法を調整する。
2. 現地合衆国当局は、前記の第2項eに記す第3水域を使用する場合は、7日前までに現地防衛施設局に通告する。

(2)その他：

- (a) 別添2に記す本施設・区域内の出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。
- (b) 前記の第2項eに記す第1水域は、合衆国軍隊の排他的使用のために常時制限される。
- (c) 前記の第2項eに記す第2及び第3水域において、合衆国政府は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り航行及び漁業を制限しない。定置網漁業は常時禁止される。

3. 本件を承認するよう勧告する。

- 別添：1. 1972年4月4日付 金武ブルー・ビーチ訓練場水域(A-20)
2. 1971年8月24日付 「金武ブルー・ビーチ訓練場」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 881

覚書宛先：合同委員会

件名：ボロー・ポイント射撃場

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：ボロー・ポイント射撃場

b. 施設番号：FAC 6021

c. 所在地：沖縄県中頭郡読谷村

d. 使用主目的：訓練場、宿舎及び受信所

e. 区域の範囲：概略別添1から7までに示すとおり

(1) 陸上区域：別添7に示すとおり約4,816,000平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

(3) 水域：

第1水域：別添5及び6に示すとおり北緯26度23分50.2秒、東経127度43分11秒の点と北緯26度25分58秒、東経127度43分41.7秒の点の間の陸岸に接続する50メートル以内の水面域及び北緯26度25分38秒、東経127度43分57.8秒の点と北緯26度25分13.2秒、東経127度44分02.7秒の点の間の陸岸から50メートル以内の水面域

第2水域：別添5に示すとおり以下の各点に囲まれる水面域

北緯26度26分10秒、東経127度43分00秒

北緯26度25分58秒、東経127度43分08秒

北緯26度25分58秒、東経127度43分32秒

北緯26度27分42秒、東経127度44分53秒

北緯26度28分25秒、東経127度42分45秒

北緯26度26分47秒、東経127度42分42秒

f. 使用期間：定めず

g. 備考：

(1) 使用条件：

(a) 1952年12月17日の第32回合同委員会で承認された「陸上訓練演習場への立入り、責任、警戒通告」に関する合同委員会合意を適用する。

(b) 使用時間：

1. 実弾射撃は、通常月曜日から土曜日までの07:30時から17:00時まで実施する。
2. 前記の第2項eに記す第1水域は常時使用。
3. 前記の第2項eに記す第2水域は、月曜日から土曜日までの07:30時から17:00時まで

(c) パラシュート訓練、空中射撃及び爆撃訓練は、行わない。

(d) 前記の第2項eに記す第1水域は、陸上施設の保安のため使用される。

(e) 前記の第2項eに記す第2水域は、流弾に対する安全地帯として使用される。

(f) 通告の方法：現地合衆国当局は、前記の第2項eに記す第2水域を使用する場合は、15日前までに現地防衛施設局へ通告する。

(2) その他：

(a) 前記の第2項eに記す第1水域内において、日本国政府は継続的投錨、破壊、建設又はいかなる種類の継続的使用も許可しない。合衆国政府は、第2水域における合衆国軍隊の使用期間中を除き、第1水域における漁業及び海産物の採取を制限しない。

(b) 前記の第2項eに記す第2水域は、合衆国政府による特定される使用期間中はその排他的使用のために制限される。地元住民は、繁漁期における漁業のため現地調整を通じて相互に合意した期間、第2水域に入ることが許される。

(c) 別添7に記す本施設・区域内に所在する出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。

(d) 本施設・区域内にある地元住民の財産たる住居、事業用施設、建物及び家屋についての事項は、今後検討すべきものとする。

3. 本件を承認するよう勧告する。

- 別添：1. 1971年 6月30日付 技術部図面15-09-123
2. 1963年11月15日付 基本配置図MACE-Siteその1
3. 1969年 8月 5日付 略図
4. 1971年 6月30日付 技術部図面15-09-111
5. 1972年 3月30日付 ボロー・ポイント水域図面その1 (A21)
6. 1972年 3月30日付 ボロー・ポイント水域図面その2 (A21)
7. 1971年 8月25日付 「ボロー・ポイント射撃場」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 882

覚書宛先：合同委員会

件名：嘉手納弾薬庫地区

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。
 - a. 施設名：嘉手納弾薬庫地区
 - b. 施設番号：FAC 6022
 - c. 所在地：沖縄県国頭郡恩納村、中頭郡嘉手納村、読谷村、美里村、石川市、具志川市、コザ市
 - d. 使用主目的：弾薬庫
 - e. 区域の範囲：概略別添1から12までに示すとおり
 - (1) 陸上区域：別添12に示すとおり約31,763,000平方メートル
 - (2) 合衆国政府所有以外の建物：なし
 - (3) イーズメント：日本国政府は、公道1号線と5A線を横断するユーティリティ施設のためのイーズメント（水道及び電気のための幅3メートル及び下水道のための幅6メートル）を提供する。これらのイーズメントは、合衆国軍隊が当該ユーティリティ施設の使用、修理、保守、交換又は検査を行うためのものである。公道の境界内にあるユーティリティ施設を合衆国軍隊が修理、保守又は交換する場合は、日本国政府との調整が行われる。イーズメントの正確な位置は、詳細な調査の完了後決定され、本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書に記載する。
 - f. 使用期間：定めず
 - g. 備考：
 - (1) 使用条件：1回当たり50ポンドを超えない弾薬及び爆発物の処理が、別添12に示される共同爆発物処理場として指定された区域において行なわれる。
 - (2) その他：
 - (a) 参照文書の第2条第4項(a)の規定に基づき次に定める使用が許される。
 1. 沖縄電力株式会社及び沖縄県（給水設備）は、本施設・区域内の土地であって、同社又は沖縄県が所有、管理又は規制するユーティリティ施設の下部又は上部の土地の共同使用を許与される。前記の土地の正確な位置は現地調査によ

って決定され、本覚書の修正により追加される図面に表示される。合衆国政府は、これらの施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、保守要員の出入を保証する。

2. 比謝川橋近辺の記念碑の下の約40平方メートルの土地。合衆国政府は、本記念碑への地元住民による出入を合衆国軍隊の活動を妨げない限り保証する。

(b) 合衆国政府は、沖縄電力株式会社に対し別添10、11及び12に示す本施設・区域内の同社施設の運用に関連する検査、保守、修理その他の作業のため、要請のあるときはいつでも出入を保証する。

(c) 合衆国政府は、前記の第2項g(2)(a)及び第2項g(2)(b)に基づいて許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあるあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者の招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入ることのあるその他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国軍隊の構成員の故意又は重過失により生ずるものである場合については、この限りではない。前記の使用者は、許与された使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれらについての責任を負わない。

(d) 別添12に示す本施設・区域内にある出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。

(e) 沖縄返還協定第6条に従って日本国政府に移管する沖縄県の財産（給水設備）及び当該財産が所在する土地は本施設・区域から除外される。合衆国政府は、本施設・区域内にあって本施設・区域には属さない沖縄県の設備の運用に関連する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、沖縄県（給水設備）に対し出入を保証する。この土地の正確な位置及び範囲は、共同現地調査の上決定されるものとし、面積は本覚書の修正として補正される。ただし、一般に、本施設・区域内にある水道管の下部又は上部の土地は、引き続き参照文書第2条第4項(a)の規定の適用を受ける。

3. 本件を承認するよう勧告する。

別添： 1. 1971年 6月30日付 米陸軍技術部図面15-09-69
2. 1971年 6月30日付 米陸軍技術部図面15-09-58

3. 1971年 8月15日付 米空軍マスタープラン、表c-1, 4
(3葉)
4. 1971年 6月30日付 米陸軍技術部図面15-09-80
5. 1967年 8月 5日付 米空軍マスタープラン、表c-1, 4
6. 1967年10月28日付 米陸軍弾薬庫
7. 1969年 2月10日付 海軍図面No. 1227534
8. 1969年 7月 6日付 米空軍図面86-16-52
9. 1960年 2月10日付 米陸軍技術部図面16-01-289
10. 1972年 4月11日付 東恩納弾薬庫Annex図面(除外財産)
11. 1972年 4月11日付 嘉手納弾薬庫Annex図面(除外財産)
12. 1971年 8月24日付 「嘉手納弾薬庫地区」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日 本 国 側 議 長

R. W. BELT

合 衆 国 海 軍 大 佐

合 衆 国 側 議 長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日 本 国 側 代 表

RICHARD M. LEE

合 衆 国 陸 軍 少 将

合 衆 国 側 代 表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 883

覚書宛先：合同委員会

件名：知花サイト

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。
 - a. 施設名：知花サイト
 - b. 施設番号：FAC 6023
 - c. 所在地：沖縄県国頭郡恩納村字山田、中頭郡読谷村字親志、コザ市字倉敷
 - d. 使用主目的：ミサイル・サイト
 - e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり
 - (1) 陸上区域：別添2に示すとおり約149,700平方メートル
 - (2) 合衆国政府所有以外の建物：なし
 - f. 使用期間：本施設・区域が日本国政府に返還されるときまで
 - g. 備考：なし
3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. 1971年6月30日付 技術部函面 15-09-125
2. 1971年8月24日付 「知花サイト」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 884

覚書宛先：合同委員会

件名：石川陸軍補助施設

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：石川陸軍補助施設

b. 施設番号：FAC 6024

c. 所在地：沖縄県石川市字東恩納、具志川市字昆布、字野比

d. 使用主目的：宿舎及び管理事務所

e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり

(1) 陸上区域：別添2に示すとおり約222,600平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

f. 使用期間：定めず

g. 備考：

(1) 参照文書の第2条第4項(a)の規定に基づき次に定める使用が許される。

沖縄電力株式会社は、本施設・区域内の土地であって、同社が所有、管理又は規制するユーティリティ施設の下部又は上部の土地の共同使用を許与される。前記の土地の正確な位置は現地調査によって決定され、本覚書の修正として追加される図面に表示される。

(a) 合衆国政府は、これらの施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、保守要員の出入を保証する。

(b) 合衆国政府は、許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあるあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者の招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入るることのあるその他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国軍隊の構成員の故意又は重過失により生ずるものである場合については、この限りではない。前記の使用

者は、許与された使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれらについての責任を負わない。

(2) 別添2に記す本施設・区域内にある出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。

3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. 1971年6月30日付 技術部図面 15-09-113

2. 1972年1月18日付「石川陸軍補助施設」位置境界図

(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 885

覚書宛先：合同委員会

件 名：読谷陸軍補助施設

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。
 - a. 施設名：読谷陸軍補助施設
 - b. 施設番号：FAC 6025
 - c. 所在地：沖縄県中頭郡読谷村字長浜
 - d. 使用主目的：宿舎及び管理事務所
 - e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり
 - (1) 陸上区域：別添2に示すとおり約121,400平方メートル
 - (2) 合衆国政府所有以外の建物：なし
 - f. 使用期間：定めず
 - g. 備考：なし

3. 本件を承認するよう勧告する。

- 別添：1. 1971年6月30日付 技術部図面 15-09-124
2. 1972年8月24日付 「読谷陸軍補助施設」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 886

覚書宛先：合同委員会

件名：楚辺通信所

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。
 - a. 施設名：楚辺通信所
 - b. 施設番号：F A C 6026
 - c. 所在地：沖縄県中頭郡読谷村字波平、字座喜味、字上地
 - d. 使用主目的：通信所
 - e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり
 - (1) 陸上区域：別添2に示すとおり約514,000平方メートル
 - (2) 合衆国政府所有以外の建物：なし
 - f. 使用期間：定めず
 - g. 備考：参照文書の第2条第4項(a)の規定に基づき次に定める使用が許される。

沖縄電力株式会社及び沖縄県（給水設備）は、本施設・区域内の土地であって、同社又は沖縄県が所有、管理又は規制するユーティリティ施設の下部又は上部の土地の共同使用を許与される。前記の土地の正確な位置は現地調査によって決定され、本覚書の修正により追加される図面に表示される。

- (1) 合衆国政府は、これらの施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、保守要員の出入を保証する。
- (2) 合衆国政府は、許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあるあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者の招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入ることのあるその他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国軍隊の構成員の故意又は重過失により生ずるものである場合については、この限りではない。前記の使用者は、許与さ

れた使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれらについての責任を負わない。

3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. 1969年10月13日付 海軍施設図面No. 1049966
2. 1971年 8月24日付 不動産部PODWP図面No. 26
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 887

覚書宛先：合同委員会

件 名：読谷補助飛行場

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：読谷補助飛行場

b. 施設番号：FAC 6027

c. 所在地：沖縄県中頭郡読谷村

d. 使用主目的：補助飛行場及び訓練場

e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり

(1) 陸上区域：別添2に示すとおり約2,657,000平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

f. 使用期間：定めず

g. 備考：

(1) 使用条件：パラシュートによる重量物投下訓練は認められない。

(2) その他：参照文書の第2条第4項(a)の規定に基づき次に定める使用が許される。

沖縄電力株式会社及び沖縄県（給水設備）は、本施設・区域内の土地であって、同社又は沖縄県が所有、管理又は規制するユーティリティ施設の下部又は上部の土地の共同使用を許与される。前記の土地の正確な位置は現地調査によって決定され、本覚書の修正により追加される図面に表示される。

(a) 合衆国政府は、これらの施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、保守要員の出入を保証する。

(b) 合衆国政府は、許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあるあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者の招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入ることのあるその他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。

ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国軍隊の構成員の故意又は重過失により生ずるものである場合については、この限りではない。前記の使用人は、許与された使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれらについての責任を負わない。

3. 本件を承認するよう勧告する。

- 別添：1. 1967年8月15日付 基地配置図、表C-1、4
2. 1971年8月24日付 「読谷補助飛行場」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 888

覚書宛先：合同委員会

件名：天願棧橋

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a 施設名：天願棧橋

b 施設番号：FAC 6028

c 所在地：沖縄県具志川市字昆布

d 使用主目的：港湾施設

e 区域の範囲：概略別添1から4までに示すとおり

(1) 陸上区域：別添4に示すとおり約42,000平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

(3) 水域：

第1水域：別添3に示すとおり北緯26度24分06秒、東経127度50分40.1秒の点と北緯26度24分01.8秒、東経127度50分52秒の点の間の陸岸、棧橋及び棧橋への通路から50メートル以内の水面域。加えて棧橋、棧橋への通路を取り囲む100メートル以内の水面域。

第2水域：別添3に示すとおり北緯26度24分38.5秒、東経127度50分20秒の点から真方位88度59分06秒に4,250メートル延長した点と北緯26度23分40秒、東経127度51分35秒の点から真方位88度59分06秒に2,225メートル延長した点の間の陸岸に接続する水面域。

f 使用期間：定めず

g 備考：

(1) 使用条件

(a) 使用時間：前記の第2項eに記す水域は常時使用する。

(b) 用途：

1. 前記の第2項eに記す第1水域は、陸上施設の保安のため使用される。

2. 前記の第2項eに記す第2水域は、船舶の停泊及び保安のため使用される。

(c) 通告の方法：現地合衆国当局は、前記の第2項eに記す水域で弾薬の積み込み又は積卸しを行う場合は、原則としてその48時間前に遅くとも24時間前までには現地防衛施設局に通告し、赤旗を掲げる。

(2) その他

(a) 参照文書の第2条第4項(a)の規定に基づき次に定める使用が許される。

沖縄電力株式会社及び沖縄県(給水設備)は、本施設・区域内の土地であって、同社又は沖縄県が所有、管理又は規制するユーティリティ施設の下部又は上部の土地の共同使用を許与される。前記の土地の正確な位置は、現地調査によって決定され、本覚書の修正により追加される図面に表示される。

1. 合衆国政府は、これらの施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、保守要員の出入を保証する。

2. 合衆国政府は、許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあるあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者の招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入ることのあるその他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国軍隊の構成員の故意又は重過失により生ずるものである場合については、この限りではない。前記の使用者は、許与された使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれらについての責任を負わない。

(b) 前記の第2項eに記す第1水域は、合衆国軍隊の排他的使用のため常時制限する。

(c) 前記の第2項eに記す第2水域においては、いかなる船舶も混雑によりやむを得ず接近する場合を除き、停泊中又は係留中の合衆国軍隊船舶から100メートル以内に接近してはならない。第2水域において網漁業は禁止される。

3 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. 1971年3月19日付 海軍施設部図面番号1049963

2. 海図 H. O. 6131 (日付なし)

3. 1972年4月13日付 天願棧橋水域(A-28)

4. 1971年8月24日付 「天願棧橋」位置境界図

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日 合同委員会において承認。

Bunroku Yoshino

日本国側代表

Richard M. Lee

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1 9 7 2 年 5 月 1 5 日

覚書番号 8 8 9

覚書宛先：合同委員会

件 名：キャンプ・コートニー

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第 2 条第 1 項 (a) の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。
 - a. 施設 名：キャンプ・コートニー
 - b. 施設 番号：F A C 6 0 2 9
 - c. 所 在 地：沖縄県具志川市
 - d. 使用主目的：宿舎、管理事務所及び訓練場
 - e. 区域の範囲：概略別添 1、2 及び 3 に示すとおり
 - (1) 陸上区域：別添 3 に示すとおり約 1, 4 3 9, 0 0 0 平方メートル
 - (2) 合衆国政府所有以外の建物：な し
 - (3) 水 域：
 - 第 1 水域：別添 2 に示すとおり北緯 2 6 度 2 3 分 5 4. 5 秒、東経 1 2 7 度 5 1 分 0 2. 7 秒の点と北緯 2 6 度 2 3 分 4 0. 8 秒、東経 1 2 7 度 5 1 分 3 9. 3 秒の点の間の陸岸及び北緯 2 6 度 2 3 分 3 2. 5 秒、東経 1 2 7 度 5 1 分 4 0 秒の点と北緯 2 6 度 2 3 分 0 7. 5 秒、東経 1 2 7 度 5 2 分 0 7 秒の点との間の陸岸から 5 0 メートル以内の水面域。
 - 第 2 水域：別添 2 に示すとおり北緯 2 6 度 2 4 分 0 0 秒、東経 1 2 7 度 5 0 分 5 3 秒の点から磁方位 4 0 度に引いた線と北緯 2 6 度 2 3 分 1 0 秒、東経 1 2 7 度 5 2 分 0 4 秒の点から磁方位 4 0 度に引いた線との間の陸岸から 5 0 0 メートル以内の水面域
 - (4) 空 域：本施設・区域の上空高度 2, 0 0 0 フィート (A G L) まで。
 - (5) イーズメント：日本国政府は、公道 2 4 号線を横断するユーティリティ施設のためのイーズメント (水道及び電気のための幅 3 メートル並びに下水道及び排水のための幅 6 メートル) を提供する。これらのイーズメントは、合衆国軍隊が当該ユーティリティ施設の使用、修理、保守、交換又は検査を行うためのものである。公道の境界内にあるユーティリティ施設を合衆国軍隊が修理、保守又は交換する場合は、日本国政府との調整が行われる。イーズメントの正確な位置は、詳細な調査の完了後決定され、

本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書に記載する。

f. 使用期間：定めず

g. 備考：

(1) 使用条件

(a) 前記の第2項eに記す第2水域においては実弾射撃を行わない。訓練のために水陸両用部隊が通常装備しているあらゆる兵器の空砲射撃が認められる。緊急の場合の信号目的のため及び合衆国軍隊の移動のコントロールのため信号弾を使用することができる。水中爆破は認められない。

(b) 使用時間：

1. 前記の第2項eに記す第1水域は、常時使用。
2. 前記の第2項eに記す第2水域は、必要に応じ毎日使用。

(c) 用途：

1. 前記の第2項eに記す第1水域は、陸上施設の保安のため使用される。
2. 前記の第2項eに記す第2水域は、水陸両用訓練のため使用される。

(d) 通告の方法：現地合衆国当局は、前記の第2項eに記す第2水域の使用に関し、現地防衛施設局と通告の方法を調整する。

(2) その他：

(a) 参照文書の第2条第4項(a)の規定に基づき次に定める使用が許される。

沖縄電力株式会社及び沖縄県（給水設備）は、本施設・区域内の土地であって、同社又は沖縄県が所有、管理又は規制するユーティリティ施設の下部又は上部の土地の共同使用を許与される。前記の土地の正確な位置は現地調査によって決定され、本覚書の修正により追加される図面に表示される。

1. 合衆国政府は、これらの施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、保守要員の出入を保証する。
2. 合衆国政府は、許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあるあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者の招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入ることのあるその他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国軍隊の構成員の故意又は重過失により生ずるものである場合については、この限りではない。前記の使用は、許与された使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれらについての責任を

負わない。

- (b) 別添 3 に記す本施設・区域内にある出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。
- (c) 前記の第 2 項 e に記す第 1 水域は、合衆国軍隊の排他的使用のため常時制限する。
- (d) 前記の第 2 項 e に記す第 2 水域においては、日本国政府は合衆国軍隊の使用期間中、船舶の停泊、係留及び投錨並びに網漁業、潜水その他いかなる継続的行為も許可しない。合衆国政府は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り、使用期間中において第 2 水域内における竿釣を制限しない。

3. 本件を承認するよう勧告する。

- 別添：1. 技術部図面 7750364
2. 1972年4月 6日付 キャンプ・コートニー水域 (A-29)
3. 1971年8月24日付 「キャンプ・コートニー」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA	R. W. BELT
日本国側議長	合衆国海軍大佐
	合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO	RICHARD M. LEE
日本国側代表	合衆国陸軍少将
	合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 890

覚書宛先：合同委員会

件名：天願通信所

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：天願通信所

b. 施設番号：FAC 6030

c. 所在地：沖縄県具志川市

d. 使用主目的：通信所

e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり

(1) 陸上区域：別添2に示すとおり約971,300平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

(3) イーズメント：日本国政府は、公道24号線を横断するユーティリティ施設のためのイーズメント（通信及び電気のための幅3メートル）を提供する。これらのイーズメントは、合衆国軍隊が当該ユーティリティ施設の使用、修理、保守、交換又は検査を行うためのものである。公道の境界内にあるユーティリティ施設を合衆国軍隊が修理、保守又は交換する場合は、日本国政府との調整が行われる。イーズメントの正確な位置は、詳細な調査の完了後決定され、本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書に記載する。

f. 使用期間：定めず

g. 備考：参照文書の第2条第4項(a)の規定に基づき使用を許されるものは次のとおり。

沖縄県（給水設備）は、本施設・区域内の土地であって、同県が所有、管理又は規制するユーティリティ施設の下部又は上部の土地の共同使用を許与される。前記の土地の正確な位置は現地調査によって決定され、本覚書の修正として追加される図面に表示される。

(1) 合衆国政府は、これらの施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、保守要員の出入を保証する。

(2) 合衆国政府は、許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあ

るあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者の招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入るることのあるその他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国軍隊の構成員の故意又は重過失により生ずるものである場合については、この限りではない。前記の使用者は、許与された使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれらについての責任を負わない。

3. 本件を承認するよう勧告する。

- 別添：1. 1971年6月30日付 技術部図面 15-09-95
2. 1972年2月23日付 「天願通信所」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA	R. W. BELT
日本国側議長	合衆国海軍大佐 合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO	RICHARD M. LEE
日本国側代表	合衆国陸軍少将 合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 891

覚書宛先：合同委員会

件名：キャンプ・マクトリアス

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：キャンプ・マクトリアス

b. 施設番号：FAC 6031

c. 所在地：沖縄県具志川市字川崎、字西原

d. 使用主目的：宿舎、管理事務所及び訓練場

e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり

(1) 陸上区域：別添2に示すとおり約380,400平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

(3) 空域：合衆国軍隊は、広範囲の有視界飛行による航空機の運用のため、キャンプ・マクトリアス上空、高度2,000フィート(AGL)までの全空域の使用を許される。

(4) イーズメント：日本国政府は、別添2に示すとおり公道8号線を横切る排水設備のためのイーズメント(幅6メートル)を提供する。このイーズメントは、合衆国軍隊がこの設備の使用、修理、保守、交換又は検査を行うためのものである。公道の境界内にあるユーティリティ施設を合衆国軍隊が修理、保守又は交換する場合は、日本国政府との調整が行われる。イーズメントの正確な位置は、詳細な調査の完了後決定され、本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書書に記載する。

f. 使用期間：定めず

g. 備考：参照文書の第2条第4項(a)の規定に基づき次に定める使用が許される。

沖縄電力株式会社及び沖縄県(給水設備)は、本施設・区域内の土地であって、同社又は沖縄県が所有、管理又は規制するユーティリティ施設の所在する土地の共同使用を許与される。前記の土地の正確な位置は現地調査によって決定され、本覚書の修正として追加される図面に表示される。

(1) 合衆国政府は、これらの施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業の

ため、要請があるときはいつでも、保守要員の出入を保証する。

(2) 合衆国政府は、許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあるあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者の招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入ることのあるその他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国軍隊の構成員の故意又は重過失により生ずるものである場合については、この限りではない。前記の使用人は、許与された使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれらについての責任を負わない。

3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. キャンプ・マクトリアス図面 FEC Drawing NO. 7750368 (日付なし)
2. 1971年8月24日付 「キャンプ・マクトリアス」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議

R. W. BELT

合衆国海

合衆国側

1972年5月15日 合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 892

覚書宛先：合同委員会

件名：キャンプ・シールズ

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：キャンプ・シールズ

b. 施設番号：FAC 6032

c. 所在地：沖縄県中頭郡美里村字登川、字知花

d. 使用主目的：宿舎、管理事務所及び訓練場

e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり

(1) 陸上区域：別添2に示すとおり約790,700平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

(3) イーズメント：日本国政府は、別添2に示すとおり公道5号線を横断するユーティリティ施設のためのイーズメント（下水道及び排水のための幅6メートル）を提供する。これらのイーズメントは、合衆国軍隊が当該ユーティリティ施設の使用、修理、保守、交換又は検査を行うためのものである。公道の境界内にあるユーティリティ施設を合衆国軍隊が修理、保守又は交換する場合は、日本国政府との調整が行われる。イーズメントの正確な位置は、詳細な調査の完了後決定され、本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書に記載する。

f. 使用期間：定めず

g. 備考：

(1) 使用条件：爆発物処理場の1回当たりの最大爆発許容量は1ポンド（454グラム）とする。

(2) その他：

(a) 参照文書の第2条第4項(a)の規定に基づき次に定める使用が許される。

沖縄電力株式会社及び沖縄県（給水設備）は、本施設・区域内の土地であって、同社又は沖縄県が所有、管理又は規制するユーティリティ施設の下部又は上部の土地の共同使用を許与される。前記の土地の正確な位置は現地調査によって決定され、本覚書の修正として追加される図面に表示される。

1. 合衆国政府は、これらの施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、保守要員の出入を保証する。
2. 合衆国政府は、許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあるあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者の招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入ることのあるその他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国軍隊の構成員の故意又は重過失により生ずるものである場合については、この限りではない。前記の使用人は、許与された使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれらについての責任を負わない。

(b) 別添2にて電力線と記されている区域を横断しての出入については、地主及び地主の招きにより当該敷地内に入ることのあるその他の者に対して認められる。

(c) 別添2に記す本施設・区域内にある出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。

3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. 1971年8月26日付 海軍施設図面 No. 1316514 No. C-1

2. 1971年8月25日付 「キャンプ・シールズ」位置境界図

(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 893

覚書宛先：合同委員会

件名：キャンプ・ヘーグ

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：キャンプ・ヘーグ

b. 施設番号：FAC 6033

c. 所在地：沖縄県中頭郡美里村字知花、字登川、具志川市字赤道

d. 使用主目的：宿舎、管理事務所及び訓練場

e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり

(1) 陸上区域：別添2に示すとおり約645,100平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

(3) 空域：広範囲の有視界飛行による航空機の運用のための本施設・区域の上空高度2,000フィート(AGL)までの全空域。

(4) イーズメント：日本国政府は、公道5A号線及び公道13号線を横断するユーティリティ施設のためのイーズメント(水道及び電気のための幅3メートル並びに下水道及び排水のための幅6メートル)を提供する。これらのイーズメントは、合衆国軍隊が当該ユーティリティ施設の使用、修理、保守、交換又は検査を行うためのものである。公道の境界内にあるユーティリティ施設を合衆国軍隊が修理、保守又は交換する場合は、日本国政府との調整が行われる。イーズメントの正確な位置は、詳細な調査の完了後決定され、本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書に記載する。

f. 使用期間：定めず

g. 備考：

- (1) 参照文書の第2条第4項(a)の規定に基づき次に定める使用が許される。

沖縄電力株式会社及び沖縄県(給水設備)は、本施設・区域内の土地であって、同社又は同県が所有、管理又は規制するユーティリティ施設の下部又は上部の土地の共同使用を許与される。前記の土地の正確な位置は現地調査によって決定され、本覚書の修正として追加される図面に表示される。

(a) 合衆国政府は、これらの施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、保守要員の出入を保証する。

(b) 合衆国政府は、許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあるあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者の招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入ることのあるその他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国軍隊の構成員の故意又は重過失により生ずるものである場合については、この限りではない。前記の使用人は、許与された使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれらについての責任を負わない。

(2) 沖縄返還協定第6条に従って日本国政府に移管する沖縄県の財産（給水設備）及び当該財産が所在する土地は本施設・区域から除外される。合衆国政府は、本施設・区域内にあって本施設・区域には属さない沖縄県の設備の運用に関連する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、沖縄県（給水設備）に対し出入を保証する。この土地の正確な位置及び範囲は、共同現地調査の上決定されるものとし、面積は本覚書の修正として補正される。ただし、一般に、本施設・区域内にある水道管の下部又は上部の土地は、引き続き参照文書第2条第4項（a）の規定の適用を受ける。

3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. 海軍施設図面 7750369（日付なし）（6葉の6）

2. 1971年8月24日付 「キャンプ・ヘーグ」位置境界図

（合同委員会ファイル用のみ）

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 894

覚書宛先：合同委員会

件名：平良川通信所

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：平良川通信所

b. 施設番号：FAC 6034

c. 所在地：沖縄県具志川市

d. 使用主目的：通信所

e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり

(1) 陸上区域：別添2に示すとおり約182,100平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

(3) イーズメント：日本国政府は、別添2に記すとおり公道8号線と10号線を横断するユーティリティ施設のためのイーズメント（水道のための幅3メートル）を提供する。これらのイーズメントは、合衆国軍隊が当該ユーティリティ施設の使用、修理、保守、交換又は検査を行うためのものである。公道の境界内にあるユーティリティ施設を合衆国軍隊が修理、保守又は交換する場合は、日本国政府との調整が行われる。イーズメントの正確な位置は、詳細な調査の完了後決定され、本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書に記載する。

f. 使用期間：定めず

g. 備考：

(1) 参照文書の第2条第4項(a)の規定に基づき次に定める使用が許される。

沖縄電力株式会社は、本施設・区域内の土地であって、同社が所有、管理又は規制するユーティリティ施設の下部又は上部の土地の共同使用を許与される。前記の土地の正確な位置は現地調査によって決定され、本覚書の修正により追加される図面に表示される。

(a) 合衆国政府は、これら施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも保守要員に対し出入を保証する。

(b) 合衆国政府は、許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあ

るあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者の招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入るることのあるその他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国軍隊の構成員の故意又は重過失により生ずるものである場合については、この限りではない。前記の使用者は、許与された使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれらについての責任を負わない。

(2) 別添2に記す本施設・区域内の出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。

3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. 1971年6月30日付 技術部図面15-09-131
2. 1971年8月26日付 「平良川通信所」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 895

覚書宛先：合同委員会

件 名：波平陸軍補助施設

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。
 - a. 施設名：波平陸軍補助施設
 - b. 施設番号：F A C 6035
 - c. 所在地：沖縄県中頭郡読谷村字波平、字都屋
 - d. 使用主目的：宿舍及び管理事務所
 - e. 区域の範囲：概略別添1及び2示すとおり
 - (1) 陸上区域：別添2に示すとおり約40,500平方メートル
 - (2) 合衆国政府所有以外の建物：なし
 - f. 使用期間：定めず
 - g. 備考：別添2に記された本施設・区域内の出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。
3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. 1971年6月30日付 技術部図面15-09-68
2. 1972年2月23日付 「波平陸軍補助施設」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 896

覚書宛先：合同委員会

件 名：トリイ通信施設

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：トリイ通信施設

b. 施設番号：FAC 6036

c. 所在地：沖縄県中頭郡読谷村

d. 使用主目的：通信所

e. 区域の範囲：概略別添1、2及び3に示すとおり

(1) 陸上区域：別添3に示すとおり約3,282,000平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

(3) 水域：

(a) 別添2に示すとおり北緯26度21分36.7秒、東経127度45分00.3秒の点と北緯26度22分45秒、東経127度43分48.6秒の点の間の陸岸から50メートル以内の水面域。ただし、比謝川に接続する水域の範囲については、岸からの距離が50メートル又は川の中心線までのいずれか狭い方とする。

(b) 別添3に示すとおり北緯26度22分16秒、東経127度44分02秒の地点から、真方位252度06分00秒の方向に427メートル伸びている1.4メートル平方の下水管。

(4) イーズメント：日本国政府は、別添3に示される公道6号線を横断するユーティリティ施設のためのイーズメント（水道のための幅3メートル）を提供する。このイーズメントは、合衆国軍隊が当該ユーティリティ施設の使用、修理、保守、交換又は検査を行うためのものである。公道の境界内にあるユーティリティ施設を合衆国軍隊が修理、保守、交換する場合は、日本国政府との調整が行われる。イーズメントの正確な位置は、詳細な調査の完了後決定され、本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書に記載する。

f. 使用期間：定めず

g. 備考：

(1) 使用条件

(a) 使用時間：前記の第2項eに記す水域は、常時使用される。

(b) 用途：

1. 前記の第2項e(3)(a)の水域は陸上施設の保安のため使用される。
2. 前記の第2項e(3)(b)の水域は汚水処理のため使用される。

(2) その他：

(a) 参照文書の第2条第4項(a)の規定に基づき次に定める使用が許される。

沖縄電力株式会社は、本施設・区域内の土地であって、同社が所有、管理又は規制するユーティリティ施設の下部又は上部の土地の共同使用を許与される。前記の土地の正確な位置は現地調査によって決定され、本覚書の修正により追加される図面に表示される。

1. 合衆国政府は、これらの施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、保守要員の出入を保証する。
2. 合衆国政府は、許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあるあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者の招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入るることのあるその他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国軍隊の構成員の故意又は重過失により生ずるものである場合については、この限りではない。前記の使用者は、許与された使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれらについての責任を負わない。

(b) 前記の第2項eに記す水域内で、日本国政府は、継続的投錨、破壊、建設又はいかなる種類の継続的使用も許可しない。合衆国政府は、この水域内での漁業及び海産物の採取を制限しない。

(c) 沖縄返還協定第6条に従って日本国政府に移管される沖縄県の財産（給水設備）及び当該財産が所在する土地は本施設・区域から除外される。合衆国政府は、本施設・区域内であって本施設・区域には属さない沖縄県の設備の運用に関連する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、沖縄県（給水設備）に対し出入を保証する。この土地の正確な位置及び範囲は、共同現地調査の上決定されるものとし、面積は本覚書の修正として補正される。ただし、一般に、本施設・区域内にある水道管の下部又は上部の土地は、引き続き参照文書第2条第4項

(a) の規定の適用を受ける。

3. 本件を承認するよう勧告する。

- 別添：1-1. 1971年6月30日付 技術部図面15-09-64及び15-09
1-2. 1971年6月30日付 技術部図面15-09-83(2葉)
2. 1972年3月16日付 トリイ通信施設水域(A-36)
3. 1972年2月23日付 「トリイ通信施設」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日 本 国 側 議 長

R. W. BELT

合 衆 国 海 軍 大 佐

合 衆 国 側 議 長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日 本 国 側 代 表

RICHARD M. LEE

合 衆 国 陸 軍 少 将

合 衆 国 側 代 表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 897

覚書宛先：合同委員会

件名：嘉手納飛行場

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。
 - a. 施設名：嘉手納飛行場
 - b. 施設番号：FAC 6037
 - c. 所在地：沖縄県コザ市、中頭郡北谷村、嘉手納村、美里村
 - d. 使用主目的：飛行場
 - e. 区域の範囲：概略別添1から5までに示すとおり
 - (1) 陸上区域：別添5に示すとおり約20,497,000平方メートル
 - (2) 合衆国政府所有以外の建物：なし
 - (3) 水域：
 - 第1水域：別添2に示すとおり北緯26度20分51.2秒、東経127度44分43.7秒の点と北緯26度20分33.5秒、東経127度44分49.7秒の点の間の陸岸から50メートル以内の水面域。
 - 第2水域：別添2に示すとおり北緯26度20分51.2秒、東経127度44分43.7秒の点及び北緯26度20分49.2秒、東経127度44分36.5秒の点から北緯26度20分03秒、東経127度44分4.0秒の点及び北緯26度20分02.4秒、東経127度44分52.3秒の点までの珊瑚礁の外縁沿いの陸岸に接続する水面域。
 - (4) イーズメント：日本国政府は、公道1号線及び16号線を横断するユーティリティ施設のためのイーズメント（水道及び電気のための幅3メートル並びに下水道及び排水のための幅6メートル）を提供する。これらのイーズメントは、合衆国軍隊が当該ユーティリティ施設の使用、修理、保守、交換又は検査を行うためのものである。公道の境界内にあるユーティリティ施設を合衆国軍隊が修理、保守又は交換する場合は、日本国政府との調整が行われる。イーズメントの正確な位置は、詳細な調査の完了後決定され、本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書に記載する。
 - f. 使用期間：定めず

g. 備 考：

(1) 使用条件

(a) 使用時間：前記の第2項eに記す第1及び第2水域は、常時使用される。

(b) 用 途：

1. 前記の第2項eに記す第1水域は、陸上施設の保安のため使用される。
2. 前記の第2項eに記す第2水域は、クリアランス・ゾーン及び小型船舶の泊地として使用される。

(2) その他：

(a) 参照文書の第2条第4項(a)の規定に基づき次に定める使用が許される。

1. 沖縄電力株式会社及び沖縄県（給水及び下水道設備）は、本施設・区域内の土地であって、同社又は沖縄県が所有、管理又は規制するユーティリティ施設の下部又は上部の土地の共同使用を許与される。前記の土地の正確な位置は現地調査によって決定され、本覚書の修正により追加される図面に表示される。合衆国政府は、これらの施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、保守要員の出入を保証する。
2. 日本国政府は、免除対象とならない人員及び貨物の手続のため、建物番号2297を入国管理、税関及び検疫施設として共同使用することを許与される。同共同使用に係る事務的要件、出入その他の詳細は現地にて定め、現地での共同使用に関する合意書に記載する。

(b) 合衆国政府は、別添3及び4に示す本施設・区域内の沖縄電力株式会社の施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請のあるときはいつでも沖縄電力株式会社に出入を保証する。

(c) 合衆国政府は、前記の第2項g(2)(a)1及び第2項g(2)(b)に基づいて許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあるあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者の招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入るることのあるその他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国軍隊の構成員の故意又は重過失により生ずるものである場合については、この限りではない。前記の使用者は、許与された使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれらについての責任を負わない。

(d) 前記の第2項eに記す水域内において、日本国政府は、嘉手納飛行場を使用する

航空機に危険を及ぼす又は小型船舶の泊地への出入を妨げる建築その他の活動を許可しない。合衆国政府は、本水域内の漁業及び海産物の採取を制限しない。

3. 本件を承認するよう勧告する。

- 別添：1. 1967年12月31日付 空軍図面、基地配置図、表C-1（4葉）
2. 1972年 4月 4日付 嘉手納飛行場水域（A-37）
3. 1972年 4月12日付 嘉手納飛行場（除外財産）
4. 1972年 4月12日付 嘉手納飛行場（除外財産）
5. 1971年 8月27日付 「嘉手納飛行場」位置境界図
（合同委員会ファイル用のみ）

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 898

覚書宛先：合同委員会

件名：嘉手納住宅地区

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。
 - a. 施設名：嘉手納住宅地区
 - b. 施設番号：FAC 6038
 - c. 所在地：沖縄県中頭郡読谷村字大湾、字古堅、字比謝橋
 - d. 使用主目的：家族用住宅
 - e. 区域の範囲：概略別添1から2までに示すとおり
 - (1) 陸上区域：別添2に示すとおり約101,200平方メートル
 - (2) 合衆国政府所有以外の建物：なし
 - (3) イーズメント：日本国政府は、別添2に示すとおり公道1号線及び6号線を横断し、また嘉手納住宅地区から嘉手納弾薬庫地区に至る公道1号線及び6号線に沿ったユーティリティ施設のためのイーズメント（水道及び電気のための幅3メートル）を提供する。これらのイーズメントは、合衆国軍隊が当該ユーティリティ施設の使用、修理、保守、交換又は検査を行うためのものである。公道の境界内にあるユーティリティ施設を合衆国軍隊が修理、保守又は交換する場合は、日本国政府との調整が行われる。イーズメントの正確な位置は、詳細な調査の完了後決定され、本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書に記載する。
 - f. 使用期間：定めず
 - g. 備考：参照文書の第2条第4項(a)の規定に基づき次に定める使用が許される。

沖縄電力株式会社及び沖縄県（給水、下水道及び排水設備）は、本施設・区域内の土地であって、同社又は沖縄県が所有、管理又は規制するユーティリティ施設の下部又は上部の土地の共同使用を許与される。前記の土地の正確な位置は現地調査によって決定され、本覚書の修正により追加される図面に表示される。

- (1) 合衆国政府は、これらの施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも保守要員の出入を保証する。

(2) 合衆国政府は、許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあるあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者の招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入ることのあるその他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国軍隊の構成員の故意又は重過失により生ずるものである場合については、この限りではない。前記の使用人は、許与された使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれらについての責任を負わない。

3. 本件を承認するよう勧告する。

- 別添：1. 1967年8月15日付 基本配置図、空軍図面 表C-1、4
2. 1972年2月26日付 「嘉手納住宅地区」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA	R. W. BELT
日 本 国 側 議 長	合 衆 国 海 軍 大 佐
	合 衆 国 側 議 長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO	RICHARD M. LEE
日 本 国 側 代 表	合 衆 国 陸 軍 少 将
	合 衆 国 側 代 表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 899

覚書宛先：合同委員会

件名：砂辺倉庫

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。
 - a. 施設名：砂辺倉庫
 - b. 施設番号：FAC 6039
 - c. 所在地：沖縄県中頭郡北谷村字砂辺
 - d. 使用主目的：倉庫
 - e. 区域の範囲：概略別添に示すとおり
 - (1) 陸上区域：別添に示すとおり約2,547平方メートル
 - (2) 合衆国政府所有以外の建物：別添に示すとおり2棟の平屋建て金属製倉庫の床面積約1,657平方メートル
 - f. 使用期間：定めず
 - g. 備考：別添に示すとおり合衆国軍隊の出入のための路線権が提供される。
3. 本件を承認するよう勧告する。

別添： 1972年2月23日付 「砂辺倉庫」配置図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 900

覚書宛先：合同委員会

件名：砂辺陸軍補助施設

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。
 - a. 施設名：砂辺陸軍補助施設
 - b. 施設番号：FAC 6040
 - c. 所在地：沖縄県中頭郡北谷村字砂辺、字浜川
 - d. 使用主目的：管理事務所
 - e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり
 - (1) 陸上区域：別添2に示すとおり約40,500平方メートル
 - (2) 合衆国政府所有以外の建物：なし
 - (3) イーズメント：日本国政府は、別添2に示される、公道1号線を横断するユーティリティ施設のためのイーズメント（水道のための幅3メートル）を提供する。これらのイーズメントは、合衆国軍隊が当該ユーティリティ施設の使用、修理、保守、交換又は検査を行うためのものである。公道の境界内にあるユーティリティ施設を合衆国軍隊が修理、保守又は交換する場合は、日本国政府との調整が行われる。イーズメントの正確な位置は、詳細な調査の完了後決定され、本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書に記載する。
 - f. 使用期間：定めず
 - g. 備考：
 - (1) 参照文書の第2条第4項(a)の規定に基づき次に定める使用が許される。

沖縄電力株式会社及び沖縄県（給水、下水道及び排水設備）は、本施設・区域内の土地であって、同社又は沖縄県が所有、管理又は規制するユーティリティ施設の下部又は上部の土地の共同使用を許与される。前記の土地の正確な位置は現地調査によって決定され、本覚書の修正により追加される図面に表示される。

 - (a) 合衆国政府は、これらの施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、保守要員の出入を保証する。
 - (b) 合衆国政府は、許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあ

るあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者の招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入るることのあるその他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国軍隊の構成員の故意又は重過失により生ずるものである場合については、この限りではない。前記の使用者は、許与された使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれらについての責任を負わない。

(2) 別添2に記す施設内の送電線区域として示される区域の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り認められる。

3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. 1971年6月30日付 技術部図面15-09-77

2. 1971年8月27日付 「砂辺陸軍補助施設」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日 本 国 側 議 長

R. W. BELT

合 衆 国 海 軍 大 佐

合 衆 国 側 議 長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日 本 国 側 代 表

RICHARD M. LEE

合 衆 国 陸 軍 少 将

合 衆 国 側 代 表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 901

覚書宛先：合同委員会

件 名：カシジ陸軍補助施設

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づ
く施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示さ
れる施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：カシジ陸軍補助施設

b. 施設番号：FAC 6041

c. 所在地：沖縄県中頭郡北谷村字砂辺

d. 使用主目的：管理事務所

e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり

(1) 陸上区域：別添2に示すとおり約6,100平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

f. 使用期間：定めず

g. 備考：別添2に記された本施設・区域内の出入路の地元住民による使用は、合
衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。

3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. 1971年6月30日付 技術部図面15-09-88

2. 1971年8月27日付 「カシジ陸軍補助施設」位置境界図

(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

R. W. BELT

日本国側議長

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

RICHARD M. LEE

日本国側代表

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 902

覚書宛先：合同委員会

件名：コザ通信所

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：コザ通信所

b. 施設番号：FAC 6042

c. 所在地：沖縄県コザ市字胡屋

d. 使用主目的：通信所

e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり

(1) 陸上区域：別添2に示すとおり約8,100平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

f. 使用期間：定めず

g. 備考：

(1) 参照文書の第2条第4項(a)の規定に基づき次に定める使用が許される。

沖縄電力株式会社及び沖縄県（給水、下水道及び排水設備）は、本施設・区域内の土地であって、同社又は沖縄県が所有、管理又は規制するユーティリティ施設の一部又は上部の土地の共同使用を許与される。前記の土地の正確な位置は現地調査によって決定され、本覚書の修正として追加される図面に表示される。

(a) 合衆国政府は、これらの施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、保守要員の出入を保証する。

(b) 合衆国政府は、許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあるあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者の招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入るることのあるその他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国軍隊の構成員の故意又は重過失により生ずるものである場合については、この限りではない。前記の使用

者は、許与された使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれらについての責任を負わない。

(2) 別添 2 に記す本施設・区域内の出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。

3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. 1967年8月15日付 基地配置図、空軍図面 表C-1、4

2. 1971年8月27日付 「コザ通信所」位置境界図

(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日 本 国 側 議 長

R. W. BELT

合 衆 国 海 軍 大 佐

合 衆 国 側 議 長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日 本 国 側 代 表

RICHARD M. LEE

合 衆 国 陸 軍 少 将

合 衆 国 側 代 表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 903

覚書宛先：合同委員会

件名：キャンプ桑江

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国の軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：キャンプ桑江

b. 施設番号：FAC 6043

c. 所在地：沖縄県中頭郡北谷村

d. 使用主目的：宿舎、管理事務所及び病院

e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり。

(1) 陸上区域：別添2に示すとおり約1,131,000平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

(3) イーズメント：日本国政府は、別添2に示すとおり公道1号線を横切るユーティリティ施設のためのイーズメント（下水道及び排水のための幅6メートル）を提供する。これらのイーズメントは、合衆国軍隊が当該ユーティリティ施設の使用、修理、保守、交換又は検査を行うためのものである。公道の境界内にあるユーティリティ施設を合衆国軍隊が修理、保守又は交換する場合は、日本国政府との調整が行われる。イーズメントの正確な位置は、詳細な調査の完了後決定され、本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書に記載する。

f. 使用期間：定めず

g. 備考：参照文書の第2条第4項(a)の規定に基づき次に定める使用が許される。

沖縄電力株式会社は、本施設・区域内の土地であって、同社が所有、管理又は規制するユーティリティ施設の下部又は上部の土地の共同使用を許される。前記の土地の正確な位置は、現地調査によって決定され、本覚書の修正により追加される図面に表示される。

(1) 合衆国政府は、これらの施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、保守要員の出入を保証する。

(2) 合衆国政府は、許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあ

るあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者の招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入るることのあるその他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国軍隊の構成員の故意又は重過失により生ずるものである場合については、この限りではない。前記の使用者は、許与された使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれらについての責任を負わない。

3. 本件を承認するよう勧告する

- 別添：1. 1971年6月30日付 技術部図面15-09-48
2. 1971年8月26日付 「キャンプ桑江」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA	R. W. BELT
日本国側議長	合衆国海軍大佐
	合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO	RICHARD M. LEE
日本国側代表	合衆国陸軍少将
	合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 904

覚書宛先：合同委員会

件名：キャンプ瑞慶覧

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：キャンプ瑞慶覧

b. 施設番号：FAC 6044

c. 所在地：

(1) キャンプ瑞慶覧：沖縄県コザ市、宜野湾市、中頭郡北谷村、北中城村

(2) 基地間通信ケーブルシステム：沖縄本島全域

(3) 合衆国軍隊海底ケーブル：沖縄県中頭郡北谷村

d. 使用主目的：宿舎、補助飛行場、通信所及び管理事務所

e. 区域の範囲：概略別添1から15までに示すとおり

(1) 陸上区域：

(a) キャンプ瑞慶覧：別添15に示すとおり約7,960,000平方メートル

(b) 基地間通信ケーブルシステム：

1. 以下のものが当該施設・区域内に含まれる。

a. 西原ケーブル・リピーター・ハットー別添7に示す西原村内のグリッド座標CD768997の位置に所在する約10平方メートルの区域。

b. 「マドヘン」ケーブル・ハットー別添8に示すコザ市内のグリッド座標CE800120の位置に所在する約275平方メートルの区域。

c. 石川ケーブル・ハットー別添9に示す石川市内のグリッド座標CE833231の位置に所在する約135平方メートルの区域。

d. 砂辺「シェルケース」ケーブル・ハットー別添10に示す北谷村内のグリッド座標CE756123の位置に所在する約500平方メートルの区域。

e. 「アニー」ケーブル・ハットー別添11に示す具志川市内のグリッド座標CE838149の位置に所在する約298平方メートルの区域。

f. 普天間ケーブル・ハットー別添12に示す宜野湾市内のグリッド座標CE766048の位置に所在する約560平方メートルの区域。

g. 概略別添3から6までに緑色で示されている約3kmに及ぶ通信線及び関連構造物の上部幅3メートルの区域

2. 次のものは恩納通信所(施設番号6215)内に所在し、本施設・区域内には含まれない。

恩納リピーター・ハット-別添13に示す恩納村内の区域のグリッド座標CE839279の位置に所在する区域。

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

(3) 水域：

(a) 第1水域：別添14に示すとおり北緯26度19分09秒、東経127度45分26秒の点と北緯26度17分35.6秒、東経127度45分36.5秒の点の間の陸岸から50メートル以内の水面域

(b) 第2水域：別添14に示すとおり次の各点により囲まれる水面域

北緯26度18分46秒、東経127度45分09秒

北緯26度18分46秒、東経127度45分17秒

北緯26度18分30秒、東経127度45分47秒

北緯26度18分22秒、東経127度45分49秒

北緯26度18分04秒、東経127度45分19秒

北緯26度18分04秒、東経127度45分05秒

(c) 海底ケーブル区域：別添14に示すとおり陸岸に接続し、次の各点を結ぶ線の両側100メートル以内の水面域

北緯26度17分55.7秒、東経127度45分36.6秒

北緯26度18分04.8秒、東経127度44分46.8秒

北緯26度18分24秒、東経127度43分37.8秒

北緯26度18分55.7秒、東経127度41分09秒

北緯26度18分55秒、東経127度40分06.6秒

(d) 下水管A、別添15に示すとおり北緯26度19分19.3秒、東経127度45分17.3秒を起点として真方位209度07分13秒に432メートル延びる直径0.3メートルの下水管

(e) 下水管B、別添15に示すとおり北緯26度19分14.8秒、東経127度45分21秒を起点として真方位246度00分00秒に350メートル延びる0.6メートル平方の下水管

(f) 下水管C、別添15に示すとおり北緯26度18分19秒、東経127度45分45秒を起点として真方位270度30分44秒に670メートル延びる1.5メートル平方の下水管

(4) イーズメント :

(a) 日本国政府は、公道1号線、5号線、22号線、24号線、30号線及び130号線を横断するユーティリティ施設のためのイーズメント（水道及び電気のための幅3メートル、下水道及び排水のための幅6メートル）を提供する。これらのイーズメントは、合衆国軍隊が当該ユーティリティ施設の使用、修理、保守、交換又は検査を行うためのものである。公道の境界内にあるユーティリティ施設を合衆国軍隊が修理、保守又は交換する場合は、日本国政府との調整が行われる。イーズメントの正確な位置は、詳細な調査の完了後決定され、本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書に記載する。

(b) 日本国政府は、概略別添3から6において赤い線で示されている約845 kmにわたる合衆国軍隊の通信線及び関連構造物の上部に幅3メートルのイーズメントを提供する。これらのイーズメントは、合衆国軍隊が当該ユーティリティ施設の使用、修理、保守、交換又は検査を行うためのものである。公道の境界内にあるユーティリティ施設を合衆国軍隊が修理、保守又は交換する場合は、日本国政府との調整が行われる。イーズメントの正確な位置は、詳細な調査の完了後決定され、本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書に記載する。

f. 使用期間 : 定めず

g. 備考 :

(1) 使用条件 :

(a) 本施設・区域内にあるテリー及びメイノスカラ射撃場の使用に関しては、合衆国軍隊は、ピストル及び個人携行肩射ち火器による予め決められ、設置された目標区域に向けての実弾射撃を行うためにこれら射撃場を制限を受けずに使用することができる。実弾射撃は昼間のみ行われるものとし、メイノスカラ射撃場においては、月曜日から金曜日までは08:00時から17:00時まで、土曜日は08:00時から12:00時までとし、テリー射撃場においては特に時間を定めない。

(b) 使用時間 :

1. 前記の第2項e(3)(a)、第2項e(3)(c)、第2項e(3)(d)、第2項e(3)(e)及び第2項e(3)(f)に記す水域については常時使用。

2. 前記の第2項e(3)(b)に記す第2水域については、月曜日から金曜日までは08:00時から17:00時まで、土曜日は08:00時から12:00時まで。

(c) 用途 :

1. 前記の第2項 e (3) (a) に記す第1水域は、陸上施設の保安のため使用される。
 2. 前記の第2項 e (3) (b) に記す第2水域は、流弾に対する安全地帯として使用される。
 3. 前記の第2項 e (3) (c) に記す海底ケーブル区域は、通信のため使用される。
 4. 前記の第2項 e (3) (d)、第2項 e (3) (e) 及び第2項 e (3) (f) に記す各水域は、汚水処理のため使用される。
- (d) 通告の方法：現地合衆国当局は、前記の第2項 e (3) (b) に記す第2水域を使用する予定がない場合には、その3日前までに現地防衛施設局に通告する。

(2) その他：

- (a) 参照文書の第2条第4項 (a) の規定に基づき次に定める使用が許される。
1. 沖縄電力株式会社及び沖縄県（給水、下水道及び排水設備）は、本施設・区域内の土地であって、同社又は沖縄県が所有、管理又は規制するユーティリティ施設の下部又は上部の土地の共同使用を許与される。前記の土地の正確な位置は現地調査によって決定され、本覚書の修正により追加される図面に表示される。合衆国政府は、これらの施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、保守要員の出入を保証する。
 2. 本施設・区域の南西の角の神社が所在する約200平方メートルの土地。地元住民による出入は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り認められる。
- (b) 合衆国政府は、沖縄電力株式会社に対し、別添15に示されているとおり本施設・区域内にあるが本施設・区域には属さない同社の施設の運用に関連する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも出入を保証する。
- (c) 合衆国政府は、前記の第2項 g (2) (a) 1、第2項 g (2) (a) 2 及び第2項 g (2) (b) に基づいて許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあるあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者の招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入ることをあるその他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国軍隊の構成員の故意又は重過失により生ずるものである場合については、この限りではない。前記の使用者は、許与された使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれ

らについての責任を負わない。

- (d) 返還時に日本国政府に移管され、又は、返還後日本国政府に移管される予定となっている施設内にある合衆国軍隊基地間通信ケーブル施設については、引き続き合衆国軍隊の財産とする。
- (e) アメリカン・リージョン（在郷軍人会）の施設の下にある土地は、本施設・区域から除外される。当該土地の正確な範囲については、現地調査により決定される。
- (f) 前記の第2項eに記す合衆国軍隊の通信線に沿って掘削、建設又は保守作業を行うに先立ち、日本国政府は、適当な安全対策措置の履行を確保するため、合衆国政府とそのような作業に関する調整を行う。
- (g) 前記の第2項e（3）（a）、第2項e（3）（d）、第2項e（3）（e）及び第2項e（3）（f）に記す第1水域及び下水管区域内で、日本国政府は、継続的投錨、破壊、建設又はいかなる種類の継続的使用も許可しない。合衆国政府は、漁業及び海産物の採取を制限しない。
- (h) 前記の第2項e（3）（b）に記す第2水域は、特定された使用期間中、合衆国軍隊の排他的使用のため制限される。
- (i) 前記の第2項e（3）（c）に記す海底ケーブル区域内では、日本国政府は、海底ケーブルに損害を与えるおそれのある投錨、トロールその他いかなる活動も許可しない。
- (j) 沖縄返還協定第6条の規定に基づき日本国政府に移管する沖縄県（給水設備）の財産及び当該財産の所在する土地は本施設・区域から除外される。合衆国政府は、本施設・区域内にあって本施設・区域には属さない沖縄県の設備の運用に関連する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、沖縄県（給水設備）に対し出入を保証する。この土地の正確な位置及び範囲は、共同現地調査の上決定されるものとし、面積は本覚書の修正により補正される。ただし、一般に、本施設・区域内にある水道管の下部又は上部の土地は、引き続き参照文書第2条第4項（a）の規定の適用を受ける。
- (k) 本施設・区域内の瑞慶覧村に通ずる約120平方メートルの出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。
- (l) 地元住民が本施設から海中に延びる下水管区域において漁業活動を行うことは、合衆国軍隊の活動を妨げない限り認められる。

3. 本件を承認するよう勧告する。

- 別添：1. 1971年 6月 3日付 技術部図面、15-09-52 (4葉)
2. 図面7750367 (日付なし)
3. 1964年10月26日付 技術部図面 No. 94-USARYIS-TL300, マスターシート3
4. 1958年 4月 4日付 技術部図面 No. 94-USARYIS-TL300, マスターシート4
5. 1962年 8月19日付 技術部図面 No. 94-USARYIS-TL300, マスターシート5
6. 1964年 1月24日付 技術部図面 No. 94-USARYIS-TL300, マスターシート6
7. 1971年11月 2日付 USASTRATCON”アウトサイドプラント”図面、「西原ケーブル・リピーター・ハット」
8. 1971年11月 1日付 USASTRATCON”アウトサイドプラント”図面、「マドヘン・ケーブル・ハット」
9. 1971年10月16日付 USASTRATCON”アウトサイドプラント”図面、「石川ケーブル・ハット」
10. 1971年11月22日付 USASTRATCON”アウトサイドプラント”図面、「砂辺シエルケース・ハット」
11. 1971年11月 4日付 USASTRATCON”アウトサイドプラント”図面、「アニー・ケーブル・ハット」
12. 1971年10月30日付 USASTRATCON”アウトサイドプラント”図面、「普天間ケーブル・ハット」
13. 1971年11月17日付 USASTRATCON”アウトサイドプラント”図面、「恩納リピーター・ケーブル・ハット」
14. 1972年 4月21日付 キャンプ瑞慶覧水域 (A44)
15. 1971年 8月26日付 「キャンプ瑞慶覧」位置境界図
(合同委ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA
日本国側議長

R. W. BELT
合衆国海軍大佐

合 衆 国 側 議 長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO	RICHARD M. LEE
日 本 国 側 代 表	合 衆 国 陸 軍 少 将
	合 衆 国 側 代 表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 905

覚書宛先：合同委員会

件名：瑞慶覧通信所

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：瑞慶覧通信所

b. 施設番号：FAC 6045

c. 所在地：沖縄県中頭郡北谷村字吉原、コザ市字山里

d. 使用主目的：通信所

e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり

(1) 陸上区域：別添2に示すとおり約117,400平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

f. 使用期間：定めず

g. 備考：

(1) 参照文書の第2条第4項(a)の規定に基づき次に定める使用が許される。

郵政省は、本施設・区域内の一部の共同使用を許与される。共同使用区域及び使用条件に関する詳細は、現地において定められ、現地での共同使用に関する合意書に記載される。

(2) 別添2に記された本施設・区域内の出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。

3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. 1971年6月30日付 技術部図面15-09-07

2. 1971年8月26日付 「瑞慶覧通信所」位置境界図

(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO RICHARD M. LEE

日本国側代表

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 906

覚書宛先：合同委員会

件名：泡瀬通信施設

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

- a. 施設名：泡瀬通信施設
- b. 施設番号：F A C 6046
- c. 所在地：沖縄県中頭郡美里村、北中城村
- d. 使用主目的：通信所
- e. 区域の範囲：別添1から4に示すとおり

(1) 陸上区域：別添4に示すとおり約2,436,000平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

(3) 水域：

第1水域：別添3に示すとおり北緯26度18分40.8秒、東経127度50分21.1秒の点と北緯26度18分57.7秒、東経127度50分37秒の点との間及び北緯26度18分05.1秒、東経127度49分11秒の点と北緯26度18分06.3秒、東経127度49分48.6秒の点との間の陸岸から50メートル以内の水面域

第2水域：別添3に示すとおり次の各点に囲まれた陸岸から500メートル以内の水面域

北緯26度18分05.1秒、東経127度49分11秒

北緯26度17分46.8秒、東経127度49分11秒

北緯26度18分06.3秒、東経127度49分48.6秒

北緯26度18分16.5秒、東経127度50分01秒

北緯26度18分57.7秒、東経127度50分37秒

北緯26度18分19.1秒、東経127度50分21.6秒

北緯26度19分00.5秒、東経127度51分16.5秒

北緯26度19分08.3秒、東経127度50分38.9秒

北緯26度18分40.8秒、東経127度50分21.1秒

(4) イーズメント：

日本国政府は、別添4に示すとおり公道13号線を横切るユーティリティー施設のためのイーズメント（水道のための幅3メートル）を提供する。このイーズメントは、合衆国軍隊が当該ユーティリティー施設の使用、修理、保守、交換又は検査を行うためのものである。公道の境界内にあるユーティリティー施設を合衆国米軍が修理、保守又は交換する場合は、日本国政府との調整が行われる。イーズメントの正確な位置は、詳細な調査の完了後決定され、本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書に記載する。

f. 使用期間：定めず

g. 備考：

(1) 使用条件

(a) 前記の第2項eに記す第1水域は、陸上施設の保安のため常時使用される。

(b) 前記の第2項eに記す第2水域は、船舶との通信の保安のために常時使用される。

(2) その他：

(a) 参照文書の第2条第4項(a)の規定により次に定める使用が許される。

沖縄電力株式会社は、本施設・区域内の土地であって、同社が所有、管理又は規制するユーティリティー施設の下部又は上部の土地の共同使用を許与される。前記の土地の正確な位置は、現地調査によって決定され、本覚書の修正により追加される図面に表示される。

1. 合衆国政府は、この施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、保守要員の出入を保証する。

2. 合衆国政府は、許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあるあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者の招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入るることのあるその他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国軍隊の構成員の故意又は重過失により生ずるものである場合については、この限りではない。前記の使用者は、許与された使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれらについての責任を負わない。

(b) 前記の第2項eに記す第1水域内において、日本国政府は、建設及び継続的投

錨を許可しない。合衆国政府は、この水域内の漁業及び海産物の採取を制限しない。

(c) 前記の第2項eに記す第2水域内において、合衆国政府は、合衆国軍隊の船舶と陸上との間の通信を妨げない限り、浚渫、掘削、建築等の建設工事を制限しない。この水域内での漁業及び航行は制限されない。

(d) 別添4に示される本施設・区域内にある出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。

3. 本件を承認するよう勧告する。

- 別添：1. 1971年3月19日付 海軍施設図面No. 1153855 (1葉)
1967年8月15日付 空軍図面、表C-1 (2葉)
2. 1969年10月9日付 海軍施設図面No. 1228606、
1228607及び1228608 (3葉)
3. 1972年3月28日付 泡瀬通信施設水域 (A46)
4. 1971年8月26日付 「泡瀬通信施設」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受託し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

日本国側議長

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

日本国側代表

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 907

覚書宛先：合同委員会

件 名：西原陸軍補助施設

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。
 - a. 施設名：西原陸軍補助施設
 - b. 施設番号：FAC 6047
 - c. 所在地：沖縄県中頭郡与那城村字西原、字安勢里、勝連村字内間、字南風原
 - d. 使用主目的：宿舎及び管理事務所
 - e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり
 - (1) 陸上区域：別添2に示すとおり約198,300平方メートル
 - (2) 合衆国政府所有以外の建物：なし
 - f. 使用期間：定めず
 - g. 備考：別添2に記された本施設・区域内の出入路及び公道16号線の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。
3. 本件を承認するよう勧告する。
 - 別添：1. 1971年6月30日付 技術部図面15-09-114
 2. 1972年2月24日付 「西原陸軍補助施設」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 908

覚書宛先：合同委員会

件名：ホワイト・ビーチ地区

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：ホワイト・ビーチ地区

b. 施設番号：FAC 6048

c. 所在地：沖縄県中頭郡勝連村字平敷屋、字内間、字平安名、与那城村字饒辺

d. 使用主目的：港湾施設、宿舎、管理事務所、貯油施設及びミサイル・サイト

e. 区域の範囲：概略別添1から7までに示すとおり

(1) 陸上区域：別添7に示すとおり約1,884,000平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

(3) 水域：

(a) 第1水域：別添5に示すとおり北緯26度17分59秒、東経127度54分13.4秒の点と北緯26度17分40.5秒、東経127度55分26.3秒の点の間の陸岸から50メートル以内の水面域

(b) 第2水域：別添5に示すとおり北緯26度17分35秒、東経127度54分31秒の点を中心とする半径2,500メートルの円弧内の陸岸に接続する水面域で、北緯26度17分35秒、東経127度55分23秒の点から真方位155度に引いた線に始まり、北緯26度18分33.8秒、東経127度53分29.7秒の点で終わる水面域

(c) 第3水域：別添5に示すとおりポイントA（北緯26度16分54秒、東経127度53分14秒）、B（北緯26度16分32秒、東経127度55分30秒）、C（北緯26度14分42秒、東経127度56分20秒）及びD（北緯26度13分42.5秒、東経127度55分16秒）の点で囲まれる水面域

(d) 第4水域：別添5に示すとおりポイントA（北緯26度16分54秒、東経127度53分14秒）、D（北緯26度13分42.5秒、東経127度55分16秒）、E（北緯26度12分40秒、東経127

度54分10秒)、F(北緯26度15分50秒、東経127度52分36.5秒)及びG(北緯26度17分47.5秒、東経127度53分02秒)の点で囲まれる水面域

(e) 第1標的発射回収区域:別添6に示すとおり北緯26度17分35秒、東経127度55分23秒の点を中心とする半径2海里の円弧内で同中心点から真方位25度と155度に引いた線の間で陸岸に接続する水面域

(f) 第2標的発射回収区域:別添6に示すとおり北緯26度20分45秒、東経128度08分45秒の点を中心とする半径5海里の円弧内の水面域(当該区域には、合衆国軍隊の使用について合意された公海部分も含まれる。)

(g) 別添7に示すとおり北緯26度17分20秒、東経127度55分27秒の点から真方位120度12分00秒の方向に188メートル延びる直径0.2メートルの排水管

(4) 空 域:合衆国軍隊は、ホワイト・ビーチとして指定された地表及び水域の上空2,000フィート(AGL)までの全空域を使用することを許される。日本国政府は、現行の航空交通管制に関する合意に従って、日米両当局による調整及び承認の後、次に示す区域の上空30,000フィート(AGL)までの追加的空域を提供する。空域は、有視界飛行による航空機及び標的機の運航のため使用される。空域は、次の各点を順次結ぶ線に囲まれた範囲内とする。

北緯26度17分35秒、東経127度55分23秒

北緯26度22分42秒、東経127度54分00秒

北緯26度30分29秒、東経128度28分38秒

北緯26度21分32秒、東経128度35分16秒

北緯26度12分44秒、東経128度56分37秒

北緯26度17分35秒、東経127度55分23秒

(5) イーズメント:日本国政府は、別添1に示すすべての道路及び別添1に示す「海上自衛隊B区域」を通過する合衆国軍隊の当該ユーティリティ施設及び通信施設の使用、保守、修理又は交換のためのイーズメントを提供する。イーズメントの正確な位置は、詳細な調査の完了後決定され、本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書に記載する。

f. 使用期間:

(1)西原陸軍補助施設No. 2を除き定めず

(2)西原陸軍補助施設No. 2:本施設・区域が日本国政府へ返還されるときまで。

g. 備 考:

(1) 使用条件：

(a) 使用時間：

1. 第1及び第2水域並びに前記の第2項e(3)(a)、第2項e(3)(b)及び第2項e(3)(g)に記す排水管については常時使用。
2. 前記の第2項e(3)(c)及び第2項e(3)(d)に記す第3及び第4水域については、必要の都度。
3. 前記の第2項e(3)(e)及び第2項e(3)(f)に記す第1及び第2標的発射回収区域については、06:00時から18:00時までで月平均12日。ただし、年間144日を超えないものとする。

(b) 用途：

1. 前記の第2項e(3)(a)に記す第1水域は、陸上施設の保安のため使用される。
2. 前記の第2項e(3)(b)に記す第2水域は、合衆国軍隊によって、合衆国軍隊のために又は合衆国軍隊の管理の下に運航される船舶及び舟艇の港及び弾薬の積卸施設のために使用される。
3. 前記の第2項e(3)(c)及び第2項e(3)(d)に記す第3及び第4水域は、合衆国軍隊によって、合衆国軍隊のために又は合衆国軍隊の管理の下に運航される船舶及び舟艇が妨げられることなく投錨及び操船するための区域として使用される。
4. 前記の第2項e(3)(e)に記す第1標的発射回収区域は、発射のための安全区域として使用される。
5. 前記の第2項e(3)(f)に記す第2標的発射回収区域は、標的の回収のため使用される。合衆国軍隊は、使用期間中、当該区域内に訓練に参加していない船舶及びその他の舟艇がないことを確認する。
6. 前記の第2項e(3)(g)に記す水域は、排水のために使用される。

(c) 通告の方法：

1. 現地合衆国当局は、前記の第2項e(3)(c)及び第2項e(3)(d)に記す第3及び第4水域の使用並びにすべての停泊及び投錨割当の通告に関し、日本国政府関係当局と現地調整を行うため、可能な限り速やかに事前通告を行う。
2. 現地合衆国当局は、前記の第2項e(3)(e)及び第2項e(3)(f)に記す第1及び第2標的発射回収区域を使用する場合は、原則としてその15日前に現地防衛施設局へ通告する。予測し難い事情がある場合は、遅くとも使用の5日前までに事前通告を行う。第1標的発射回収区域においては、標的の

発射の30分前に目視可能な赤旗を掲揚する。

(2) その他：

(a) 参照文書の第2条第4項(a)の規定に基づき次に定める使用が許される。

1. 自衛隊及び科学技術庁は、概略を別添7に示す前記の施設・区域の一部共同使用を許与される。共同使用区域及び使用条件に関する詳細は現地において定められ、現地での共同使用に関する合意書に記載される。

2. 沖縄電力株式会社及び沖縄県(給水設備)は、本施設・区域内の土地であって、同社又は沖縄県が所有、管理又は規制するユーティリティ施設の下部又は上部の土地の共同使用を許与される。前記の土地の正確な位置は現地調査によって決定され、本覚書の修正により追加される図面に表示される。

a. 合衆国政府は、これらの施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、保守要員の出入を保証する。

b. 合衆国政府は、許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあるあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者の招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入ることのあるその他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国軍隊の構成員の故意又は重過失により生ずるものである場合については、この限りではない。前記の使用者は、許与された使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれらについての責任を負わない。

(b) 合衆国政府は、別添7に示すとおり本施設・区域内にあるが本施設・区域に属さない灯台の運営に関連する検査、保守、修理その他の作業のため、海上保安庁より要請があるときはいつでも出入を保証する。

(c) 前記の第2項e(3)(a)に記す第1水域は、合衆国軍隊による排他的使用のため常時制限される。

(d) 前記の第2項e(3)(b)に記す第2水域は、合衆国軍隊による排他的使用のため常時制限される。ただし、合衆国軍隊の使用期間中、網漁以外の漁業は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。網漁については、現地において調整される。日本国政府は、混雑によるやむを得ない近接通過を除き、合衆国軍隊の船舶又は舟艇から100メートル以内にいかなる人員、船舶又は舟艇も接近することを許可しない。当該区域内において合衆国軍隊は、すべての船舶の移動を管理する。

- (e) 前記の第2項 e (3) (c) 及び第2項 e (3) (d) に記す第3及び第4水域内においては、合衆国政府は常時通過を許可する。もっとも、日本国政府は、混雑によるやむを得ない近接通過の場合を除き合衆国軍隊の船舶又は舟艇から100メートル以内にいかなる人員、船舶又は舟艇が接近することも許可しない。合衆国政府は、当該水域が使用されていない期間については、漁業を制限しない。合衆国軍隊が当該水域内を使用しているときには、網漁は認められない。日本国政府は、当該水域内における合衆国軍隊の船舶又は舟艇の通常の活動を妨げ又は遅延させるおそれのあるいかなる恒常的又は継続的活動も許可しない。
- (f) 合衆国軍隊にとっての前記の第2項 e (3) (d) に記す第4水域の必要性については、毎年合同委員会で検討する。
- (g) 前記の第2項 e (3) (e) に記す第1標的発射回収区域は、特定される使用期間中、合衆国軍隊の排他的使用のため制限される。ただし、漁業、潜水、サルベージその他の活動については、現地レベルで現地合衆国当局と調整を行う。
- (h) 前記の第2項 e (3) (f) に記す第2標的発射回収区域は、特定される使用期間中、合衆国軍隊の排他的使用のため制限される。
- (i) 前記の第2項 e (3) (g) に記す排水管区域内においては、日本国政府は、継続的投錨、破壊、建設又はいかなる種類の継続的使用も許可しない。合衆国政府は、この水域内で漁業及び海産物の採取を制限しない。

3. 本件を承認するよう勧告する。

- 別添：1. 1971年8月26日付 海軍施設図面7750425
2. 西原陸軍補助施設No. 2. RK185施設技術部図面No. S-15-09-126 (日付なし)
3. 1971年6月30日付 米陸軍技術部図面15-09-40
4. 1963年11月15日付 米太平洋空軍図面 表C-1、基地配置図 MACE サイトNo. 2
5. 1972年4月28日付 ホワイト・ビーチ港水域 (A-48)
6. 1972年4月27日付 ホワイト・ビーチ標的発射回収区域 (A-48)
7. 1972年3月3日付 「ホワイト・ビーチ地区」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

R. W. BELT

日 本 国 側 議 長

合 衆 国 海 軍 大 佐
合 衆 国 側 議 長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

RICHARD M. LEE

日 本 国 側 代 表

合 衆 国 陸 軍 少 将

合 衆 国 側 代 表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 909

覚書宛先：合同委員会

件 名：泡瀬倉庫地区

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。
 - a. 施設名：泡瀬倉庫地区
 - b. 施設番号：FAC 6049
 - c. 所在地：沖縄県中頭郡北中城村字渡口、字中順
 - d. 使用主目的：倉庫地区
 - e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり
 - (1) 陸上区域：別添2に示すとおり約129,500平方メートル
 - (2) 合衆国政府所有以外の建物：なし
 - f. 使用期間：定めず
 - g. 備考：なし
3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. 1969年2月10日付 海軍施設図面1152763
2. 1971年8月28日付 「泡瀬倉庫地区」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 910

覚書宛先：合同委員会

件名：久場崎学校地区

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第4項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：久場崎学校地区

b. 施設番号：FAC 6050

c. 所在地：沖縄県中頭郡中城村字久場

d. 使用主目的：学校

e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり

(1) 陸上区域：別添2に示すとおり約121,700平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

(3) イーズメント：日本国政府は、公道13号線を横断するユーティリティ施設のためのイーズメント（電気のための幅3メートル並びに下水道及び排水のための幅6メートル）を提供する。これらのイーズメントは、合衆国軍隊が当該ユーティリティ施設の使用、修理、保守、交換又は検査を行うためのものである。公道の境界内にあるユーティリティ施設を合衆国軍隊が修理、保守又は交換する場合は、日本国政府との調整が行われる。イーズメントの正確な位置は、詳細な調査の完了後決定され、本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書に記載する。

f. 使用期間：定めず

g. 備考：参照文書の第2条第4項(a)の規定に基づき次に定める使用が許される。

沖縄電力株式会社は、本施設・区域内の土地であって、同社が所有、管理又は規制するユーティリティ施設の下部又は上部の土地の共同使用を許与される。前記の土地の正確な位置は現地調査によって決定され、本覚書の修正により追加される図面に表示される。

(1) 合衆国政府は、これらの施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、保守要員の出入を保証する。

(2) 合衆国政府は、許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあ

るあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者の招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入ることのあるその他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国軍隊の構成員の故意又は重過失により生ずるものである場合については、この限りではない。前記の使用者は、許与された使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれらについての責任を負わない。

3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. 1971年6月30日付 技術部図面15-09-46
2. 1972年2月23日付 「久場崎学校地区」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA	R. W. BELT
日本国側議長	合衆国海軍大佐 合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO	RICHARD M. LEE
日本国側代表	合衆国陸軍少将 合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 911

覚書宛先：合同委員会

件名：普天間飛行場

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。
 - a. 施設名：普天間飛行場
 - b. 施設番号：FAC 6051
 - c. 所在地：沖縄県宜野湾市
 - d. 使用主目的：飛行場
 - e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり
 - (1) 陸上区域：別添2に示すとおり約4,945,000平方メートル
 - (2) 合衆国政府所有以外の建物：なし
 - (3) イーズメント：日本国政府は、別添2に示される公道5号線及び30号線を横断するユーティリティ施設のためのイーズメント（水道、電気及び通信のための幅3メートル）を提供する。これらのイーズメントは、合衆国軍隊が当該ユーティリティ施設の使用、修理、保守、交換又は検査を行うためのものである。公道の境界内にあるユーティリティ施設を合衆国軍隊が修理、保守又は交換する場合は、日本国政府との調整が行われる。イーズメントの正確な位置は、詳細な調査の完了後決定され、本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書に記載する。
 - f. 使用期間：定めず
 - g. 備考：
 - (1) 参照文書の第2条第4項(a)の規定に基づき次に定める使用が許される。

沖縄電力株式会社及び沖縄県（給水設備）は、本施設・区域内の土地であって、同社又は沖縄県が所有、管理又は規制するユーティリティ施設の下部又は上部の土地の共同使用を許与される。前記の土地の正確な位置は現地調査によって決定され、本覚書の修正により追加される図面に表示される。

 - (a) 合衆国政府は、これらの施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、保守要員の出入を保証する。
 - (b) 合衆国政府は、許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずること

のあるあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者の招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入るることのあるその他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国軍隊の構成員の故意又は重過失により生ずるものである場合については、この限りではない。前記の使用者は、許与された使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれらについての責任を負わない。

(2) 別添2に記す本施設・区域内にある出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。

3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. 1969年10月1日付 合衆国海軍技術部図面69-73
2. 1971年8月30日付 「普天間飛行場」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA	R. W. BELT
日本国側議長	合衆国海軍大佐 合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO	RICHARD M. LEE
日本国側代表	合衆国陸軍少将 合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号：912

覚書宛先：合同委員会

件名：キャンプ・マーシー

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：キャンプ・マーシー

b. 施設番号：FAC 6052

c. 所在地：沖縄県宜野湾市

d. 使用主目的：学校、倉庫及び管理事務所

e. 区域の範囲：概略別添1、2及び3に示すとおり

(1) 陸上区域：別添3に示すとおり約364,200平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

(3) 水域：別添2に示すとおり北緯26度16分16.4秒、東経127度43分59.6秒の点と北緯26度16分26.8秒、東経127度44分06.5秒の点の間の陸岸から50メートル以内の水面域

f. 使用期間：定めず

g. 備考：

(1) 使用条件：前記の第2項eに記す水域は陸上施設の保安のため常時使用される。

(2) その他：

(a) 参照文書の第2条第4項(a)の規定に基づき次に定める使用が許される。

沖縄電力株式会社及び沖縄県(下水道設備)は、本施設・区域内の土地であって、同社又は沖縄県が所有、管理又は規制するユーティリティ施設の下部又は上部の土地の共同使用を許与される。前記の土地の正確な位置は現地調査によって決定され、本覚書の修正による追加される図面に表示される。

1. 合衆国政府は、これらの施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、保守要員の出入を保証する。

2. 合衆国政府は、許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあるあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者

の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者の招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入るもののあるその他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国軍隊の構成員の故意又は重過失により生ずるものである場合については、この限りではない。前記の使用人は、許与された使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれらについての責任を負わない。

(b) 前記の第2項eに記す水域内において、日本国政府は継続的投錨、破壊、建設又はいかなる種類の継続的使用も許可しない。合衆国政府は本水域における漁業及び海産物の採取を制限しない。

(c) 本施設・区域内であるが施設柵外の南西境界線に沿った道の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り認められる。

3. 本件を承認するよう勧告する。

- 別添：1. 1971年6月30日付 技術部図面15-09-33
2. 1972年3月16日付 キャンプ・マーシー水域(A52)
3. 1971年8月30日付 「キャンプ・マーシー」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号：913

覚書宛先：合同委員会

件名：キャンプ・ブーン

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：キャンプ・ブーン

b. 施設番号：FAC 6053

c. 所在地：沖縄県宜野湾市字地泊

d. 使用主目的：倉庫及び管理事務所

e. 区域の範囲：概略別添1、2及び3に示すとおり

(1) 陸上区域：別添3に示すとおり約145,700平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

(3) 水域：

第1水域：別添2に示すとおり北緯26度15分48.5秒、東経127度43分45.7の点と北緯26度16分06.9秒、東経127度43分46.4秒の点の間の陸岸から50メートル以内の水面域

第2水域：別添2に示すとおり北緯26度16分11.3秒、東経127度43分51.4秒の点と北緯26度16分09.5秒、東経127度43分33.5秒の点の間の北緯26度16分00.8秒、東経127度43分45秒を中心とする、半径380メートルの円弧内の水面域

f. 使用期間：定めず

g. 備考：

(1) 使用条件：

(a) 本施設・区域内のスキート射撃場において使用する弾は、1 1/8オンス以上の弾丸及び3 1/4ドラム以上の火薬を含まず、7 1/2を超えないものに限定される。

(b) 使用時間：

1. 前記の第2項eに記す第1水域については常時使用される。

2. 前記の第2項eに記す第2水域については以下のとおり。

a. 月曜日から金曜日は12:00時から18:00時まで

b. 土曜日、日曜日及び休日は08:00時から18:00時まで

(c) 用途:

1. 前記の第2項eに記す第1水域は、陸上施設の保安のため使用される。

2. 前記の第2項eに記す第2水域は、流弾に対する安全地帯として使用される。

(d) 通告方法: 現地合衆国当局は、前記の第2項eに記す第2水域を使用する場合は、15日前までに現地防衛施設局に通告する。

(2) その他:

(a) 参照文書の第2条第4項(a)の規定に基づき次に定める使用が許される。

沖縄電力株式会社及び沖縄県(下水道設備)は、本施設・区域内の土地であって、同社又は沖縄県が所有、管理又は規制するユーティリティ施設の下部又は上部の土地の共同使用を許与される。前記の土地の正確な位置は現地調査によって決定され、本覚書の修正により追加される図面に表示される。

1. 合衆国政府は、これらの施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、保守要員の出入を保証する。

2. 合衆国政府は、許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあるあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者の招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入るることのあるその他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国軍隊の構成員の故意又は重過失により生ずるものである場合については、この限りではない。前記の使用者は、許与された使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれらについての責任を負わない。

(b) 前記の第2項eに記す第1水域内において、日本国政府は継続的投錨、破壊、建設又はいかなる種類の継続的使用も許可しない。合衆国政府は当該水域における漁業及び海産物の採取を制限しない。前記の第2項eに記す第2水域は、特定された使用期間中、合衆国軍隊の排他的使用のため制限される。

3. 本件を承認するよう勧告する。

別添: 1. 1971年6月30日付 米陸軍技術部図面15-09-32

2. 1972年4月 4日付 キャンプ・ブーン水域 (A53)
3. 1971年8月24日付 「キャンプ・ブーン」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 914

覚書宛先：合同委員会

件名：牧港倉庫

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。
 - a. 施設名：牧港倉庫
 - b. 施設番号：FAC 6054
 - c. 所在地：沖縄県浦添市字牧港
 - d. 使用主目的：倉庫
 - e. 区域の範囲：概略別添に示すとおり
 - (1) 陸上区域：別添に示すとおり約1,506平方メートル
 - (2) 合衆国政府所有以外の建物：別添に示すとおり平屋建てコンクリート製倉庫の床面積約737平方メートル
 - f. 使用期間：定めず
 - g. 備考：別添に示すとおり合衆国軍隊の出入のための路線権が提供される。
3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1972年2月24日付 「牧港倉庫」配置図

(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 915

覚書宛先：合同委員会

件名：牧港サービス事務所

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。
 - a. 施設名：牧港サービス事務所
 - b. 施設番号：FAC 6055
 - c. 所在地：沖縄県浦添市字牧港
 - d. 使用主目的：管理事務所
 - e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり
合衆国政府所有以外の建物：別添1及び2に示すとおり2階建てコンクリート製建物の2階部分の床面積約613平方メートル
 - f. 使用期間：定めず
 - g. 備考：なし
3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. 1971年8月24日付 「牧港サービス事務所」位置図
2. 1972年3月13日付 「牧港サービス事務所」平面図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 916

覚書宛先：合同委員会

件名：牧港補給地区

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：牧港補給地区

b. 施設番号：FAC 6056

c. 所在地：沖縄県浦添市

d. 使用主目的：宿舎、管理事務所及び補給処

e. 区域の範囲：概略別添1から3に示すとおり

(1) 陸上区域：別添3に示すとおり約3,145,000平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

(3) 水域：

(a) 別添2に示すとおり北緯26度14分35秒、東経127度41分33秒の点と北緯26度16分04.5秒、東経127度42分33.5秒の点の間の陸岸から50メートル以内の水面域

(b) 別添3に示すとおり北緯26度15分16.6秒、東経127度41分49秒の点から、真方位340度23分00秒に延びる223メートルの長さの一辺1.4メートルの角型排水管

(c) 別添3に示すとおり北緯26度14分39秒、東経127度41分30秒の点から、真方位263度30分00秒に延びる173メートルの長さの一辺1.4メートルの角型排水管

f. 使用期間：定めず

g. 備考：

(1) 使用条件：

(a) 使用時間：前記の第2項eに記す水域は常時使用される。

(b) 用途：

1. 前記の第2項e(3)(a)に記す水域は、陸上施設の保安のため使用される。

2. 前記の第2項e(3)(b)及び第2項e(3)(c)に記す水域は、汚水処

理のため使用される。

(2) その他：

(a) 参照文書の第2条第4項(a)の規定に基づき次に定める使用が許される。

沖縄電力株式会社及び沖縄県(下水道設備)は、本施設・区域内の土地であって、同社又は沖縄県が所有、管理又は規制するユーティリティ施設の下部又は上部の土地の共同使用を許与される。前記の土地の正確な位置は現地調査によって決定され、本覚書の修正により追加される図面に表示される。

(b) 合衆国政府は、沖縄電力株式会社及び沖縄県(下水道設備)のユーティリティ施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、保守要員の出入を保証する。

(c) 合衆国政府は、前記の第2項g(2)(a)に基づいて許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあるあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者の招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入ることのあるその他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国軍隊の構成員の故意又は重過失により生ずるものである場合については、この限りではない。前記の使用者は、許与された使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれらについての責任を負わない。

(d) 前記の第2項eに記す水域内において、日本国政府は継続的投錨、破壊、建設又はいかなる種類の継続的使用も許可しない。合衆国政府は当該水域における漁業及び海産物の採取を制限しない。

(e) 別添3に記された本施設・区域内にある出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。

(f) F E B Cの財産及び当該財産が所在する土地については、これを本施設・区域から除外する。これらの土地の正確な範囲は、共同現地調査をもって決定する。

(g) V F Wの施設の下土地については、これを本施設・区域から除外する。これらの正確な土地の範囲は、現地調査をもって決定する。

3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. 1971年6月30日付 米陸軍技術部図面15-09-26(2葉)

2. 1972年4月 7日付 牧港補給地区水域
3. 1972年2月24日付 「牧港補給地区」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 917

覚書宛先：合同委員会

件名：牧港補給地区補助施設

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。
 - a. 施設名：牧港補給地区補助施設
 - b. 施設番号：FAC 6057
 - c. 所在地：沖縄県浦添市字牧港
 - d. 使用主目的：倉庫
 - e. 区域の範囲：概略別添に示すとおり
 - (1) 陸上区域：別添に示すとおり約1,227平方メートル
 - (2) 合衆国政府所有以外の建物：別添に示すとおりバトラー型平屋建て倉庫の床面積約1,227平方メートル
 - f. 使用期間：定めず
 - g. 備考：別添に示すとおり合衆国軍隊の出入のための路線権が提供される。
3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1972年2月24日付 「牧港補給地区補助施設」配置図

(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 918

覚書宛先：合同委員会

件名：牧港調達事務所

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。
 - a. 施設名：牧港調達事務所
 - b. 施設番号：FAC 6058
 - c. 所在地：沖縄県浦添市字城間
 - d. 使用主目的：管理事務所
 - e. 区域の範囲：概略別添に示すとおり
 - (1)陸上区域：別添に示すとおり約1,873平方メートル
 - (2)合衆国政府所有以外の建物：別添に示すとおり3階建ての建物の床面積約983平方メートル
 - f. 使用期間：定めず
 - g. 備考：別添に示すとおり合衆国軍隊の出入のための路線権が提供される。
3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1972年3月13日付 「牧港調達事務所」配置図

(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 919

覚書宛先：合同委員会

件名：浦添倉庫

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。
 - a. 施設名：浦添倉庫
 - b. 施設番号：FAC 6059
 - c. 所在地：沖縄県浦添市字勢理客
 - d. 使用主目的：倉庫
 - e. 区域の範囲：概略別添に示すとおり
 - (1) 陸上区域：別添に示すとおり約5,900平方メートル
 - (2) 合衆国政府所有以外の建物：別添に示すとおり平屋建てコンクリート倉庫2棟の一部の床面積約2,408平方メートル
 - f. 使用期間：定めず
 - g. 備考：別添に示すとおり出入のための路線権が提供される。
3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1972年2月23日付 浦添倉庫配置図

(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 920

覚書宛先：合同委員会

件名：工兵隊事務所

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：工兵隊事務所

b. 施設番号：F A C 6060

c. 所在地：沖縄県浦添市字西原

d. 使用主目的：管理事務所及び倉庫

e. 範囲：概略別添1及び2に示すとおり

(1) 陸上区域：別添2に示すとおり約52,200平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：次に記され、別添1に示すとおり床面積約7,905平方メートル。

(a) 総床面積約4,868平方メートルを有する3階建ての事務所の全階。

(b) 床面積約784平方メートルを有する平屋建ての研究棟。

(c) 床面積約1,052平方メートルを有する倉庫。

(d) 床面積約1,169平方メートルを有する整備場。

(e) 床面積約16平方メートルを有する研究棟別棟

(f) 床面積約16平方メートルを有する衛兵所

f. 使用期間：定めず

g. 備考：別添2に示すとおり合衆国軍隊の出入のための路線権が提供される。

3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. 米陸軍工兵隊図面、沖縄工兵地区本部施設（日付なし）

2. 1971年8月24日付 「工兵隊事務所」位置図

（合同委員会用ファイルのみ）

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日 本 国 側 議 長

R. W. BELT

合 衆 国 海 軍 大 佐
合 衆 国 側 議 長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日 本 国 側 代 表

RICHARD M. LEE

合 衆 国 陸 軍 少 将
合 衆 国 側 代 表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 921

覚書宛先：合同委員会

件名：牧港住宅地区

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：牧港住宅地区

b. 施設番号：FAC 6061

c. 所在地：沖縄県那覇市

d. 使用主目的：住宅及び管理事務所

e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり

(1) 陸上区域：別添2に示すとおり約1,968,000平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

(3) イーズメント：日本国政府は、別添2に示すとおり公道1号線を横断するユーティリティ施設のためのイーズメント（下水道のための幅6メートル）を提供する。このイーズメントは、合衆国軍隊がこの下水設備の使用、修理、保守、交換又は検査を行うためのものである。公道の境界内にあるユーティリティ施設を合衆国軍隊が修理、保守又は交換する場合は、日本国政府との調整が行われる。イーズメントの正確な位置は、詳細な調査の完了後決定され、本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書に記載する。

f. 使用期間：定めず

g. 備考：

(1) 代替施設の完成後の本施設・区域の返還は、今後個別に検討する。

(2) 参照文書の第2条第4項(a)の規定に基づき次に定める使用が許される。

沖縄電力株式会社及び沖縄県（給水設備）は、本施設・区域内の土地であって、同社又は沖縄県が所有、管理又は規制するユーティリティ施設の下部又は上部の土地の共同使用を許与される。前記の土地の正確な位置は現地調査によって決定され、本覚書の修正により追加される図面に表示される。

(a) 合衆国政府は、これらの施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、保守要員の出入を保証する。

(b) 合衆国政府は、許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあるあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者の招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入ることのあるその他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国軍隊の構成員の故意又は重過失により生ずるものである場合については、この限りではない。前記の使用者は、許与された使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれらについての責任を負わない。

(3) 沖縄返還協定第6条に従って日本国政府に移管する沖縄電力株式会社の財産及び当該財産が所在する土地は本施設・区域から除外される。この土地の正確な位置及び範囲は、共同現地調査により決定されるものとし、面積は本覚書の修正により補正される。ただし、一般に、本施設・区域内にある送電線の下部又は上部の土地は引き続き参照文書第2条第4項(a)の規定の適用を受ける。

(4) 別添2に示すとおり合衆国政府は、本施設・区域内の施設の運用に関連する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも沖縄電力株式会社に対し出入を保証する。

3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. 1971年6月30日付 技術部図面15-09-28

2. 1972年2月23日付 「牧港住宅地区」位置境界図

(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日 本 国 側 議 長

R. W. BELT

合 衆 国 海 軍 大 佐

合 衆 国 側 議 長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日 本 国 側 代 表

RICHARD M. LEE

合 衆 国 陸 軍 少 将

合 衆 国 側 代 表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 922

覚書宛先：合同委員会

件 名：那覇冷凍倉庫

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：那覇冷凍倉庫

b. 施設番号：FAC 6062

c. 所在地：沖縄県那覇市西新町3丁目

d. 使用主目的：冷凍倉庫

e. 区域の範囲：概略別添に示すとおり

合衆国政府所有以外の建物：別添に示すとおり冷凍倉庫の一部約82平方メートル(428立方メートル)の冷凍用の空間

f. 使用期間：定めず

g. 備考：なし

3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. 1971年8月28日付 「那覇冷凍倉庫」位置図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 923

覚書宛先：合同委員会

件名：ハーバービュー・クラブ

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。
 - a. 施設名：ハーバービュー・クラブ
 - b. 施設番号：FAC 6063
 - c. 所在地：沖縄県那覇市上泉町1丁目、泉崎2丁目、字楚辺、字坪川
 - d. 使用主目的：食堂
 - e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり
 - (1) 陸上区域：別添2に示すとおり約16、200平方メートル
 - (2) 合衆国政府所有以外の建物：なし
 - f. 使用期間：沖縄返還後3ヶ月以内の本施設・区域が日本国政府に返還される時まで。
 - g. 備考：別添2に示すとおり本施設・区域内の出入路及び下水管の上部の区域の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。
3. 本件を承認するよう勧告する。
 - 別添：1 1971年6月30日付 合衆国陸軍技術部図面 15-09-37
 2. 1971年8月30日付 「ハーバービュー・クラブ」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 924

覚書宛先：合同委員会

件名：那覇港湾施設

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：那覇港湾施設

b. 施設番号：FAC 6064

c. 所在地：沖縄県那覇市

d. 使用主目的：港湾施設及び貯油所

e. 区域の範囲：概略別添1から4までに示すとおり

(1) 陸上区域：別添4に示すとおり約899,200平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

(3) 水域：

第1水域：別添3に示すとおり北緯26度12分38.1秒、東経127度39分28秒の点と北緯26度12分32秒、東経127度39分52.3秒の点の間の陸岸から50メートル以内の水面域

第2水域：別添3に示すとおり北緯26度12分31秒、東経127度39分54.2秒の点と北緯26度12分13.5秒、東経127度40分18.5秒の点の間及び北緯26度12分16.2秒、東経127度40分23.1秒の点と北緯26度12分17秒、東経127度40分35秒の点の間の陸岸から30メートル以内の水面域

第3水域：別添3に示すとおり北緯26度12分32秒、東経127度39分52.3秒と北緯26度12分31秒、東経127度39分54.2秒の2点を結ぶ線のほぼ南西側に位置する小型船舶の泊地の水面域及び北緯26度12分13.5秒、東経127度40分18.5秒と北緯26度12分16.2秒、東経127度40分23.1秒の2点を結ぶ線のほぼ南東側に位置するLSTランプの水面域。

f. 使用期間：定めず

g. 備考：

(1) 使用条件：

(a) 使用時間：前記の第2項eに記す水域については、常時使用される。

(b) 用途：

1. 前記の第2項eに記す水域は、港湾運営のため使用される。
2. 前記の第2項eに記す第2水域内で、合衆国軍隊は、係留する船舶の船幅又は係留中の船舶の外舷側での作業のいずれについても制限されない。

(2) その他：

(a) 参照文書の第2条第4項(a)の規定に基づき次に定める使用が許される。

1. 自衛隊は、建物番号305内の事務室約20平方メートル及びスペースの余裕がある場合にはPOL(Petroleum, oils, lubricants 燃料・油脂・潤滑油)荷揚施設の共同使用及び航空燃料を那覇空軍・海軍補助施設にある自衛隊の貯油施設に向けてこの施設内の送油管を経由して送油することを許与される。共同使用区域及び使用条件に関する詳細は、現地で定められ、現地での共同使用に関する合意書に記載される。
2. 沖縄電力株式会社及び沖縄県(下水道設備)は、本施設・区域内の土地であって、同社又は沖縄県が所有、管理又は規制するユーティリティ施設の下部又は上部の土地の共同使用を許与される。前記の土地の正確な位置は現地調査によって決定され、本覚書の修正により追加される図面に表示される。
 - a. 合衆国政府は、これらの施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、保守要員の出入を保証する。
 - b. 合衆国政府は、許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあるあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者の招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入ることのあるその他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国軍隊の構成員の故意又は重過失により生ずるものである場合については、この限りではない。前記の使用者は、許与された使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれらについての責任を負わない。

(b) 前記の第2項eに記す第1及び第3水域は、合衆国軍隊の排他的使用のため常時制限される。

(c) 前記の第2項eに記す第2水域は、合衆国軍隊の使用期間中は合衆国軍隊の排他

的使用のため制限される。ただし、合衆国軍隊が第2水域を使用していない場合には、当該軍隊以外の船舶は、合衆国軍隊の活動を妨げないよう予防措置を講ずることを条件として操船のための同水域の利用を許される。

3. 本件を承認するよう勧告する。

- 別添：1. 1971年6月30日付 技術部図面15-09-55
2. 1972年2月24日付 「那覇港」マスタープラン
3. 1972年4月12日付 那覇港水域(A-64)
4. 1972年3月 3日付 「那覇港湾施設」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 925

覚書宛先：合同委員会

件 名：那覇サービス・センター

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。
 - a. 施設名：那覇サービス・センター
 - b. 施設番号：FAC 6065
 - c. 所在地：沖縄県那覇市通堂町
 - d. 使用主目的：厚生施設
 - e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり
 - (1) 陸上区域：別添2に示すとおり約4,860平方メートル
 - (2) 合衆国政府所有以外の建物：なし
 - f. 使用期間：定めず
 - g. 備考：なし
3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. 1971年10月20日付 技術部図面 SK-16-06-868

2. 1971年8月28日付 「那覇サービス・センター」位置境界図

(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 926

覚書宛先：合同委員会

件名：那覇空軍・海軍補助施設

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：那覇空軍・海軍補助施設

b. 施設番号：FAC 6066

c. 所在地：沖縄県那覇市、島尻郡豊見城村

d. 使用主目的：管理事務所、住宅及び弾薬庫

e. 区域の範囲：概略別添1から4に示すとおり

(1) 陸上区域：別添4に示すとおり約3,623,000平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

(3) 水域：

(a) 第1水域：別添2に示すとおり北緯26度12分27秒、東経127度38分46秒の点と北緯26度11分52秒、東経127度38分35秒の点の間の陸岸から50メートル以内の水面域

(b) 第2水域：別添3に示すとおり瀬長島の陸岸から50メートル以内の水面域

f. 使用期間：定めず

g. 備考：

(1) 使用条件：

前記の第2項eに記す水面域は、陸上施設の保安のため常時使用される。第2水域は、追加的に安全地帯として使用される。

(2) その他：

(a) 参照文書の第2条第4項(a)の規定に基づき次に定める使用が許される。

1. 概略別添1に示すとおり自衛隊及び運輸省(航空局)は前記の施設・区域の一定部分の共同使用を許与される。当該共同使用には本施設・区域内に所在するPOL(Petroleum, oils, lubricants 燃料・油脂・潤滑油)貯油施設及び附帯するPOL送油管の自衛隊による共同使用が含まれる。共同使用区域と使用条件に関する詳細は現地で定められ、現地での共同使用に関する合意書に記載する。

2. 沖縄電力株式会社は、本施設・区域内の土地であって、同社が所有、管理又は規制するユーティリティ施設の下部又は上部の土地の共同使用を許与される。前記の土地の正確な位置は現地調査によって決定され、本覚書の修正により追加される図面に表示される。
- a. 合衆国政府は、これらの施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、保守要員の出入を保証する。
- b. 合衆国政府は、許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあるあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者の招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入ることのあるその他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国軍隊の構成員の故意又は重過失により生ずるものである場合については、この限りではない。前記の使用者は、許与された使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれらについての責任を負わない。
- (b) 前記の第2項eに記す第1水面域は、合衆国政府の排他的使用のため常時制限される。
- (c) 前記の第2項eに記す第2水域においては、日本国政府は、継続的投錨、破壊、建設及びいかなる種類の継続的使用も許可しない。合衆国政府は、漁業及び海産物の採取を制限しない。
- (d) 沖縄返還協定第6条に従って日本国政府に移管する沖縄県の財産（給水設備）及び当該財産が所在する土地は本施設・区域から除外される。合衆国政府は本施設・区域内にあるが本施設・区域には属さない沖縄県の設備の運用に関連する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、沖縄県（給水設備）に対し出入を保証する。この土地の正確な位置及び範囲は、共同現地調査の上決定されるものとし、面積は本覚書の修正により補正される。ただし、一般に、本施設・区域内にある水道管及び送電線の下部又は上部の土地は、引き続き参照文書第2条第4項（a）の規定の適用を受ける。
- (e) 1972年5月15日付で合衆国政府により返還される区域内に所在するユーティリティ施設（水道、電気及び下水道）は、合衆国政府が当該ユーティリティ・サービスを引き続き利用できるよう日本国政府がユーティリティ施設を比例有償方式で運営及び保守するとの了解の下、本施設・区域から除外される。

(f) 合衆国政府と日本国政府との間で合意されたとおり日本国政府による必要な措置が完了した後、本施設・区域内の公道3号線は適正な措置の下、公共の交通のために開放される。

3. 本件を承認するよう勧告する。

- 別添：1. 1967年12月31日付 空軍図面、基本配置図、那覇空軍基地、表番号C-1
2. 1972年4月28日付 那覇空軍・海軍補助施設第1区域
3. 1972年4月28日付 那覇空軍・海軍補助施設第2区域
4. 1972年4月21日付 「那覇空軍・海軍補助施設」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 927

覚書宛先：合同委員会

件名：那覇サイト

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。
 - a. 施設名：那覇サイト
 - b. 施設番号：FAC 6267
 - c. 所在地：沖縄県那覇市字安次嶺、字当間、字大嶺
 - d. 使用主目的：ミサイル・サイト
 - e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり
 - (1) 陸上区域：別添2に示すとおり約97,100平方メートル
 - (2) 合衆国政府所有以外の建物：なし
 - f. 使用期間：本施設・区域が日本国政府に返還されるときまで
 - g. 備考：運輸省航空局職員は、隣接する運輸省航空局の施設で職務を遂行するに当たり、合衆国軍隊の活動を妨げない限りB地区を通過して出入することが許される。
3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. 1971年6月30日付 米陸軍技術部図面 15-09-118
2. 1971年8月30日付 「那覇サイト」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA
日本国側議長

R. BELT
合衆国海軍大佐
合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO
日本国側代表

RICHARD M. LEE
合衆国陸軍少将
合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 928

覚書宛先：合同委員会

件名：知念第一サイト

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許されることに合意する。
 - a. 施設名：知念第一サイト
 - b. 施設番号：FAC 6268
 - c. 所在地：沖縄県島尻郡知念村字知念
 - d. 使用主目的：ミサイル・サイト
 - e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり
 - (1) 陸上区域：別添2に示すとおり約113,300平方メートル
 - (2) 合衆国政府所有以外の建物：なし
 - f. 使用期間：本施設・区域が日本国政府に返還されるときまで
 - g. 備考：なし
3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. 1971年6月30日付 技術部図面 15-09-128
2. 1971年8月30日付 「知念第一サイト」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1 9 7 2 年 5 月 1 5 日

覚書番号 9 2 9

覚書宛先：合同委員会

件 名：知念第二サイト

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づ
く施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第 2 条第 1 項 (a) の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示さ
れる施設・区域の使用を許されることに合意する。
 - a. 施設名：知念第二サイト
 - b. 施設番号：F A C 6 2 6 9
 - c. 所在地：沖縄県島尻郡玉城村、知念村、佐敷村
 - d. 使用主目的：ミサイル・サイト
 - e. 区域の範囲：概略別添 1 及び 2 に示すとおり
 - (1) 陸上区域：別添 2 に示すとおり約 3 1 1, 6 0 0 平方メートル
 - (2) 合衆国政府所有以外の建物：なし
 - f. 使用期間：本施設・区域が日本国政府に返還されるときまで
 - g. 備考：別添 2 に示す本施設・区域内にある出入路の地元住民による使用は、合
衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。

3. 本件を承認するよう勧告する。

- 別添：1. 1 9 7 1 年 6 月 3 0 日付 技術部図面 1 5 - 0 9 - 1 1 6
2. 1 9 7 1 年 8 月 3 1 日付 「知念第二サイト」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1 9 7 2 年 5 月 1 5 日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA
日 本 国 側 議 長

R. BELT
合 衆 国 海 軍 大 佐
合 衆 国 側 議 長

1 9 7 2 年 5 月 1 5 日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO
日 本 国 側 代 表

RICHARD M. LEE
合 衆 国 陸 軍 少 将
合 衆 国 側 代 表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 930

覚書宛先：合同委員会

件 名：新里通信所

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許されることに合意する。
 - a. 施設名：新里通信所
 - b. 施設番号：F A C 6070
 - c. 所在地：沖縄県島尻郡佐敷村字新里、大里村字大城
 - d. 使用主目的：通信所
 - e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり
 - (1) 陸上区域：別添2に示すとおり約105,200平方メートル
 - (2) 合衆国政府所有以外の建物：なし
 - f. 使用期間：定めず
 - g. 備考：別添2に示す本施設・区域内にある出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。
3. 本件を承認するよう勧告する。

- 別添：1. 1966年2月24日付 「新里通信所」地形図（番号なし）
2. 1971年8月30日付 「新里通信所」位置境界図
（合同委員会ファイル用のみ）

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA
日本国側議長

R. BELT
合衆国海軍大佐
合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO
日本国側代表

RICHARD M. LEE
合衆国陸軍少将
合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 931

覚書宛先：合同委員会

件名：知念補給地区

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許されることに合意する。

a. 施設名：知念補給地区

b. 施設番号：FAC 6071

c. 所在地：沖縄県島尻郡玉城村

d. 使用主目的：管理事務所及び宿舍

e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり

(1) 陸上区域：別添2に示すとおり約1,761,000平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

(3) 水域：別添2に示すとおり北緯26度08分20秒、東経127度48分

04秒の点から真方位172度32分28秒の方向に144m延びる直径1.4mの下水管

(4) イーズメント：別添2に示すとおり日本国政府は、公道64号線及び137号線を横断するユーティリティ施設のためのイーズメント（下水道のための幅6メートル）を提供する。これらのイーズメントは、合衆国軍隊が当該ユーティリティ施設の使用、修理、保守、交換又は検査を行うためのものである。公道の境界内にあるユーティリティ施設を合衆国軍隊が修理、保守又は交換する場合は、日本国政府との調整が行われる。イーズメントの正確な位置は、詳細な調査の完了後決定され、本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書に記載する。

f. 使用期間：定めず

g. 備考：

(1) 使用条件：前記の第2項eに記す下水管は常時下水処理のため使用される。

(2) その他：

(a) 境界柵の外側にある本施設・区域内の道路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り認められる。

(b) 前記の第2項c(3)に記す下水管区域内においては、日本国政府は投錨、破

壊、建設又はいかなる種類の継続的使用も許可しない。合衆国政府はこの水域内での漁業及び海産物の採取を制限しない。

3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. 1969年1月13日付 合衆国陸軍建物配置図（番号なし）
2. 1971年8月31日付 「知念補給地区」位置境界図
（合同委員会ファイル用のみ）

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日 本 国 側 議 長

R. BELT

合 衆 国 海 軍 大 佐

合 衆 国 側 議 長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日 本 国 側 代 表

RICHARD M. LEE

合 衆 国 陸 軍 少 将

合 衆 国 側 代 表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 932

覚書宛先：合同委員会

件名：与座岳航空通信施設

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に記される施設・区域の使用を許されることに合意する。
 - a. 施設名：与座岳航空通信施設
 - b. 施設番号：FAC 6272
 - c. 所在地：沖縄県糸満市、島尻郡東風平村
 - d. 使用主目的：航空警戒管制サイト
 - e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり
 - (1) 陸上区域：別添2に示すとおり約181,500平方メートル
 - (2) 合衆国政府所有以外の建物：なし
 - (3) イーズメント：別添2に示すとおり日本国政府は、公道15号線を横断するユーティリティ施設のためのイーズメント（水道及び電気のための幅3メートル、下水道及び排水のための幅6メートル）を提供する。これらのイーズメントは、合衆国軍隊が当該ユーティリティ施設の使用、修理、保守、交換又は検査を行うためのものである。公道の境界内にあるユーティリティ施設を合衆国軍隊が修理、保守又は交換する場合は、日本国政府との調整が行われる。イーズメントの正確な位置は、詳細な調査の完了後決定され、本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書に記載する。
 - f. 使用期間：本施設・区域が日本国政府に返還されるときまで
 - g. 備考：
 - (1) その他：参照文書の第2条第4項(a)の規定に基づき次に定める使用が許される。

沖縄電力株式会社は、本施設・区域内の土地であって、同社が所有、管理又は規制するユーティリティ施設の下部又は上部の土地の共同使用を許与される。前記の土地の正確な位置は現地調査によって決定され、本覚書の修正により追加される図面に表示される。

(a) 合衆国政府は、これらの施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、保守要員の出入を保証する。

(b) 合衆国政府は、許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあるあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者の招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入ることのあるその他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国軍隊の構成員の故意又は重過失により生ずるものである場合については、この限りではない。前記の使用者は、許与された使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれらについての責任を負わない。

(2) 別添2に示すとおり本施設・区域内の出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。

3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. 1967年8月15日付 空軍図面、基地配置図、表C-1、4

2. 1972年2月23日付 「与座岳航空通信施設」位置境界図

(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 933

覚書宛先：合同委員会

件 名：与座岳サイト

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。
 - a. 施設名：与座岳サイト
 - b. 施設番号：FAC 6273
 - c. 所在地：沖縄県糸満市、島尻郡具志頭村、東風平村
 - d. 使用主目的：ミサイル・サイト
 - e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり
 - (1) 陸上区域：別添2に示すとおり約121,400平方メートル
 - (2) 合衆国政府所有以外の建物：なし
 - f. 使用期間：本施設・区域が日本国政府に返還されるときまで
 - g. 備考：なし
3. 本件を承認するよう勧告する。

別添： 1. 1971年6月30日付 技術部図面15-09-129
2. 1971年8月31日付 「与座岳サイト」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 934

覚書宛先：合同委員会

件名：与座岳陸軍補助施設

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：与座岳陸軍補助施設

b. 施設番号：FAC 6074

c. 所在地：沖縄県糸満市、島尻郡東風平村、具志頭村

d. 使用主目的：

(1) サイトA：通信所及び管理事務所

(2) サイトB：倉庫

e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり

(1) 陸上区域：別添2に示すとおり約258,900平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

(3) イーズメント：日本国政府は、公道64号線を横断するユーティリティ施設のためのイーズメント（水道のための幅3メートル）を提供する。このイーズメントは、合衆国軍隊が当該ユーティリティ施設の使用、修理、保守、交換又は検査を行うためのものである。公道の境界内にあるユーティリティ施設を合衆国軍隊が修理、保守又は交換する場合は、日本国政府との調整が行われる。イーズメントの正確な位置は、詳細な調査の完了後決定され、本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書に記載する。

f. 使用期間：

(1) サイトA：本施設・区域が日本国政府に返還されるときまで

(2) サイトB：定めず

3. 本件を承認するよう勧告する。

別添： 1. 1971年6月30日付 技術部図面15-09-117

2. 1972年3月14日付 「与座岳陸軍補助施設」位置境界図

(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 935

覚書宛先：合同委員会

件名：南部弾薬庫

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：南部弾薬庫

b. 施設番号：FAC 6075

c. 所在地：沖縄県糸満市、島尻郡具志頭村

d. 使用主目的：弾薬庫

e. 区域の範囲：概略別添1から3までに示すとおり

(1) 陸上区域：別添3に示すとおり約1,263,000平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

(3) 水域：別添2に示すとおり北緯26度06分32秒、東経127度44分42秒の点と北緯26度05分46秒、東経127度44分11秒の点の間の陸岸から50メートル以内の水面域

f. 使用期間：定めず

g. 備考：

(1) 使用条件：前記の第2項eに記す水域は、陸上施設の保安のため常時使用される。

(2) その他：

(a) 参照文書の第2条4項(a)の規定に基づき次に定める使用が許される。

北側出入路の西側約150メートルに位置する岩盤掘削のために利用される約4,090平方メートルの土地。合衆国政府は、許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあるあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者の招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入るることのあるその他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国軍隊の構成員の故意又は重過失により生ずるものである場合については、

この限りではない。前記の使用者は、許与された使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれらについての責任を負わない。

(b) 前記の第2項eに記す水域において、日本国政府は、継続的投錨、破壊、建設又はいかなる種類の継続的使用も許可しない。合衆国政府は、当該水域において漁業及び海産物の採取を制限しない。

(c) 別添3に記す本施設・区域内の出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。

3. 本件を承認するよう勧告する。

別添： 1. 1971年6月30日付 技術部図面15-09-119
2. 1972年3月16日付 南部弾薬庫水域(A-75)
3. 1972年2月25日付 「南部弾薬庫」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA	R. W. BELT
日本国側議長	合衆国海軍大佐 合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO	RICHARD M. LEE
日本国側代表	合衆国陸軍少将 合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 936

覚書宛先：合同委員会

件名：陸軍貯油施設

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：陸軍貯油施設

b. 施設番号：FAC 6076

c. 所在地：沖縄本島全域

d. 使用主目的：POL (Petroleum, oils, lubricants 燃料・油脂・潤滑油) 関連設備

e. 区域の範囲：概略別添1から13までに示すとおり

(1) 陸上区域：

(a) 概略別添1に赤色で表示する次に掲げるものを本施設・区域内に含める。

1. 別添2及び4に示す陸軍貯油施設－金武湾（金武湾第1、第2、第3貯油区域及び天願ブースター・ステーション）約410,100平方メートル。
2. 別添3及び5に示すキャンプ桑江第1貯油区域約170,000平方メートル。
3. 別添6に示すキャンプ桑江第2貯油区域約315,700平方メートル。
4. 別添7に示すキャンプ桑江ブースター・ステーション約20,200平方メートル。

(b) 次に掲げる施設内にあるPOL貯蔵所及び送油管は、それらの施設・区域に含まれ、本施設・区域には含まれない。

1. 嘉手納飛行場（FAC6037）POL貯蔵施設及び送油管（別添8）
2. 読谷補助飛行場（FAC6027）POL貯蔵施設及び送油管（別添9）
3. 普天間飛行場（FAC6051）POL貯蔵施設及び送油管（別添10）
4. 那覇港湾施設（FAC6064）POL貯蔵施設及び送油管（別添11）
5. 那覇空軍・海軍補助施設（FAC6066）POL貯蔵施設及び送油管（別添11）
6. キャンプ瑞慶覧（FAC6045）送油管
7. キャンプ・ヘーグ（FAC6033）送油管

8. 砂辺陸軍補助施設 (F A C 6 0 4 0) 送油管
9. 嘉手納弾薬庫地区 (F A C 6 0 2 2) 送油管
10. キャンプ桑江 (F A C 6 0 4 3) 送油管
11. 牧港住宅地区 (F A C 6 0 6 1) 送油管

(c) 次の送油管区域は、本施設・区域内に含まれる。

概略別添1に緑色で示された前記の(a)及び(b)に記す全施設・区域間の送油管の上部の幅9.14メートルの区域。

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

(3) 水域：

(a) 金武湾 P O L 貯蔵区域 (別添12に示すとおり)

第1水域：北緯26度23分40.8秒、東経127度51分39.3秒の点と北緯26度23分32.5秒、東経127度51分40秒の点の間の陸岸から50メートル以内の水面域

第2水域：北緯26度24分01.8秒、東経127度52分45.9秒に位置する燃料設備のモノブイを中心とする半径366メートル(1,200フィート)の360度の円弧内の水面域。

第3水域：北緯26度23分36.5秒、東経127度51分40秒に位置する第93号バルブ・ボックスを起点とし、真方位30度に引いた線が、天願棧橋の沖側の終端の中央と合衆国軍隊燃料設備のモノブイを結ぶ線と交差する点までの、海岸から1,000メートルの直線を中央線とする幅400メートルの水面域。

第4水域：北緯26度23分33.3秒、東経127度51分43.9秒を起点として、北緯26度24分01.8秒、東経127度52分45.9秒に位置する燃料設備のモノブイへと延びている海底送油管の上方の幅100メートルの水面域。

(b) 桑江第2貯油区域：別添13に示すとおり北緯26度20分33.5秒、東経127度44分49.7秒の点と北緯26度20分02.4秒、東経127度44分52.3秒の点の間の陸岸から50メートル以内の水面域。

(4) イーズメント：

日本国政府は、別添1に青色で示すとおり公道を横切り又は公道沿いにある P O L 関連設備のためのイーズメント (幅9.14メートル) を提供する。このイーズメントは、合衆国軍隊がこの P O L 関連設備の使用、修理、保守、交換又は検査を行うためのものである。公道の境界内にある P O L 関連設備を合衆国軍隊が修理、保守又は交換する場合は、日本国政府との調整が行われる。イーズメン

トの正確な位置は、詳細な調査の完了後決定され、本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書に記載する。

f. 使用期間：定めず

g. 備考：

(1) 使用条件：

(a) 前記の第2項 e(3)(a)に記す金武湾POL貯蔵水域は、合衆国軍隊のPOL貯蔵施設の一部として常時使用される。前記の第2項 e(3)(b)に記す桑江第2貯油区域の水域は、陸上施設の保安のため常時使用される。

(b) 通告の方法：現地合衆国当局は、前記の第2項 eに記す金武湾POL貯蔵区域の第2及び第3水域を合衆国軍隊が使用する7日前までに現地防衛施設局へ通告する。

(2) その他：

(a) 参照文書の第2条第4項(a)の規定により次に定める使用が許される。

1. ESSO株式会社は、第20号バルブボックスにおいて、ここに記す合衆国軍隊のPOL送油管に連結して、黒油製品（海軍用特別燃料油、海軍用揮発油及び第5番ヒーティング・オイル等の重油）を北谷発電所、牧港発電所及び発電船インピーダンス号に所在する沖縄電力株式会社の設備へ送油するため、また、白油製品（発動機用ガソリン、航空機用ガソリン、ディーゼル油、灯油等の軽油）を合衆国軍隊の施設へ送油するため、合衆国軍隊の送油管を使用することができる。

2. 琉球オイル株式会社は、2棟の建物（番号なし）（そのうち1棟はキャンプ桑江第1貯油施設内にある。）を従業員の休息所として使用することができる。

3. 沖縄電力株式会社及び沖縄県（給水設備）は、本施設・区域内の土地であって、同社又は沖縄県が所有、管理又は規制するユーティリティ施設の下部又は上部の土地の共同使用を許与される。前記の土地の正確な位置は、現地調査によって決定され、本覚書の修正により追加される図面に表示される。合衆国政府は、これらの施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、保守要員の出入を保証する。

(b) 合衆国政府は、前記の第2項 g(2)(a)に基づいて許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあるあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者の招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入るることのあるその他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第1

8条の規定に基づく責任を負わない。ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国軍隊の構成員の故意又は重過失により生ずるものである場合については、この限りではない。前記の使用者は、許与された使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれらについての責任を負わない。

(c) 日本国政府は、前記の第2項e(4)に記すイーズメント区域内で掘削又は建設を行う前に、適当な安全対策予防措置の履行を確保するため、合衆国政府との間で当該掘削又は建設に関する調整を行う。

(d) 前記の第2項eに記す桑江第2貯油区域の水域内において、日本国政府は、継続的投錨、破壊、建設又はいかなる種類の継続的使用も許可しない。合衆国政府は、漁業及び海産物の採取を制限しない。

(e) 金武湾POL貯蔵水域には、次の各項が適用される。

1. 第1水域の水面域は、合衆国軍隊による排他的使用のため常時制限される。
2. 第2、第3及び第4水域の水面域においては、投錨、浚渫、トロール、建設、破壊並びに貯油施設、モノブイ、三点式係留システム、海底送油管、係留用通信線、腐食防止線及び腐食防止板を損傷するおそれのあるいかなる活動も制限される。
3. 第2水域内で船舶がモノブイに係留されている時は、許可された船舶又は人員以外はモノブイから366メートル以内を通過してはならない。
4. 第3水域内で船舶が三点係留システムに係留中又は係留作業中は、合衆国軍隊により許可を受けた船舶又は職員以外は、その船舶から100メートル以内の距離を通過してはならず、目的地への最短航路を航行するものとする。
5. 前記の2、3及び4に記す場合を除き、第2、第3及び第4水域における漁船の航行は、制限されない。

(f) 参照文書の第2条第4項(a)の規定に基づき、日本国政府は、那覇港湾施設にある合衆国政府のPOL荷揚施設(余裕がある場合)の使用及び那覇空軍・海軍補助施設内の自衛隊の貯蔵施設に向けて航空燃料を合衆国軍隊の送油管を経由して送油することが認められる。当該共同使用に関する詳細及び使用条件は現地で定められ、現地での共同使用に関する合意書に記載される。

3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. 1972年3月17日付 「沖縄貯油施設」

2. 1964年3月12日付 合衆国陸軍沖縄工兵隊図面、金武湾POL貯蔵所
18-02-5203

3. 1964年4月 8日付 合衆国陸軍沖縄工兵隊図面、桑江POL貯蔵所

18-02-5116

4. 1971年8月28日付 「陸軍貯油施設（金武湾）」境界図
5. 1971年8月25日付 「陸軍貯油施設（キャンプ桑江第1貯油区域）」境界
図
6. 1971年8月26日付 「陸軍貯油施設（キャンプ桑江第2貯油区域）」境界
図
7. 1971年8月28日付 「陸軍貯油施設（キャンプ桑江ブースター・ステーシ
ョン）」境界図
8. 1971年8月27日付 「嘉手納飛行場」境界図
9. 1971年8月24日付 「読谷補助飛行場」境界図
10. 1971年8月30日付 「普天間飛行場」境界図
11. 1972年1月19日付 「那覇POLコンプレックス」境界図
12. 1972年3月24日付 金武湾POL貯蔵所水域
13. 1972年4月21日付 桑江第2号貯油施設水域
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 937

覚書宛先：合同委員会

件名：鳥島射爆撃場

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

2. 参照文書第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：鳥島射爆撃場

b. 施設番号：FAC 6077

c. 所在地：沖縄県島尻郡仲里村字宇江城

d. 使用主目的：空対地射爆撃場

e. 区域の範囲：概略別添1から3までに示すとおり

(1) 陸上区域：別添3に示すとおり約39,100平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

(3) 水域：別添2に示すとおり鳥島上の北緯26度35分30秒、東経126度50分06秒の点を中心とする半径3海里の円弧内の鳥島に接続する水面域

(4) 空域：北緯26度36分、東経126度50分の点を中心とする半径5海里の円形の高度15,000フィートまでの空域

f. 使用期間：定めず

g. 備考：

(1) 使用条件：

(a) 使用時間：前記の第2項eに記す水域及び空域は、06:00時から24:00時まで継続的に使用する。

(b) 用途：2,000ポンドを超えないすべての航空機用の在来型弾薬を使用して行う空対地射爆撃。夜間においては、照明弾の投下、航空機用の訓練弾の投射及び写真撮影用閃光筒の投下のために使用される。爆発物処理が実施される。

(c) 通告の方法：合衆国当局は、本射爆撃場を使用する予定がない場合には、その3日前までに防衛施設庁へ通告する。

(2) その他：前記の第2項eに記す水域内は、合衆国軍隊の使用期間中その排他的使

用のため制限される。漁業のため、特に餌釣漁の最盛期において、現地で調整を行うことができる。

3. 本件を承認するよう勧告する。

- 別添：1. 1967年8月15日付 空軍図面、基地配置図。表C-1、4
2. 1972年3月24日付 鳥島水域(A77)
3. 1971年8月24日付 「鳥島射爆撃場」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 938

覚書宛先：合同委員会

件名：出砂島射爆撃場

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：出砂島射爆撃場

b. 施設番号：FAC 6078

c. 所在地：沖縄県島尻郡渡名喜村

d. 使用主目的：空対地射爆撃場

e. 区域の範囲：概略別添1、2及び3に示すとおり

(1) 陸上区域：別添3に示すとおり約230,700平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

(3) 水域：別添2に示すとおり北緯26度23分02秒、東経127度06分20秒の点を中心とする半径2海里の円弧内の陸岸に接続する水面域。

(4) 空域：北緯26度27分、東経126度56分を始点とし、北緯26度27分、東経127度07分の点、北緯26度12分、東経127度07分の点、北緯26度12分、東経126度56分の点及び始点を結んだ線で囲まれる。標的は、出砂島上の北緯26度23分02秒、東経127度06分20秒の点を中心とした半径2海里の円。高度15,000フィートまで。

f. 使用期間：定めず

g. 備考：

(1) 使用条件：

(a) 使用時間：前記の第2項eに記す水域及び空域について、月曜日から土曜日まで06:00時から23:00時まで。

(b) 用途：すべての在来型訓練弾、照明弾及び写真撮影用閃光を使用して行う空対地射爆撃。夜間においては、照明弾の投下、航空機用の訓練弾の投射及び写真撮影用閃光筒の投下のために使用される。

(c) 通告の方法：合衆国当局は、本射爆撃場を使用する予定がない場合には、その

3日前までに防衛施設庁へ通告する。

- (2) その他：前記の第2項eに記す水域内は、特定された使用期間中、合衆国軍隊の排他的使用のため制限される。地元住民は、漁業、海産物の採取及びスクラップ金属の回収のため、日曜日及び現地の調整で相互に合意されるその他の日時に本射爆撃場へ出入することを許される。

3. 本件を承認するよう勧告する。

- 別添：1. 1967年8月15日付 空軍図面、基地配置図 表C-1、4
2. 1972年3月16日付 出砂島水域(A78)
3. 1971年8月24日付 「出砂島射爆撃場」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1 9 7 2 年 5 月 1 5 日

覚書番号 9 3 9

覚書宛先：合同委員会

件 名：久米島航空通信施設

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づ
く施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第 2 条第 1 項 (a) の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示さ
れる施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：久米島航空通信施設

b. 施設番号：F A C 6 2 7 9

c. 所在地：沖縄県島尻郡具志川村、仲里村

d. 使用主目的：航空警戒管制サイト

e. 区域の範囲：概略別添 1 及び 2 に示すとおり

(1) 陸上区域：別添 2 に示すとおり約 2 3 0, 7 0 0 平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

f. 使用期間：本施設・区域が日本国政府に返還されるときまで

g. 備考：別添 2 に記す本施設・区域内の出入路の地元住民による使用は、合
衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。

3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. 1 9 6 7 年 8 月 1 5 日付 基地配置図、不動産、太平洋空軍マスター・プ
ラン、表 C - 1、4

2. 1 9 7 1 年 8 月 2 5 日付 「久米島航空通信施設」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1 9 7 2 年 5 月 1 5 日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日 本 国 側 議 長

R. W. BELT

合 衆 国 海 軍 大 佐

合 衆 国 側 議 長

1 9 7 2 年 5 月 1 5 日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日 本 国 側 代 表

RICHARD M. LEE

合 衆 国 陸 軍 少 将

合 衆 国 側 代 表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 940

覚書宛先：合同委員会

件名：久米島射爆撃場

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。
 - a. 施設名：久米島射爆撃場
 - b. 施設番号：FAC 6080
 - c. 所在地：沖縄県島尻郡中里村字宇根
 - d. 使用主目的：空対地射爆撃場
 - e. 区域の範囲：概略別添1から3までに示すとおり
 - (1) 陸上区域：別添3に示すとおり約2,000平方メートル
 - (2) 合衆国政府所有以外の建物：なし
 - (3) 水域：別添2に示すとおり北緯26度20分43秒、東経126度52分29秒の点を中心とする半径1海里の円内の水面域
 - (4) 空域：北緯26度27分、東経126度48分を始点とし、北緯26度27分、東経126度56分の点、北緯26度12分、東経126度56分の点、北緯26度12分、東経126度48分の点及び始点を結んだ線で囲まれる。別添2に示すとおり標的の中心は、北緯26度20分43秒、東経126度52分29秒。高度は、15,000フィートまでで、高度15,000フィートを超える場合は航空情報による。
 - f. 使用期間：定めず
 - g. 備考：
 - (1) 使用条件：
 - (a) 使用時間：前記の第2項eに記す水域及び空域について、月曜日から土曜日まで06:00時から23:00時まで。
 - (b) 用途：空対地を想定した計器飛行で、実弾及び不活性弾の使用は認められない。
 - (2) その他：前記の第2項eに記す水域内においては、日本国政府は、建設及び標的を遮るおそれのあるいかなる種類の活動も許可しない。使用期間中は、いかなる漁

業も許されない。ただし、航行は常時認められる。

3. 本件を承認するよう勧告する。

- 別添：1. 1971年1月9日付 図面 H. O. 2338
2. 1972年3月24日付 「久米島射爆撃場」標的区域図
3. 1971年8月27日付 「久米島射爆撃場」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA	R. W. BELT
日本国側議長	合衆国海軍大佐 合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO	RICHARD M. LEE
日本国側代表	合衆国陸軍少将 合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 941

覚書宛先：合同委員会

件名：浮原島訓練場

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第4項(b)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。参照文書の関連条項は、特定される使用区域内に限り、かつ実際の使用時間帯に限り適用される。
 - a. 施設名：浮原島訓練場
 - b. 施設番号：FAC 6181
 - c. 所在地：沖縄県中頭郡勝連村
 - d. 使用主目的：訓練場
 - e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり
 - (1) 陸上区域：別添2に示すとおり約311,600平方メートル
 - (2) 合衆国政府所有以外の建物：なし
 - (3) 水域：別添1に示すとおり北緯26度17分51秒、東経127度59分38.5秒の点を中心とする半径850メートルの360度の円弧内で陸岸に接続する水面域。
 - f. 使用期間：
 - (1) 陸上区域：必要に応じて年間40日を超えない期間
 - (2) 水域：1日24時間で月平均15日。ただし、年間180日を超えないものとする。
 - g. 備考：
 - (1) 使用条件：
 - (a) 本施設・区域内において実弾射撃は行わない。訓練のために水陸両用部隊が通常装備するすべての兵器の空砲射撃、訓練用地雷原爆破及び火力支援のシミュレーションを目的とする爆破は、認められる。緊急の場合の信号目的のため及び合衆国軍隊の移動をコントロールするために信号弾を使用することができる。水中爆破は認められない。
 - (b) 前記の第2項eに記す水域は、水陸両用訓練のため使用される。
 - (c) 通告の方法：現地合衆国当局は、前記の第2項eに記す水域を使用する場合は、

7日前までに現地防衛施設局に通告を行う。

(d) 本施設・区域内において、合衆国軍隊は恒久工作物の建設は行わない。

(e) 使用期間中、合衆国軍隊が本施設・区域内に建てたいかなる仮設工作物も各使用期間が終了次第、合衆国軍隊によって撤去される。

(2) その他：

(a) 住居用及び事業用施設、建物並びに家屋は、本施設・区域から除外される。これらの財産及び区域の正確な位置は、共同調査を行って決定し、本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書に記載する。

(b) 参照文書の第5条の適用範囲に含まれず、かつ、前項(a)により本施設・区域から除外される住居用及び事業用施設、建物並びに家屋に囲まれ、又はそれらの間を通過し、又はそれらに隣接する公道でない道及び小径の合衆国政府による使用が必要な場合には、前項(a)に定める共同調査の完了後、本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書に記載する。

(c) 前記の第2項eに記す水域において、合衆国政府は、航行及び漁業を含むいかなる通常の生業活動も合衆国軍隊の活動を妨げない限り制限しない。

(d) 追加的な詳細事項については、必要に応じ現地日米当局の間で合意することができる。

3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. 1972年3月24日付 浮原島訓練場水域(A-81)

2. 1971年8月24日付 「浮原島訓練場」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 942

覚書宛先：合同委員会

件名：津堅島訓練場

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：津堅島訓練場

b. 施設番号：FAC 6082

c. 所在地：沖縄県中頭郡勝連村字津堅

d. 使用主目的：訓練場

e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり

(1) 陸上区域：別添2に示すとおり約24,300平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

(3) 水域：別添1に示すとおり北緯26度15分31秒、東経127度56分20.5秒の点及び北緯26度14分37秒、東経127度56分06.5秒の点からそれぞれ磁方位273.5度に5,487メートル延長した線の間で陸岸に接続する水面域。北緯26度15.5分、東経127度53.2分に位置する日本国政府の航路灯施設(平曾根灯台)は本水域の一部に含まれない。

f. 使用期間：定めず

g. 備考：

(1) 使用条件：

(a) 合衆国政府は、必要な場合には返還後できる限り速やかに合同委員会において使用条件を検討し、又は特定するとの了解の下に、返還以前の期間において使用していたとおり、本施設・区域を引き続き使用する。1952年12月17日の第32回合同委員会で承認された「陸上訓練演習場への立入り、責任、警戒通告」に関する合同委員会合意を適用する。

(b) 本施設・区域内において実弾射撃は行わない。緊急の場合の信号目的のため及び合衆国軍隊の移動をコントロールするために信号弾を使用することができる。訓練のため水陸両用部隊が通常装備するすべての兵器の空砲射撃が認められる。水中爆

破は認められない。

(c) 前記の第2項eに記す水域は、水陸両用訓練のため使用される。

(d) 使用時間：前記の第2項eに記す水域については、1日24時間で月平均10日。
ただし、年間120日を超えないものとする。

(e) 通告の方法：現地合衆国当局は、前記の第2項eに記す水域を使用する場合は、
7日前までに現地防衛施設局に通告を行う。

(2) その他：前記の第2項eに記す水域において、合衆国政府は、航行及び漁業を合衆
国軍隊の活動を妨げない限り制限しない。合衆国政府は、航路灯施設（平首
根灯台）の運用に関する検査、保守、修理その他の作業が必要な場合は、当該
施設への出入のため、本水域の通過を保証する。

3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. 1972年3月24日付 津堅島訓練場水域（A-82）
2. 1971年8月27日付 「津堅島訓練場」位置境界図
（合同委員会ファイル用のみ）

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日 本 国 側 議 長

R. W. BELT

合 衆 国 海 軍 大 佐

合 衆 国 側 議 長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日 本 国 側 代 表

RICHARD M. LEE

合 衆 国 陸 軍 少 将

合 衆 国 側 代 表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 944

覚書宛先：合同委員会

件名：黄尾嶼射爆撃場

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：黄尾嶼射爆撃場

b. 施設番号：FAC 6084

c. 所在地：沖縄県石垣市字登野城

d. 使用主目的：空対地射爆撃場

e. 区域の範囲：概略別添に示すとおり

(1) 陸上区域：別添に示すとおり約874,200平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

(3) 水域：別添に示すとおり黄尾嶼の陸岸から100メートル以内の水面域

(4) 空域：前記の陸上区域及び水域の上空域。高度4,000フィートまで。

f. 使用期間：定めず

g. 備考：

(1) 使用条件：

(a) 使用時間：前記の第2項eに記す水域及び空域について、07:00時から17:00時まで。その他の時間における使用についてはその都度発表される。

(b) 用途：航空機に装備されるすべての在来型弾薬を使用する空対地射爆撃。

(c) 合衆国軍隊は、射爆撃場内に訓練に参加していない船舶又は航空機がないことを確認する。

(d) 通告の方法：合衆国当局は、前記の第2項eに記す水域を使用する場合は、原則として15日前までに防衛施設庁へ通告する。ただし、予測しがたい事情のある場合は遅くとも使用の6日前までに通告する。

(2) その他：前記の第2項eに記す水域は、特定された使用期間中、合衆国軍隊の排他的使用のため制限される。

3. 本件を承認するよう勧告する。

別添 1971年8月24日付 「黄尾嶼射爆撃場」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 945

覚書宛先：合同委員会

件名：赤尾嶼射爆撃場

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。
 - a. 施設名：赤尾嶼射爆撃場
 - b. 施設番号：FAC 6085
 - c. 所在地：沖縄県石垣市字登野城
 - d. 使用主目的：艦対地及び空対地射爆撃場
 - e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり
 - (1) 陸上区域：別添2に示すとおり約40,500平方メートル
 - (2) 合衆国政府所有以外の建物：なし
 - (3) 水域：別添1に示すとおり北緯25度54分、東経124度34分の点を中心とする半径5海里の円内で陸岸に接続する水面域
 - (4) 空域：赤尾嶼及びその周囲の海洋を含む、北緯25度54分、東経124度34分の点を中心とした半径5海里の円形の空域。高度4,000フィートまで。
 - f. 使用期間：定めず
 - g. 備考：
 - (1) 使用条件：
 - (a) 前記の第2項eに記す水域の使用時間：1日24時間で月平均15日。ただし、年間180日を超えないものとする。
 - (b) 用途：あらゆる艦船用の在来型弾薬を使用する艦対地射撃及びあらゆる航空機用の在来型弾薬を使用する空対地射爆撃
 - (c) 合衆国軍隊は、射爆撃場内に訓練に参加していない船舶又は航空機がないことを確認する。
 - (d) 通告の方法：合衆国当局は、前記の第2項eに記す水域を使用する場合は、原則としてその15日前に防衛施設庁へ通告する。ただし、予測し難い事情がある場合は遅くとも使用の6日前までに通告する。

(2) その他：前記の第2項eに記す水域は、特定された使用期間中、合衆国軍隊の排他的使用のため制限される。合衆国政府は、合衆国軍隊が使用しない期間中は、前記の第2項eに記す水域の使用を制限しない。

3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. 1972年4月11日付 赤尾嶼射爆撃場水域（A-85）
2. 1971年8月24日付 「赤尾嶼射爆撃場」位置境界図
（合同委員会ファイル用のみ）

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日 本 国 側 議 長

R. W. BELT

合 衆 国 海 軍 大 佐

合 衆 国 側 議 長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日 本 国 側 代 表

RICHARD M. LEE

合 衆 国 陸 軍 少 将

合 衆 国 側 代 表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 946

覚書宛先：合同委員会

件 名：宮古島ボルタック施設

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添1及び2に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。
 - a. 施設名：宮古島ボルタック施設
 - b. 施設番号：F A C 6 2 8 6
 - c. 所在地：沖縄県平良市字下里
 - d. 使用主目的：航法援助
 - e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり
 - (1) 陸上区域：別添2に示すとおり約153,800平方メートル
 - (2) 合衆国政府所有以外の建物：なし
 - (3) イーズメント：別添2に示すとおり宮古飛行場の約9,300平方メートル。この区域は、通常の飛行場活動のために使用できるが、建設のため又は送信アンテナからの信号送信の障害となり得る用途のために使用してはならない。
 - f. 使用期間：本施設・区域が日本国政府に返還されるときまで
3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. 1966年8月30日付 ボルタック施設基地配置図Civil、No. 16-06
- 664、C-1

2. 1971年8月31日付 「宮古島ボルタック施設」位置境界図
(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA
日本国側議長

R. W. BELT
合衆国海軍大佐
合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO
日本国側代表

RICHARD M. LEE
合衆国陸軍少将
合衆国側代表

施設分科委員会

1 9 7 2 年 5 月 1 5 日

覚書番号：9 4 7

覚書宛先：合同委員会

件 名：宮古島航空通信施設

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づ
く施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

2. 参照文書の第 2 条第 1 項（a）の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示さ
れる施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：宮古島航空通信施設

b. 施設番号：F A C 6 2 8 7

c. 所在地：沖縄県宮古郡上野村字野原、平良市字下里、字西里

d. 使用主目的：航空警戒管制サイト

e. 区域の範囲：概略別添 1 及び 2 に示すとおり

(1) 陸上区域：別添 2 に示すとおり約 1 0 1, 2 0 0 平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

f. 使用期間：本施設・区域が日本国政府に返還されるときまで

g. 備考：なし

3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. 1 9 6 7 年 8 月 1 5 日付 空軍図面、基地配置図、表 C - 1、4

2. 1 9 7 1 年 8 月 3 1 日付 「宮古島航空通信施設」位置境界図

(合同委員会ファイル用のみ)

1 9 7 2 年 5 月 1 5 日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日 本 国 側 議 長

R. W. BELT

合 衆 国 海 軍 大 佐

合 衆 国 側 議 長

1 9 7 2 年 5 月 1 5 日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日 本 国 側 代 表

R I C H A R D M. L E E

合 衆 国 陸 軍 少 将

合 衆 国 側 代 表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 948

覚書宛先：合同委員会

件名：沖大東島射爆撃場

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：沖大東島射爆撃場

b. 施設番号：FAC 6088

c. 所在地：沖縄県島尻郡南大東村

d. 使用主目的：艦対地及び空対地射爆撃場

e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり

(1) 陸上区域：別添2に示すとおり約1,036,000平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：なし

(3) 水域：

第1水域：別添1に示すとおり北緯24度28分00秒、東経131度11分00秒の点を中心とする半径3海里の円内の陸岸に接続する水面域。

第2水域：別添1に示すとおり北緯24度28分00秒、東経131度11分00秒の点を中心とする半径5海里の円内の陸岸に接続する水面域。

(4) 空域：

R183：北緯24度28分00秒、東経131度11分00秒の点を中心とする沖大東島及び同島の陸岸から3海里までの水面域を含む円形の空域。高度制限なし。

R183A：北緯24度28分00秒、東経131度11分00秒の点を中心とする沖大東島及び同島の陸岸から5海里までの水面域を含む円形の空域。高度制限なし。

f. 使用期間：定めず

g. 備考：

(1) 使用条件：

(a) 前記の第2項eに記す水域の使用時間：

1日24時間で月平均15日。ただし、年間180日を超えないものとする。

(b) 用途：あらゆる艦船用の在来型弾薬を使用する艦対地射撃及びあらゆる航空機用の在来型弾薬を使用する空対地射撃

(c) 合衆国軍隊は、射撃場内に訓練に参加していない船舶又は航空機がないことを確認する。

(d) 通告の方法：合衆国当局は、前記の第2項eに記す水域を使用する場合は、原則としてその15日前に防衛施設庁へ通告する。ただし、予測し難い事情のある場合は遅くとも使用の6日前までに通告する。

(2)その他：前記の第2項eに記す水域は、特定された使用期間中、合衆国軍隊の排他的使用のため制限される。合衆国政府は、合衆国軍隊が使用しない期間中は、前記の第2項eに記す水域の使用を制限しない。

3. 本件を承認するよう勧告する。

- 別添：1. 1972年4月11日付 沖大東島水域（A-88）
2. 1971年8月24日付 「沖大東島射撃場」位置境界図
（合同委員会ファイル用のみ）

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA	R. W. BELT
日本国側議長	合衆国海軍大佐 合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO	RICHARD M. LEE
日本国側代表	合衆国陸軍少将 合衆国側代表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号 949

覚書宛先：合同委員会

件名：那覇海軍航空施設

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)及び同条第4項(b)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。
 - a. 施設名：那覇海軍航空施設
 - b. 施設番号：FAC 6089
 - c. 所在地：沖縄県那覇市
 - d. 使用主目的：飛行場
 - e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり
 - (1) 陸上区域：別添2に示すとおり約820,000平方メートル
 - (2) 合衆国政府所有以外の建物：別添1に示すとおり総床面積約22,000平方メートルの52棟の建物
 - f. 使用期間：本施設・区域が日本国政府に返還されるときまで
 - g. 備考：
 - (1) 参照文書の第2条第4項(a)の規定に基づき次に定める使用が許される。
 - (a) 自衛隊及び運輸省は、概略別添1に示すとおり前記の施設・区域の一定の部分の共同使用を許与される。共同使用の区域及び使用条件に関する詳細については、現地において定められ、現地での共同使用に関する合意書に記載される。合衆国政府は、運輸省(航空局)が使用する駐機場場について、60日前の予告をもってその使用を終了させることができる。
 - (b) 沖縄電力株式会社及び沖縄県(給水及び下水道設備)は、本施設・区域内の土地であって、同社又は同県が所有、管理又は規制するユーティリティ施設の下部又は上部の土地の共同使用を許与される。前記の土地の正確な位置は現地調査によって決定され、本覚書の修正により追加される図面に表示される。
 1. 合衆国政府は、これらの施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、保守要員の出入を保証する。
 2. 合衆国政府は、許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあるあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における

合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者の招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入ることのあるその他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国軍隊の構成員の故意又は重過失により生ずるものである場合については、この限りではない。前記の使用者は、許与された使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれらについての責任を負わない。

(2) 合衆国政府は、合衆国政府と日本国政府との間において合意されたとおり、代替施設が日本国政府により完成され次第、本施設・区域を日本国政府に返還することに同意する。

(3) 1972年5月15日付で合衆国政府により返還される区域内に所在するユーティリティ施設（水道、電気及び下水道）は、合衆国政府が当該ユーティリティ・サービスを引き続き利用できるよう日本国政府がユーティリティ施設を比例有償方式で運営及び保守するとの了解の下、本施設・区域から除外される。

3. また、参照文書の第2条第4項（b）の規定に従い、合衆国政府が別添1に赤色で示された滑走路及び誘導路を含む飛行場舗装面の使用を許与されることに合意する。

a. 合衆国政府は、合衆国の排他的使用区域への出入のため並びにその他の運用及び保守を目的として、必要に応じて合衆国航空機に飛行場の前記の部分を使用させる権利を有する。

b. 飛行場の前記の部分合衆国軍隊航空機が使用する間は、参照文書の関連条項が適用される。

c. 飛行場の前記の部分の運用、保守及び保安は、日本国政府の責任とする。

d. 前記の施設・区域の使用は、前記の第2項（g）（2）により合衆国軍隊の飛行活動が本施設・区域から移転され次第終了する。

e. 使用条件に関する詳細については、現地で定められ、現地での共同使用に関する合意書に記載される。

4. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. 1971年12月31日付 那覇飛行場空軍図面、基地配置図、表C-1

2. 1972年4月21日付 「那覇海軍航空施設」位置境界図

（合同委員会ファイル用のみ）

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

施設分科委員会

1 9 7 2 年 5 月 1 5 日

覚書番号：9 5 0

覚書宛先：合同委員会

件 名：伊波城観光ホテル

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づ
く施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

2. 参照文書の第 2 条第 1 項 (a) の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示さ
れる施設・区域の使用を許与されることに合意する。

a. 施設名：伊波城観光ホテル

b. 施設番号：F A C 6 0 9 0

c. 所在地：沖縄県石川市字伊波

d. 使用主目的：宿舎及び厚生施設

e. 区域の範囲：概略別添 1 及び 2 に示すとおり

(1) 陸上区域：別添 2 に示すとおり約 5 4, 7 0 0 平方メートル

(2) 合衆国政府所有以外の建物：別添 1 に示すとおり総床面積約 1 2, 2 6 0 平方メー
トルの 9 棟の建物

f. 使用期間：定めず

g. 備考：別添 2 に示すとおり合衆国軍隊の出入のための路線権が提供される。

3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. 伊波城ホテル配置図、G-4 (R. E.)、ファイル写し

2. 1 9 7 1 年 1 0 月 8 日付 「伊波城観光ホテル」位置境界図

(合同委員会ファイル用のみ)

1 9 7 2 年 5 月 1 5 日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日 本 国 側 議 長

R. W. BELT

合 衆 国 海 軍 大 佐

合 衆 国 側 議 長

1 9 7 2 年 5 月 1 5 日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO

日 本 国 側 代 表

RICHARD M. LEE

合 衆 国 陸 軍 少 将

合 衆 国 側 代 表

施設分科委員会

1972年5月15日

覚書番号：951

覚書宛先：合同委員会

件名：海軍及び空軍訓練区域の指定

1. 参照文書：

- a. 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
- b. 1960年10月17日付覚書番号32、件名「施設に関する附表の改訂」

2. 前記の第1項 a の参照文書の規定に基づき、別添1から6までに記す海軍及び空軍訓練区域を合衆国軍隊が使用することに合意する。

3. これらの訓練区域の使用条件は、それぞれ別添1から6までに示すとおり。

4. 本件を承認するよう勧告する。

- 附属：1. ホテル・ホテル海軍訓練区域
2. インディア・インディア海軍訓練区域
3. マイク・マイク海軍訓練区域
4. ゴルフ・ゴルフ海軍訓練区域
5. 沖縄北部空軍訓練区域
6. 沖縄南部空軍訓練区域
(地図は合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA

日本国側議長

R. W. BELT

合衆国海軍大佐

合衆国側議長

1972年5月15日、合同委員会において承認。

BUNROKU. YOSHINO

日本国側代表

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

附属 1

ホテル・ホテル訓練区域

1. 範囲：次の各点で囲まれる水面域及び空域（別図に示すとおり）。
北緯 26 度 23 分、東経 128 度 20 分
北緯 27 度 06 分、東経 129 度 10 分
北緯 27 度 06 分、東経 131 度 00 分
北緯 26 度 10 分、東経 131 度 00 分
高度：制限なし。
2. 使用時間：毎日 06：00 時から 20：00 時まで、その他の使用時間については、その都度通告する。
3. 用途：爆弾、50 口径、20 ミリ弾、40 ミリ弾、5 インチ弾、6 インチ弾、ロケット及びミサイルを含むあらゆる艦船用の在来型弾薬及び航空機用の在来型弾薬を使用する艦対艦、艦対空、空対艦及び空対空の射爆撃。合衆国政府は、訓練に参加していない船舶が射爆撃場内にいないことを確認する。
4. 通告の方法：現地合衆国当局は、原則として使用開始の 15 日前に現地防衛施設局に通告する。ただし、予測し難い事情がある場合は、遅くとも使用の 5 日前までに事前通告を行う。
5. 制限：使用していないときは制限しない。使用期間中は、訓練に参加していないいかなる船舶の航行も禁止する。
6. 管理機関：合衆国海軍

附属 2

インディア・インディア訓練区域

1. 範囲：次の各点で囲まれる水面域及び空域（別図に示すとおり）。
北緯 24 度 23 分、東経 130 度 48 分
北緯 25 度 26 分、東経 131 度 42 分
北緯 25 度 13 分、東経 132 度 31 分
北緯 24 度 00 分、東経 133 度 00 分
北緯 24 度 00 分、東経 131 度 21 分
高度：制限なし。
2. 使用時間： 毎日 06：00 時から 18：00 時まで。
3. 用途： 50 口径、20 ミリ弾、2.25 インチ・ロケット、5 インチ・ロケット、ミサイル、5 インチ弾、8 インチ弾及び爆弾を含むあらゆる艦船用の在来型弾薬及び航空機用の在来型弾薬を使用する艦対空、艦対艦及び空対空の射撃。合衆国政府は、訓練に参加していない船舶が射撃場内にいないことを確認する。
4. 通告の方法： 現地合衆国当局は、原則として使用開始の 15 日前に現地防衛施設局に通告する。ただし、予測し難い事情がある場合は、遅くとも 5 日前までに事前通告を行う。
5. 制限： 使用していないときは制限しない。使用期間中は、訓練に参加していないいかなる船舶の航行も禁止する。
6. 管理機関： 合衆国海軍

マイク・マイク訓練区域

1. 範 囲：次の各点で囲まれる水面域及び空域(別図に示すとおり)。
 - 北緯 25 度 41 分、東経 128 度 52 分
 - 北緯 26 度 01 分、東経 129 度 21 分
 - 北緯 25 度 41 分、東経 130 度 45 分
 - 北緯 24 度 53 分、東経 130 度 04 分高度制限なし
2. 使用時間：毎日 06：00 時から 18：00 時まで。
3. 用 途：50 口径、20 ミリ弾、40 ミリ弾、5 インチ弾、8 インチ弾、ロケット、ミサイル及び爆弾を含むあらゆる艦船用の在来型弾薬及び航空機用の在来型弾薬を使用する艦対空、艦対艦、空対空及び空対艦射爆撃。合衆国政府は、訓練に参加していない船舶が射爆撃場内にいないことを確認する。
4. 通告の方法：現地合衆国当局は、原則として使用開始の 15 日前に現地防衛施設局に通告する。ただし、予測し難い事情がある場合は、遅くとも使用の 5 日前までに事前通告を行う。
5. 制 限：使用していないときは制限しない。使用期間中は、訓練に参加していないいかなる船舶の航行も禁止する。
6. 管理機関：合衆国海軍

附属 4

ゴルフ・ゴルフ訓練区域 (W 1 8 1)

1. 範 囲：次の各点で囲まれる空域：北緯 2 5 度 4 1 分、東経 1 3 0 度 4 5 分の点に始まり、北緯 2 5 度 2 6 分、東経 1 3 1 度 4 2 分の点、北緯 2 4 度 2 3 分、東経 1 3 0 度 4 8 分の点、北緯 2 4 度 5 3 分、東経 1 3 0 度 0 4 分の点から始点に戻る。高度：4, 0 0 0 フィートまで。
2. 使用時間：常時使用。
3. 用 途：5 0 口径、2 0 ミリ弾、4 0 ミリ弾、5 インチ弾、6 インチ弾、ロケット及びミサイルを含むあらゆる航空機用の在来型弾薬を使用する空対空射撃。合衆国政府は、使用前に船舶が射撃場内にいないことを確認する。
4. 通告の方法：航空情報による。
5. 制 限：なし
6. 管理機関：合衆国海軍

沖縄北部訓練区域 (W179)

1. 範囲 : 北緯 27 度 01 分、東経 126 度 45 分の点に始まり、北緯 27 度 30 分、東経 125 度 57 分の点まで、次いでその点から、北緯 26 度 22 分、東経 127 度 48 分を中心とした半径 120 海里の円弧に沿って、時計回りに北緯 28 度 17 分、東経 127 度 08 分までの点、さらにその点から北緯 27 度 28 分、東経 127 度 27 分の点まで、そこから北緯 26 度 22 分、東経 127 度 48 分の点を中心とした半径 68 海里の円弧に沿って反時計回りに始点まで移動した線によって囲まれる空域。高度 : 制限なし。
2. 使用時間 : 常時使用
3. 用途 : 50 口径、20 ミリ弾、40 ミリ弾、5 インチ弾、6 インチ弾、ロケット及びミサイルを含むあらゆる航空機用の在来型弾薬を使用する空対空射撃。
合衆国政府は、使用前に船舶が射撃場内にいないことを確認する。
4. 通告の方法 : なし
5. 制限 : なし
6. 管理機関 : 合衆国空軍

沖縄南部訓練区域 (W 1 7 2)

1. 範 囲： 北緯 2 5 度 1 4 分、東経 1 2 7 度 3 5 分の点に始まり、北緯 2 5 度 1 4 分、東経 1 2 8 度 1 1 分の点、北緯 2 4 度 5 0 分、東経 1 2 8 度 3 0 分の点、北緯 2 4 度 0 0 分、東経 1 2 8 度 3 0 分の点、北緯 2 4 度 0 0 分、東経 1 2 7 度 2 5 分の点、北緯 2 4 度 5 0 分、東経 1 2 7 度 2 5 分の点から始点に戻る点で囲まれる空域。高度：制限なし
2. 使用時間： 常時使用。
3. 用 途： 5 0 口径、2 0 ミリ弾、4 0 ミリ弾、5 インチ弾、6 インチ弾、ロケット及びミサイルを含むあらゆる航空機用の在来型弾薬を使用する空対空射撃。合衆国政府は、使用前に船舶が射撃場内にいないことを確認する。
4. 通告の方法： な し
5. 制 限： な し
6. 管 理 機 関： 合衆国空軍

周波数分科委員会

1972年5月15日

党書宛先：合同委員会

件名：電気通信・電波に関する合意第Ⅱ章附属書A、B、C及びDへの追加文書

1. 参照文書：

- a. 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条
- b. 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第三条
- c. 電気通信・電波に関する合意第Ⅱ章

2. 前記の参照文書1 a、1 b及び1 cに従い、4つの別添文書が承認され、参照文書の1 cの附属書A、B、C及びDへ追加されることが合意された。

4別添文書

第Ⅱ章附属書A

第Ⅱ章附属書B

第Ⅱ章附属書C

第Ⅱ章附属書D

自 署

S. FUJIKI

日本国側議長

自 署

FRANKLIN J. HICKMAN

合衆国空軍大佐

合衆国側議長

自 署

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

自 署

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

第Ⅱ章附属書A

6. 上記の第1項から第5項までの取決めは、沖縄県及びその周囲の領水を除く日本の領域における在日合衆国軍隊による周波数の使用に適用する。将来の修正のための第1項及び第7項から第15項までにおいて定められた手続は、沖縄県及びその周囲の領水における在日合衆国軍隊による周波数の使用に適用する。
7. 在日合衆国軍隊が沖縄県及びその領水において使用している KHz以下の周波数帯の周波数は、付表2に掲げるとおりとする。
8. この附属書の付表2に掲げられている周波数のリストは、正確を期すために毎年改正される。
9. この取決めを結ぶにあたり、次に掲げる条件について了解に達し、以下のとおり、記号化し、定義した。
 - a. 条件記号A：将来日本国政府に移管される防空目的に使用される周波数。在日合衆国軍隊は、このような移管が行われるまでこれらの周波数を引き続き使用する。
 - b. 条件記号B：航空交通管制目的の周波数であって、同周波数についてのサービスが将来日本国政府に移管されるもの。在日合衆国軍隊は、このような移管が行われるまでこれらの周波数を引き続き使用する。
 - c. 条件記号C：放送周波数帯内における「帯域外」割当てで使用される周波数。
 - d. 条件記号E：その隣接周波数（ k H z 間隔）が、日本側によって使用される周波数。
 - e. 条件記号F：将来における日本の使用に何らかの支障が生じた場合には、このような支障を解決するため、在日合衆国軍隊が適切な措置を執ることを条件とする周波数。計算上では、日本側が使用する周波数と在日合衆国軍隊が使用する周波数との間に混信が生じるであろう。しかしながら、これらの周波数は両立の可能性があると考えられる。
 - f. 条件記号G：将来における日本の使用に何らかの支障が生じた場合、このような支障を解決するため、日本と在日合衆国軍隊との間で相互に調整することを条件とする周波数。計算上では、日本側が使用する周波数と在日合衆国軍隊が使用する周波数との間に混信が生じるであろう。しかしながら、

これらの周波数は両立の可能性があると考えられる。

- g. 条件記号H：防衛庁と共用する周波数。
- h. 条件記号K：防衛庁以外の日本の使用と共用する周波数。
- I. 条件記号L：その使用が、沖縄県における日本の使用にN I Bである周波数。 N I Bは、現在の又は将来の周波数の使用に対して有害な混信を結果として起さないとの条件である。
- J. 条件記号M：その使用が、日本の本土における使用にN I Bである周波数。

10. 沖縄県のための送信及び受信地域を示す記号を、次のとおり定義する。

- a. O K I：沖縄県
- b. J W O：沖縄県に隣接する日本の管轄下にある水域

11. 前記に掲げられたもの以外の送信及び受信地域を示す記号は、付表1のとおりである。

12. 前記又は付表1に掲げられていないその他の用語及び記号を、次のとおり定義する。

- a. R R：無線通信規則
- b. M M：海上移動業務
- c. M S A：海上保安庁

13. 電気通信・電波に関する合意第II章第三条の規定は、返還後の沖縄において次の了解の下で、その軍属を含む合衆国軍隊の人員によってアマチュア用周波数帯の中で運用される補助軍用無線局に適用される。

前記に述べられた第三条の第7項について、

- a. 「合衆国の家」は、「返還時にこのような無線局がある家」を意味すると解釈する。
- b. 「近い将来」は、「返還後2年以内」を意味すると了解する。

これらの周波数帯における在日合衆国軍隊の運用は、無線通信規則に従って運用している日本のサービスに支障を来してはならない。

14. 在日合衆国軍隊による航空無線標識のための長中波の周波数(K Hzから K Hzまでの周波数帯)の使用は、次に示す技術基準に従うものとする。沖縄県は日本全体の航空無線標識計画の一部となる。

- a. 信号ノ混信保護比は原則として： d B.
- b. 保護されるべき最小電界強度： u V / m (d B).

- c. 送信空中線の輻射効率： %.
- d. ADFの選択度： dB減衰は KHzであり、 dB減衰は KHzである。
- e. 電波の伝搬特性CCIR勧告307号(1959年ロス・アンジェルス)
- f. 同一サービス地域における隣接周波数間の最小間隔： KHz

15. 航空移動(OR)専用周波数帯における周波数の分配及び使用は、日本の本土に対し現在適用している(OR)合意に従うものとする。

16. 返還後の在沖縄合衆国軍隊-合衆国軍隊ラジオ及びテレビジョン・サービス(AFR TS)-による、次に掲げられた現在の割当ての継続使用については、以下の了解で合意している。

a. 周波数 KHzの使用に関する合意は、日本国政府との合意及び年間審査に従う。

b. 在日合衆国軍隊は、その間に、他の現存のAFRTSの放送業務によるこのような要求に応える可能性を含め、前記の放送業務のための要求を審査するとの観点から客観的な調査を行う。

(1) KHz

(2) KHz

(3) MHz

(4) MHz

(5) MHz

第Ⅱ章附属書B

14. 上記の第1項から第13項までの取決めは、沖縄県及びその周囲の領水を除く日本の領域における在日合衆国軍隊による周波数の使用に適用する。将来の修正のための第1項及び第15項から第19項までにおいて定められた手続は、沖縄県及びその周囲の領水における在日合衆国軍隊による周波数の使用に適用する。
15. 在日合衆国軍隊が沖縄県及びその領水において使用している MHzから MHzまでの周波数帯の周波数は、付表2に掲げるとおりとする。
16. 附属書Aの第8項から第13項までの取決めは、この附属書にも適用する。
17. MHzから MHzまでの周波数帯は、放送業務に割り当てられる。在日合衆国軍隊は沖縄県におけるテレビジョン放送業務のための周波数割当計画の作成及び実施に支障を来さないために必要な措置を執るという了解の下に、付表2に掲げられたこの周波数帯の周波数の使用を認められる。テレビジョン放送の第 チャンネル（ MHz－ MHz）の受信に混信を起ささないために、在日合衆国軍隊は特別な注意が求められる。
18. MHzから MHzまでの周波数帯は、(R)サービスに割り当てられ、在日合衆国軍隊により使用されている(R)サービス以外の周波数の使用は、日本の(R)サービスの使用に混信を起さないために、在日合衆国軍隊が必要な措置を執るという了解の下に認められる。
19. MHzから MHzまで及び MHzから MHzまでの周波数帯は、民間の使用のために割り当てられる。これらの周波数帯で在日合衆国軍隊の使用が認められている周波数については、これらの周波数帯からその割当てを削減又は変更するために、在日合衆国軍隊が将来すべての合理的な措置を執るという了解がある。

第Ⅱ章附属書C

7. 上記の第1項から第6項までの取決めは、沖縄県及びその周囲の領水を除く日本の領域における在日合衆国軍隊による周波数の使用に適用する。将来の修正のための第1項及び第8項から第14項までにおいて定められた手続は、沖縄県及びその周囲の領水における在日合衆国軍隊による周波数の使用に適用する。
8. 在日合衆国軍隊が沖縄県及びその領水において使用している MHzから MHzまでの周波数帯の周波数は、付表2に掲げるとおりとする。
9. 附属書Aの第8項から第13項までの取決めは、この附属書にも適用する。
10. MHzから MHzまでの周波数帯は、ARNサービスに割り当てられ、ILS（グライドスロープ）以外のサービスのための周波数は、在日合衆国軍隊が日本側のILSの使用に対して支障を来さないことを保障するために必要な措置を執るという了解の下に、認められる。
11. MHz、 MHz、 MHz、 MHz、 MHz及び MHzの周波数は、沖縄の陸上における日本の運用に対して支障を来さないという了解の下に、沖縄の領水における在日合衆国軍隊による使用が認められる。
12. MHzから MHzまでの周波数は、在日合衆国軍隊の普天間海兵隊航空業務に限り認められる。また、日本国政府の災害管理活動に対してNIBである。在日合衆国軍隊によるこれらの周波数の使用は、如何なる災害の間においても中止される。
13. MHzから MHzまで及び MHzから MHzまでの周波数帯の周波数は、これらの周波数帯における防衛庁のOHシステムの建設及び運用に支障を来さないとの了解の下に、在日合衆国軍隊による使用が認められる。
14. MHzから MHzまでの周波数帯は、公衆通信業務に割り当てられる。在日合衆国軍隊は、付表2に掲げられている同周波数帯の周波数の使用が、これらの割当てと両立できると考えられているので、その使用が認められる。

第Ⅱ章附属書D

9. 上記の第1項から第8項までの取決めは、沖縄県及びその周囲の領水を除く日本の領域における在日合衆国軍隊による周波数の使用に適用する。将来の修正のための第1項及び第10項から第14項までにおいて定められた手続は、沖縄県及びその周囲の領水における在日合衆国軍隊による周波数の使用に適用する。
10. 在日合衆国軍隊が沖縄県及びその領水において使用している GHz以上の周波数帯の周波数は、付表2に掲げるとおりとする。
11. 附属書Aの第8項から第13項までの取決めは、この附属書にも適用する。
12. MHzから MHzまでの周波数帯において、在日合衆国軍隊は、自らの陸上マイクロウェーブ・システムのために32の固定用周波数と、この固定システムのバック・アップ及び訓練目的のために8の移動用周波数の使用が、次の条件の下に認められる。
- この周波数帯は、公衆通信業務に割り当てられ、沖縄において日本国政府によりこの目的のために使用される。
 - 在日合衆国軍隊は、この周波数帯において既知の将来の拡張計画を有しない。
 - 現在この周波数帯で運用している設備を将来変更する場合には、在日合衆国軍隊は、周波数転用システムを使用しない。また、もしこのシステムを使用する必要がある場合には、日本側と事前協議を行わなければならない。
13. MHz、 MHz、 MHz、 MHz、 MHz、 MHz、 MHz及び MHzの周波数は、将来のある時期に他の通信システムに移行するものであり、また、その時期にはこれらの周波数は削除されるものであるとの了解の下に、在日合衆国軍隊による使用が認められる。
14. MHzから MHzまで及び MHzから MHzまでの周波数におけるE C及びT C割当ての送信の設置場所及び方向は、次のとおりである。
- E C：赤道東経 度、高度 Km に静止。
真北から右回りの送信方向は 度。
 - T C：北緯 度 分 秒、東経 度 分 秒の普天間に設置。
真北から右回りの送信方向は 度。最小仰角は 度。

1972年5月15日

合同委員会覚書

件名：沖縄に所在する在日合衆国軍隊の通信施設・区域における電波障害

1. 参照文書

- a. 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条
- b. 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく協定
第三条
- c. 電気通信・電波に関する合意第1章第二条第1項 f
- d. 次の交換覚書に含まれる特別分科委員会の設置に関する日米合同委員会の合意
1966年3月31日の日本国政府の合同委員会宛覚書
件名：「在日合衆国軍隊の通信施設・区域における電波障害」
1966年9月1日の合同委員会宛合衆国覚書
件名：「在日合衆国軍隊の通信施設・区域における電波障害問題の解決のための特別分科委員会の設置」
- e. 1967年8月14日付けの在日合衆国軍隊の通信施設・区域における電波障害
問題の解決のための特別分科委員会への付託事項

2. 前項1 a、1 b及び1 cの参照文書に従い、日本国政府は、在沖縄の合衆国軍隊が必要とする電気通信・電波に対する障害を防止し又は除去するためのすべての合理的な措置を関係法令の範囲内で執る。

3. 前項にいう合衆国軍隊の電気通信・電波とは、次の5カ所の通信施設において運用されているものをいう。

ボロー・ポイント射撃場

楚辺通信所

トリー通信施設

新里通信所

恩納通信所

4. 電気通信・電波に対する障害を防止し又は除去するために必要な技術基準及び条件については、相互の協議を通じて個別に決定する。

5. 前項にいう相互の協議は、前記参照文書1 d及び1 eに従い、電波障害問題の解決のための特別分科委員会において行われる。

自 署

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

自 署

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合同委員会合衆国側代表

1972年5月15日

合同委員会覚書

件 名：在沖縄の合衆国軍用通信システムの無線回線の無線伝搬妨害

1. 参照文書

- a. 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条
- b. 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく協定第三条
- c. 電気通信・電波に関する合意第1章第二条第1項 f

2. 前項 1 a、1 b 及び 1 c の参照文書に従い、日本国政府は、在沖縄の合衆国軍用通信システムの無線回線の無線伝搬妨害を防止し又は除去するためのすべての合理的な措置を関係法令の範囲内で執る。

3. 別添 1（将来変更が行われる場合はその都度修正する）に示す合衆国の情報に基づき、前記の合衆国軍用通信システムの無線回線に関し、日本国政府は、当該回線の地上投影線の上に高さ 31メートルを超える建物又は他の工作物を建設する計画がある場合、これを合衆国に通告する。合衆国は当該建設計画を評価し、妨害発生の有無につき日本国政府に通告する。

4. 当該建設計画が無線回線の無線伝搬妨害を生じることが判明した場合、両国政府は実現可能かつ必要な解決策を見出すため、合同委員会において協議を行う。

別添 1 無線回線投影表示図

別添 2 補助データ・シート（3葉）

（合同委員会ファイル用のみ）

自 署

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

自 署

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合同委員会合衆国側代表

1972年5月4日

S O F A 作業グループ合衆国側議長
R I C H A R D M. L E E 陸軍少将 殿

S O F A 作業グループ日本国側議長
M A S A T A D A T A C H I B A N A 殿

拝啓

我々、電気通信・電波分科委員会共同議長は、貴殿による検討及び1972年5月15日の合同委員会による承認のため、1971年6月15日、東京において両国政府代表の間で意見の一致を見た「了解覚書」に基づく無線伝搬妨害防止に関する別添の合意案をここに謹んで提出致します。右合意案に、無線回線投影表示図及び補助データ・シートを別添致します。

敬具

白 署
W A T A R U M I Y A K A W A
日本国側議長
S T G 電気通信・電波分科委員会

白 署
F R A N K L I N J. H I C K M A N
合衆国側議長
S T G 電気通信・電波委員会

合同委員会のための案

件 名：在沖縄の合衆国軍用通信システムの無線回線の無線伝搬妨害

1. 参照文書

- a. 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条
- b. 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく協定第三条
- c. 電気通信・電波に関する合意第1章第二条第1項 f

2. 前項1 a、1 b及び1 cの参照文書に従い、日本国政府は、在沖縄の合衆国軍用通信システムの無線回線の無線伝搬妨害を防止し又は除去するためのすべての合理的な措置を関係法令の範囲内で執る。

3. 別添1（将来変更が行われる場合はその都度修正する）に示す合衆国の情報に基づき、前記の合衆国軍用通信システムの無線回線に関し、日本国政府は当該回線の地上投影線上に高さ31メートルを超える建物又は他の工作物を建設する計画がある場合、これを合衆国に通告する。合衆国は当該建設計画を評価し、妨害発生の有無につき日本国政府に通告する。

1. 当該建設計画が無線回線の無線伝搬妨害を生じることが判明した場合、両国政府は実現可能かつ必要な解決策を見出すため、合同委員会において協議を行う。

出入国分科委員会

1972年5月15日

覚書宛先：合同委員会

件名：税関審査に関する合意の修正

1. 参照文書：1961年3月9日付けの税関審査に関する合意
2. ここに、参照文書の合意の第2項B(1)は以下のとおり修正されることに合意する。
「在日合衆国軍隊当局は、私用小包の相当部分が日本に入ってくる以下の基地内郵便局において、日本国関税当局に対し場所を提供する：横浜ノース・ドック内郵便局、東京航空ターミナル内郵便局、沖縄那覇空港那覇航空郵便ターミナル、及び沖縄那覇基地内郵便事業部」
3. 合同委員会により前記が承認されるよう勧告する。

自署

W. T. PANTTAJA

在日合衆国軍隊司令部大佐

合衆国側議長

自署

SHUZO EBATA

日本国側議長

1972年5月15日に合同委員会において承認。

自署

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

自署

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

1972年5月15日

J C J - 2 5 1 - 4 8 3 - T T

覚書宛先：合同委員会

件 名：国際連合の軍隊による在沖縄合衆国施設・区域の使用

1. 参照文書：日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第五条第2項
2. 合同会議の国際連合代表より、日本国政府に対し、次の在沖縄施設・区域の使用に同意するよう要請があった。

嘉手納飛行場 (F A C 6 0 3 7)

ホワイト・ビーチ地区 (F A C 6 0 4 8)

普天間飛行場 (F A C 6 0 5 1)

3. 日本国政府は、参照文書の国連軍地位協定の規定に基づき、前記の施設の在日の国際連合の軍隊による使用に同意する用意がある。

1. 前記の合衆国施設・区域の国際連合の軍隊による使用に関する日本国政府の同意に在日合衆国軍隊が同意することを要請する。

自 署

BUNROKU YOSHINO

合同委員会日本国側代表

在日合衆国軍隊司令部
APOサン・フランシスコ 96525

1972年5月15日

覚書宛先：合同委員会

件 名：日本国における軍用銀行業務施設リストの修正

1. 1972年1月20日の第244回合同委員会会合議事録の第3項mを参照する。
2. 参照の覚書の日本国における軍用銀行業務施設リストは以下のとおり修正される：
全てアメリカン・エクスプレス・インターナショナル・バンキング・コーポレーション
によって経営される次の場所における軍用銀行業務施設は、1972年5月15日に業務
が開始される。

瑞慶覧、フォート・バックナー

キャンプ桑江

牧港補給地区

プラザ・ハウジング地区

トリイ施設

キャンプ・ハンセン

キャンプ・シュワブ

普天間海兵隊飛行場施設

嘉手納飛行場

那覇飛行場

キャンプ・コートニー

自 署

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合同委員会合衆国側代表

在日合衆国軍隊司令部
APOサン・フランシスコ 96525

1972年5月15日

覚書宛先：合同委員会

件 名：第三国の国籍を有する合衆国軍隊被雇用者リストの修正

1. 1954年10月14日の行政協定の下での第101回合同委員会会合議事録の第4項bを参照する。
2. 前記参照の覚書第11条により、合衆国は日本国政府に対し、在日合衆国軍隊に雇用されている第三国の国籍を有する者のリストの変更に関し通報することに合意した。
3. よって、日本国政府は、別添に掲げる者が在日合衆国軍隊に雇用されることを通報されるものである。

自 署

別添 1

第三国の国籍を有する者のリスト

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合同委員会合衆国側代表

在日合衆国軍隊司令部
APOサン・フランシスコ 96525

1972年5月15日

覚書宛先：合同委員会

件名：国際連合の軍隊による在沖縄合衆国施設・区域の使用

1. 参照文書：前記の件に関する1972年5月15日付けの合同委員会に対する日本国側覚書

2. 合衆国は、参照文書の覚書により要請のあった国際連合の軍隊による次の在沖縄施設の使用についての日本国政府の同意にここに同意する。

嘉手納飛行場 (FAC 6037)

ホワイト・ビーチ地区 (FAC 6048)

普天間飛行場 (FAC 6051)

自署
RICHARD M. LEE
合衆国陸軍少将
合同委員会合衆国側代表

在日合衆国軍第十五条諸機関の使用のための日本国政府による日本人等の雇用に関する地位協定に基づく労務協約および財務上の取決めに対する改定第百七号

この改定は、在日合衆国軍第十五条諸機関の使用のための日本国政府による日本人等の雇用に関する地位協定に基づく労務協約および財務上の取決め第十二条の規定により、第十五条諸機関に代わり、かつ、在日合衆国軍司令官によって代表されるアメリカ合衆国政府と日本国政府防衛施設庁長官によって代表される日本国政府との間において、次のように合意される。

1. 千九百七十二年五月十五日から効力を生ずるものとして、主文第十五条の表題を次のように改める。

第十五条 千九百六十一年に直用従業員から諸機関労務協約に切替えられた者に適用する特別規定

2. 千九百七十二年五月十五日から効力を生ずるものとして、主文第十五条aを次のように改める。

a この協約への切替

本条の規定は、第十五条諸機関に直接雇用されていた従業員（千九百六十一年十一月三十日以前）で、千九百六十一年十二月一日にこの協約に切替えられたものに適用するものとする。

3. 千九百七十二年五月十五日から効力を生ずるものとして、主文第十五条に次のfを加える。

f 本条は、在沖繩米軍に直接雇用されていた従業員で、千九百七十二年五月十五日にこの協約に切替えられた者には適用しないものとする。この従業員に対する特別規定は附属書二十六（英文附属書二十六）によるものとする。

1972年5月15日に署名され、合同委員会に付託。

自 署
YUTAKA SHIMADA
防衛施設庁長官

自 署
B. L. YOCUM
在日合衆国軍司令部米陸軍中佐

1972年5月15日に合同委員会において承認。

自 署
BUNROKU YOSHINO
日本国側代表

自 署
RICHARD M. LEE
合衆国陸軍少将
合衆国側代表

民間航空分科委員会

1972年5月15日

覚書宛先：合同委員会

件名：沖縄航空交通管制合意

第1条 総則

1. 日本国政府は、沖縄における航空交通管制システムの管理及び運用の権限を有する。ただし、日本国政府による航空交通管制業務の遂行及び航行施設の運用及び保守が可能となる時点まで、沖縄飛行情報区（国際民間航空機関（ICAO）中東／東南アジア地域計画－ICAO文書8700/5に記されている空域）内におけるこれらの業務については、ICAO基準と同等である現行の航空交通管制方式の下で合衆国政府により行われる。
2. 日本国政府が沖縄における航空交通業務の実施責任を漸次取得できるように、航空交通業務引継ぎのため日本国政府職員に対する所要の習熟指導に当たって及び合衆国関係当局との調整の下に航空航行施設設置のために必要な現地調査を含むその他の措置をとるに当たって、合衆国政府は日本国政府に協力することが合意される。
3. 両国政府は、1952年6月25日に合同委員会が承認した「航空交通管制に関する合意」及び付属文書の諸規定並びにその将来のすべての修正は、沖縄に適用されることに合意する。

第2条 航空路管制業務

1. 日本国政府は、航空路監視用レーダー装置を備えた日本国政府の航空路管制施設の設置、日本国政府による要員養成及び訓練並びに所要手続きの確立を含む所定の準備措置を完了した後、遅くとも1974年5月15日までに、沖縄飛行情報区における航空路管制業務を提供する。右期日までに日本国政府の責任による航空路管制業務の提供が出来ない場合には、両国政府間の協議により、暫定的措置を講ずる。
2. 沖縄飛行情報区は、東京飛行情報区とは別個の飛行情報区として維持される。沖縄飛行情報区の境界線については、日本国政府が必要な調整を行うものとする。但し、合衆国政府が航空路管制業務を遂行している期間中においては、前記の調整は合衆国政府との協議に基づき行われるものとする。

第3条 飛行場管制業務及び進入管制業務

1. 合衆国政府は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の施設・区域として、日本国政府から使用を許与されているすべての飛行場における航空交通管制業務を行う。
2. 日本国政府は、那覇飛行場における航空交通管制業務を行う。
3. 嘉手納飛行場及び那覇飛行場の周辺における航空交通の安全運行上の必要性に鑑み、これらの飛行場においては、単一の進入管制施設を利用することに双方が合意する。したがって、合衆国政府は、日本国政府がこれらの飛行場へのレーダー進入管制業務を提供できるまでの暫定期間中、これらの飛行場に対する進入管制業務を行う。

第4条 航空路

日本国政府が航空路管制業務を行う責任を引継ぐまでの間、航空路の変更は合衆国政府と協議して行う。航空情報の刊行に関する I C A O に対する責任は日本国政府が有する。

第5条 航空交通管制施設及び機器

1. 次の航空交通管制施設及び機器が日本国政府に移管される。
 - a. 那覇飛行場の対空通信施設を含む管制塔施設
 - b. 那覇飛行場の送信及び受信施設
 - c. 三和コンパス・ロケーター（無指向性無線標識（NDB）施設）
 - d. 南大東、久米、石垣及び与那国のNDB施設
 - e. ローライザー、グライド・スロープ、ミドル・マーカーを含む那覇飛行場計器着陸システム（ILS）
 - f. 那覇飛行場戦術航法援助（TACAN）施設
 - g. 合衆国空軍が所有し、現在A R I N Cが運用する離島空港用及び島嶼間航行用通信施設を構成する機器
2. 那覇飛行場の次の航空交通管制施設は、現地での貸与に関する合意により日本国政府に貸与される。
 - a. 着陸誘導管制（GCA）施設
 - b. 飛行場情報自動送信（ATIS）施設

3. 主として沖縄の航空路管制用として設置された航行施設のうち、日本国政府は、沖之NDB及び沖之VORTACの運用及び保守を1973年1月1日に、また、宮古NDB及び宮古VORTACの運用及び保守を1973年2月15日に引継ぐ。これらの施設については、現地での貸与に関する合意により、1974年5月15日まで日本国政府に貸与される。
4. 日本国政府に移管又は貸与される航空交通管制施設及び機器並びに責任及び必要とされる措置の詳細は、本合意の付属書である航空交通管制施設移管計画書に記載される。
5. 日本国政府は、日本国政府が運用及び保守を行う航空航法施設について飛行検査を実施する。

第6条 特別使用空域

1. 合衆国政府は、1972年5月15日付けの合同委員会の合意に基づいて特別使用空域の使用を許与される。
2. 合衆国政府は、すべての特別使用空域が既存の航空路及び空港周辺の航行に必要な空域から5海里の緩衝地帯により分離されるべきであるとの日本国政府の方針を認識する。この緩衝地帯に関する必要性を認識し、両国政府は、沖縄の特別使用空域に関する適切な措置を双方が直ちに取ることに合意する。かかる措置は、必要に応じ、合同委員会民間航空分科委員会により提唱される。合衆国政府は、これらの措置が終了するまでの間、沖縄の航空交通の安全について引き続き責任を有することを認識する。

第7条 国際航空通信業務

日本国政府は、沖縄飛行情報区に関する国際航空通信業務についての責任を有する。

第8条 本合意は、合同委員会による承認の日に効力を発生する。

付属書 1 : 沖縄航空交通管制施設移管計画書

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

自 署
HIROSHI UEDA
日本国側議長

自 署
JAMES P. DAVIS
合衆国空軍中佐
合衆国側議長

1972年5月15日に合同委員会にて承認。

自 署
BUNROKU YOSHINO
日本国側代表

自 署
RICHARD M. LEE
合衆国陸軍少将
合衆国側代表

付 属 書

沖縄航空交通管制施設移管計画書

1. 目的

本付属書の目的は、日本国政府へ移管される施設及び機器の概要並びに合衆国政府から日本国政府への沖縄航空交通管制局の移管のため両国政府より要求される諸措置を示すことにある。

2. 日本国政府の航空交通管制施設についての所要

a. 那覇飛行場の航空交通管制施設（現在合衆国空軍により保有及び運用）

- (1) 対空通信施設を含む管制塔施設
- (2) 対空受信施設
- (3) 対空送信施設
- (4) 着陸誘導管制（G C A）施設
- (5) ローライザー、グライド・スロープ、ミドル・マーカーを含む計器着陸システム（I L S）
- (6) 三和コンパス・ロケーター／無指向性無線標識（N D B）施設
- (7) 戦術航法援助（T A C A N）施設
- (8) 飛行場情報自動送信（A T I S）施設

b. 国際航空通信施設（現在A R I N Cが保有並びに運用及び保守）

- (1) 那覇のH F（訳注：短波）対空通信施設
- (2) 稲福のV H F（E R：延伸型）対空通信施設
- (3) V H F地点間無線テレタイプ通信施設（台北向け）
- (4) 合衆国政府が保有する稲福と那覇との間のマイクロ波回線の一部である多重局モジュールの特定部分（2. c. (3)を参照）

c. 国内航空通信施設（合衆国政府が保有し、現在A R I N Cが運用及び保守）

- (1) 那覇向けマイクロ波、V H F及びU H F通信システムを支援する久米、宮古、石垣及び与那国のV H F対空通信施設
- (2) 那覇向けH F及びS S B（訳注：Single Side Band）通信システムを支援する南大東飛行場のV H F対空通信施設
- (3) 那覇向けマイクロ波及びV H F通信システムを支援する那覇、稲福、宮古、久米、石垣及び与那国の島嶼間V H F対空通信施設

- d. 離島空港用航法援助施設（合衆国政府が保有し、現在 A R I N C が運用及び保守）
 - (1) 南大東、久米、石垣及び与那国の N D B 施設
- e. 航空路上の航法援助施設（N A V A I D S）
 - (1) 宮古及び沖之の N D B 施設
 - (2) 宮古及び沖之の V H F 指向性戦略航空航法（V O R T A C）施設

3. 日本国政府によって設置される航空交通管制施設

- a. 日本国政府は、1974年5月15日までに以下の新たな航空路管制施設を設置し及び運用に供する。
 - (1) 那覇管制区管制所（A C C）
 - (2) 八重岳の航空路監視用レーダー／二次監視レーダー（A R S R／S S R）
 - (3) 奄美、宮古の遠隔操作型対空通信施設
 - (4) 稲福を中継点とする A R S R／S S R 施設と A C C 施設との間のマイクロ波設備
この設備は、A R S R／S S R 施設と A C C 施設との間の通信及び画像情報の伝送に用いられる。
- b. 日本国政府は、合衆国政府により日本国政府に貸与された施設の更新の必要があると認める場合には、航空交通管制施設を設置し及び運用に供する。
- c. 日本国政府は、施設更新の実施におけるすべての遅延を判明次第速やかに、遅くとも現在の運用開始予定日の6ヶ月前までに合衆国政府に対し通告する。

4. 運用及び保守に関する責任

- a. 日本国政府は、所定の期日まで次の施設の運用及び保守に係る責任を引き続き有する。
 - (1) 沖之の N D B 施設（航空路 N A V A I D S）は1973年1月1日まで。
 - (2) 宮古の N D B 施設（航空路 N A V A I D S）は1973年2月15日まで。
 - (3) 沖之の V O R T A C 施設（航空路 N A V A I D S）は1973年1月1日まで。
 - (2) 宮古の V O R T A C 施設（航空路 N A V A I D S）は1973年2月15日まで。
- b. 日本国政府／運輸省は、所定の期日付で次の施設の運用及び保守に係る責任を引き継ぐ。
 - (1) 那覇飛行場の航空交通管制施設は1972年5月15日（2. a. 参照）。
 - (2) 国際航空通信施設は1972年5月15日（2. b. 参照）。
 - (3) 国内航空通信施設は1972年5月15日（2. c. 参照）。2. c. (3)の施設は、1974年5月15日まで合衆国政府により運用される。

- (4) 離島飛行場のNAVAIDSは1972年5月15日(2. d. 参照)。
- (5) 沖之のNDB施設(航空路NAVAIDS)は、1973年1月1日(2. e. 参照)から、1974年5月15日又は日本国政府が自国の更新施設の運用を開始するときまで。
- (6) 宮古のNDB施設(航空路NAVAIDS)は、1973年2月15日(2. e. 参照)から、1974年5月15日又は日本国政府が自国の更新施設の運用を開始するときまで。
- (7) 沖之のVORTAC施設(航空路NAVAIDS)は、1973年1月1日(2. e. 参照)から、1974年5月15日又は日本国政府が自国の更新施設の運用を開始するときまで。
- (8) 宮古のVORTAC施設(航空路NAVAIDS)は、1973年2月15日(2. e. 参照)から、1974年5月15日又は日本国政府が自国の更新施設の運用を開始するときまで。
- (9) 航路用航空交通管制施設は1974年5月15日に運用開始(3. a. 参照)。
- (10) 合衆国政府より日本国政府に貸与された施設を更新するために日本国政府により設置された航空交通管制施設(3. b. 参照)。

5. 日本国政府への航空交通管制施設の移管/貸与

- a. 合衆国政府は、1971年6月17日付の琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の一部として、付表Aに掲げられた航空交通管制施設及び機器を1972年5月15日に日本国政府へ移管する。
- b. 合衆国政府は、次の規定を含む現地での合意に基づいて付表Bに掲げる航空交通管制施設を日本国政府に貸与する。
- (1) 施設及び機器は無償貸与される：所有権は合衆国政府に残る。
- (2) 宮古及び沖之のNDB及びVORTACの貸与期間は、日本国政府が運用及び保守の責任を引き継いだときに開始され(4. b. (5)、(6)、(7)、(8)参照)、1974年5月15日に終了する。
- (3) 那覇飛行場の航空交通管制施設は、1972年5月15日から特に定めない期間又は日本国政府が更新施設を提供するときまで貸与される。ただし、いずれか一方の当事国は貸与に関する合意を終了させる意思を他方の当事国に通告することができ、その場合には貸与に関する本合意は、通告の受領から一年の後に終了する。
- (4) 合衆国政府は、貸与期間において貸与したすべての施設及び機器用の予備部品を有償で提供する。

6. 予備部品の提供

- a. 合衆国政府は、日本国政府に移管する施設を支援するために必要なすべての予備部品についての責任を有する。合衆国政府／相互防衛援助事務所（MDAO）が、可能な範囲で、日本国政府が自国内で調達できない予備部品をFMS（訳注：有償軍事援助）又は同等の手続を通じて日本国政府に売却するようあらゆる努力を払うものと了解される。
- b. 合衆国政府は、日本国政府に貸与する施設を支援するために、日本国政府に予備部品を有償で提供する。
- c. 特殊な施設を支援するために特別に配分された作業用在庫は、当該施設とともに日本国政府に移管される。予備部品及び保守作業に直接関連する予備部品用ケース及びその他の備品は移管の対象に含まれる。貸与施設の場合、日本国政府は貸与期間が終了したときに合衆国政府に対して同等の作業用在庫を返還する。

7. 航空交通管制施設のモニタリングに関する責任及び手続

- a. 合衆国政府は、運用及び保守に関する責任を保有する間、航空交通管制施設のモニターを継続する。
- b. 日本国政府は、運用及び保守に関する責任を有する間、航空交通管制施設のモニターを行う。
- c. 宮古及び沖之のNDB及びVORTAC施設のため（2. e. 参照）日本国政府が用いるモニタリング手続は、基本的に合衆国政府が用いている現行の手続と同様のものとする。ただし、那覇の日本国政府／運輸省の施設に対する報告はこの限りではない。

8. 八重岳ARSR／SSR施設の建設

- a. 日本国政府／運輸省は、付表E（施設見取図）に示されるマイクロ波及び管理事務所を含むARSR／SSR施設を建設する。
- b. 合衆国政府は、可能な範囲内で、必要な場合には次の支援を有償で提供する。
 - (1) 電力
 - (2) 水道
 - (3) 指定された施設建築物及び区域の通信ケーブル
 - (4) 道路周辺のユーティリティのためのイーズメント及び通信ケーブル
 - (5) 指定された施設の撤去許可

(6) 調査及び建設のため必要な要員の立入り

9. 航空交通管制施設に関する要件

- a. 合衆国政府は、合衆国政府／合衆国空軍の所要が存続する回線を、当該回線が日本国政府／運輸省の運用する施設と接続する場合であっても、引き続き現行通り運用する。この範疇に属する既知の所要は、付表C 1. に掲げる。回線は、合衆国政府／合衆国空軍の所要が無効となったときに終了する。
- b. 合衆国政府は、可能な範囲内且つ回線の使用可能な範囲内で、日本国政府／運輸省に対し遅くとも1973年5月15日までに那覇基地内の電話サービス及び通信回線を提供する。この支援は、現地での合意に含まれる詳細に従って有償にて行われる。この範疇に属する既知の所要は、付表C 2. に掲げる。
- c. 日本国政府は、合衆国政府の所要ではない那覇基地外の回線の提供についての責任を有する。これらの回線は、付表C 3. に掲げる。合衆国政府は、日本国政府／運輸省がこの支援を行うに当たり相当の困難が伴うことを理解し、合衆国政府／合衆国軍隊の現行規則の枠内で、日本国政府が完全に責任を引き継ぐことが可能となるまでの間の暫定期間において可能な範囲内での支援を提供するよう努める。当該回線には、アスタリスクが付されている。

10. 試験機器

- a. 特殊な施設を支援するために特別に配分された試験機器は、当該施設の移管と同様の方式で当該施設と同時に移管される。この試験機器の一覧は、付表Dに含まれる。貸与された施設の場合には、日本国政府は貸与期間の終了のときに特別の試験機器を合衆国政府返還する。試験機器に附属し又は保守作業に必要な特定の品目（オシロスコープ台の様な）は、試験機器とともに移管される。

11. 周波数

- a. この付属書によって、航空交通管制用に合衆国政府が使用している周波数の日本国政府への移管は行われない。
- b. 日本国政府は、2. c. (3)で言及した133.3 MHzを用いる島嶼間VHF対空通信施設を1974年5月15日まで引き続き保守を行うものと了解する。以下の付表は、本付属書に添付され、その一部となる。

付表A - 合衆国政府から日本国政府へ移管される航空交通管制施設

付表B - 合衆国政府から日本国政府へ貸与される航空交通管制施設

- 付表C - 航空交通管制の通信に関する要件
- 付表D - 試験機器
- 付表E - 施設見取図

付表 A

合衆国政府から日本国政府へ移管される航空交通管制施設

1. 管制塔施設 :

<u>数量</u>	<u>品目名</u>	<u>シリアル・ナンバー</u>
1	AN/FRC-19B Console	96
1	Telephone Key System	None
1	AN/GRC-175 Radio Set	542
2	SDU 4U Light, TFC	None
1	AN/FRA-53 Radio Set	240
1	AN/GRC-27 Radio	895
15	AM 447/G and 447/B/Audio AMP	3, 8, 14, 16, 42, 46, 51, 2155, 56, 66, 68, 18, 1751, 40, 54, 2505, 1566 (includes two units in Para 2)
1	OA-447/FSA-4 Intenct	318
2	TR-1510 Recorder	26, 276
1	TP-1510 Repro Sound	235
2	DCTA-M-1 Time Announcer	01504
1	Air Conditioner	None
1	MB-18 30 KW Generator	6115-081-2031

2. 受信施設 :

<u>数量</u>	<u>品目名</u>	<u>シリアル・ナンバー</u>
7	R-1250/GR Audio Rcvr	AF-68-850, AF-68-843, AF-68-849, AF-64-50, AF-64-45, AF-64-49, AF-64-46
1	R-1250A/GR Radio Rcvr	95
2	R-361/GR Radio Rcvr	228, 2979

<u>数量</u>	<u>品目名</u>	<u>シリアル・ナンバー</u>
2	R-361A/GR Radio Rcvr	659, 541
1	R-361G/GR Radio Rcvr	1125
4	R-278B/GR Radio Rcvr	1714, 435, 388 470
2	AM-447/G Audio Amp	See Para 1 above
1	CU-547/GR Coupling Ant	1722
1	OA-447/FSA-4 Interconnect GP	253
1	MB-19 15KW Generator	67-0730
1	Air Conditioner	None

3. 送信施設 :

<u>数量</u>	<u>品目名</u>	<u>シリアル・ナンバー</u>
7	AN/GRT-18 Radio Xmtr	258, 274, 294, 199, 215, 302, 304, 269, 261, 261, 272, 248, 439, 420
3	T-282/GR Radio Xmtr	2909, 2981, 1776
1	T-282D/GR Radio Xmtr	3919
4	MD-141A/GR MOD	2178, 2412, 2599, 2556
4	T-217A/GR Radio Xmtr	975, 2115, 939, 731
1	MD-129/GR Modulator	1876
3	MD-129A/GR Modulator	717, 1189, 408
1	CU-547/GR Coupling Unit	571
1	OA-447/FSA-4 Int Connect Gp	251
1	SB 270/FSA-4 Cntl Gp	Part of 251
1	PP-992A/FSA-4 Cntl Gp	95
1	MS-18 50KW Generator	67-1255
1	Air Conditioner	None

4. I L S 施設 :

<u>数量</u>	<u>品目名</u>	<u>シリアル・ナンバー</u>
2	TA 312 Tel Set	None
1	AN/MRN-7 Radio Xmtr Set	7024
1	AN/MRN-8 Radio Xmtr Set	8033
1	AN/GTW-2 Monitor Set	06
1	Radio Beacon Set Wilcox 492A	267
1	MB-19 15KW Gen (LOC)	6115-081-2035
2	EMU-10/MS 10 KW Gen (GS, MM)	6600871, 65-0033
2	Air Conditioner (LOC, GS)	None

5. 三和のコンパスマロケーター/N D B 施設 :

<u>数量</u>	<u>品目名</u>	<u>シリアル・ナンバー</u>
2	AN/URN-5 Beacon Radio	17, 2387
3	RM-2 Receiver	15, 141, 86
1	C-2326/GRA-30 Cntl Xmtr	74
1	C 2327/GRA-30 Ctl Xmtr	Not Available
2	AN/TRC-24 Radio Set	Not Available
2	TA-219/U Chan Modem	1669
2	AM-682/TCC-3 Amp Pwr Sup	185
1	TA-312 Tel Set	None
2	EMU-15 15 KW Gen (CL)	65-0024, 65-0027

6. 石垣、南大東、与那国及び久米のN D B 施設 :

<u>数量</u>	<u>品目名</u>	<u>シリアル・ナンバー</u>
4	Beacon Radio	Not Available

7. 那覇のT A C A N 施設 :

<u>数量</u>	<u>品目名</u>	<u>シリアル・ナンバー</u>
1	OA-591/URN-3 Ant Group	518
1	AB-589/GRA-49 Ant Twr	Not Available
1	AN/GRA-34 Control Monitor Gp	41

1	ENT-10185 Voltage Regulator	121
<u>数量</u>	<u>品目名</u>	<u>シリアル・ナンバー</u>
2	MB-18 30 KW Generator	52-30-178, 52-30-421
1	Air Conditioner	None
2	AN/URN 3A Radio Set	446, 452

8. 合衆国政府が所有し、A R I N C が運用及び保守する施設：

- a. 那覇向けV H Fマイクロ波及びU H F通信設備を支援する久米、宮古、石垣及び与那国の各空港のV H F対空通信施設。
- b. 那覇向けH F / S S B通信設備を支援する南大東空港のV H F対空通信施設。
- c. 那覇向けマイクロ波及びV H F通信設備を支援する那覇、稲福、宮古、久米、石垣及び与那国の島嶼間V H F対空通信施設。

付表 B

合衆国政府から日本国政府へ貸与される航空交通管制施設

1. 宮古V O R T A C施設：

<u>数量</u>	<u>品目名</u>	<u>シリアル・ナンバー</u>
1	AN/FRN-26 VOR TAC	Not Available
3	MB-17 Generators 60 KW	67-1303 67-1083 52-60-102
2	Airconditioner	None

2. 宮古N D B施設：

<u>数量</u>	<u>品目名</u>	<u>シリアル・ナンバー</u>
2	AN/URN-5 Beacon Radio	Not Available
2	RM-2 Receiver	Not Available
1	C-2326/GRA-30 Control Gp	Not Available
1	C-2327/GRA-30 Control Gp	Not Available

3. 神之V O R T A C施設：

<u>数量</u>	<u>品目名</u>	<u>シリアル・ナンバー</u>
1	AN/FRN-26 VOR TAC	Not Available
3	MB-17 Generators 60 KW	Not Available
2	Airconditioner	None

4. 沖之NDB施設:

<u>数量</u>	<u>品目名</u>	<u>シリアル・ナンバー</u>
2	AN/URN-5 Beacon Radio	Not Available
2	RM-2 Receiver	Not Available
1	C-2326/GRA 30 Control Gp	Not Available
1	C-2327/GRA 30 Control Gp	Not Available

5. 那覇移動GCA施設:

<u>数量</u>	<u>品目名</u>	<u>シリアル・ナンバー</u>
1	AN/MPN-13 Landing Control	14
2	AN/UPX-6 Radar Set	Part of Ser. No. 14
3	TCP-101 Radio Set	Not Available
1	Creature Comfort Trailer Van	None
1	Maintenance Trailer Van	None
1	MB-16 100 KW Generator	67-6551
3	Airconditioner	None
1	Turntable	None

6. 那覇ATIS施設:

<u>数量</u>	<u>品目名</u>	<u>シリアル・ナンバー</u>
1	AN/GRT-18 Radio Xmtr (Exciter & Amp)	287,265
1	T-282/GR Radio Xmtr	972
1	MD-141A/GR Modulator	2202
1	AEC Recorder	E-951

付表 C

航空交通管制の通信に関する所要

1. 合衆国政府の所要

a. 電話回線

A D C C 那覇と那覇管制塔との間

A D C C 那覇とG C A 那覇との間

C E R A P 嘉手納と運輸省航空局那覇通信センターとの間

b. テレタイプ回線

嘉手納基地運用センターと運輸省航空局那覇通信センターとの間(2回線)

2. 日本国政府の那覇施設内における要求事項

a. 電話回線

管制塔から：G C A (12回線)

気象庁(気象台)(2回線)

運輸省航空局基地運用センター

消防署

送信施設(18回線)

受信施設(15回線)

救難用一次通報部署(3回線)

タイム・アナウンサー

ワークロード・コントロール

T A C A N (4回線)

グライド・スロープ(4回線)

ローライザー(4回線)

ミドル・マーカー(3回線)

運輸省航空局基地運用センターから：消防署

気象庁(気象台)

航空自衛隊(R C C)

救難・保安担当部署(2回線)

運輸省航空局通信センターから：気象庁整備所(2回線)

運輸省航空局基地運用センター

送信施設(12回線)

気象庁予報台

G C A から：送信施設（8回線）

受信施設（6回線）

スクウォーク・ボックス（7回線）

管理事務所（24のAクラス回線）本表4. を参照

b. テレタイプ回線

運輸省航空局通信センターから：運輸省航空局基地運用センター（2回線）

気象台

c. テレオートライター回線

管制塔、気象台、G C A 及び基地運用センターとの間

3. 日本国政府の那覇施設外における要求事項

a. 電話回線

管制塔から：C E R E P（北）嘉手納*

C E R E P（南）嘉手納*

C E R E P（進入管制）嘉手納*

嘉手納管制塔*

運輸省航空局基地運用センターから：那覇市内消防署

那覇市内警察署

那覇市内海上保安庁事務所

C E R E P 嘉手納

G C A と嘉手納C E R E P との間（12回線）*

運輸省航空局Maintから：宮古N D B

沖之N D B

三和N D B

管理事務所（10回線）

b. テレタイプ回線

運輸省航空局通信センターとC E R E P 嘉手納との間

運輸省航空局基地運用センターと福岡との間（運輸省航空局通信センター経由）

運輸省航空局通信センターと奄美との間（A T S）

4. 那覇Aクラス電話回線の要求

G C A 1

管制塔 1

送信施設（G C A） 1

送信施設（HF）	1
受信施設（GCA）	1
TACAN	1
69号建物	8
運輸省航空局通信センター	4
運輸省航空局基地運用センター	1
110号建物	3
管制塔（録音室）	1
管制塔（機材室）	1
計	24

付表 D

試験機器

1. 那覇管制塔並びに受信及び送信施設の G / A 施設。

<u>機器名</u>	<u>名称</u>	<u>連邦在庫ナンバー</u>
AN/URM-25	SIGNAL GENERATOR	6625-643-1785
ME-11	WATTMETER	6625-874-0303
TV-7	TUBE TESTER	6625-648-8346
TR-924C	VOLUME LEVEL INDICATOR	6625-733-2544
TS 118	WATTMETER	6625-649-5399
TS-382	AUDIO GENERATOR	6625-783-5965
TS-723	DISTORTION ANALYZER	6625-852-3853
FR-6	FREQ METER	6625-539-9910
ME-112	MODULATION METER	6625-891-9235
350D	ATTENUATOR	6625-217-8581
400D	DB/VTVM	6625-724-4111
608D	VHF/UHF SIGNAL GENERATOR	6625-920-1015
11005A	MATCHING TRANSFORMER	6950-678-0343
4300	THRU-LINE WATTMETER	6625-649-5070
HP 524D	FREQ COUNTER	6625-010-5330
HP 525A	COUNTER	6625-553-4006
304A	OSCILLOSCOPE	6625-643-1709

2. 那覇 T A C A N 施設。

<u>機器名</u>	<u>名称</u>	<u>連邦在庫ナンバー</u>
TS-118	WATTMETER	6625-649-5399
	CALIPER MICROMETER	5210-221-1918
TV-7	TEST SET	6625-772-6106
FR11U	FREQUENCY METER	6625-542-1666
TS419	GENERATOR	6625-257-4817

UPM15 GENERATOR X-PULSE 6625-682-2581

3. 三和のコンパス・ロケーター／NDB施設及びILS施設。

<u>機器名</u>	<u>名称</u>	<u>連邦在庫ナンバー</u>
4301	WATTMETER	6625-649-5070
SG339AR	GENERATOR SIG	6625-893-2830
CA1684A	DETECTOR LOCALIZER	6625-086-1131ZK
CA1684A/3	CHARGER, BATTERY	6130-935-5373
4300	WATTMETER	6625-649-5070
SG339AR	GENERATOR SIG	6625-893-2830
KEC1192D	DETECTOR PORTABLE	6625-065-2558
FA 7846	AMP RF	6625-106-0642YA
	TEST SET ELECTRON TUBE	6625-553-0248
TV7BU	TEST SET	6625-648-8346
TS118AAT	WATTMETER	6625-649-5399

1. 那覇GCA施設。

<u>機器名</u>	<u>名称</u>	<u>連邦在庫ナンバー</u>
TS125	"S" POWER METER	6625-229-1038
URM-84	ANALYZER SPECTRUM	SUB 6625-904-4582
TS288	ECHO BOX "X"	6625-553-1469
TS148 UPM 33	ANALYZER SPECTRUM	SUB 6625-649-4454
TS270	ECHO BOX "S"	SUB 6625-643-8509
TS403	"S" GEN SIGNAL	6625-557-7013
608D USM-44	GEN SIG VHF	SUB 6625-649-5262
TS117	WAVEMETER	6625-643-1298
500 53A	DOLLY TEST SET	6625-608-3538
UPM-6	SIF TEST SET	SUB 6625-548-0678
TV 7	TEST SET ELECTRIC	6625-772-6106
GPM-44	SIF TEST SET	6625-793-1334
URM-43	RF WATTMETER	SUB 6625-580-0390YA

5. 沖之NDB及びVORTAC施設。

<u>機器名</u>	<u>名称</u>	<u>連邦在庫ナンバー</u>
2559A	OSCILLOSCOPE	6625-892-5122
175A	OSCILLOSCOPE	6625-989-5448
503	OSCILLOSCOPE	6625-953-7832
T5117AP	TEST SET ELECTRIC	6625-242-5167
430021	WATTMETER	6625-649-5070
ME30AU	MULTIMETER	6625-643-1670
TS505DU	MULTIMETER	6625-620-6366
ME6DU	VOLTMETER	6625-643-1663
AN/PSM2A	OHMMETER	6625-376-4939
TVTV	TEST SET ELECTRIC	6625-376-4939
115VIPH	FREQ MEASU ST	6625-649-4356
ME82U	TEST SET	6625-511-4397
TS382U	OSCILLATOR	6625-519-7604
PSM6	MULTIMETER	6625-764-6106

6. 宮古NDB及びVORTAC施設。

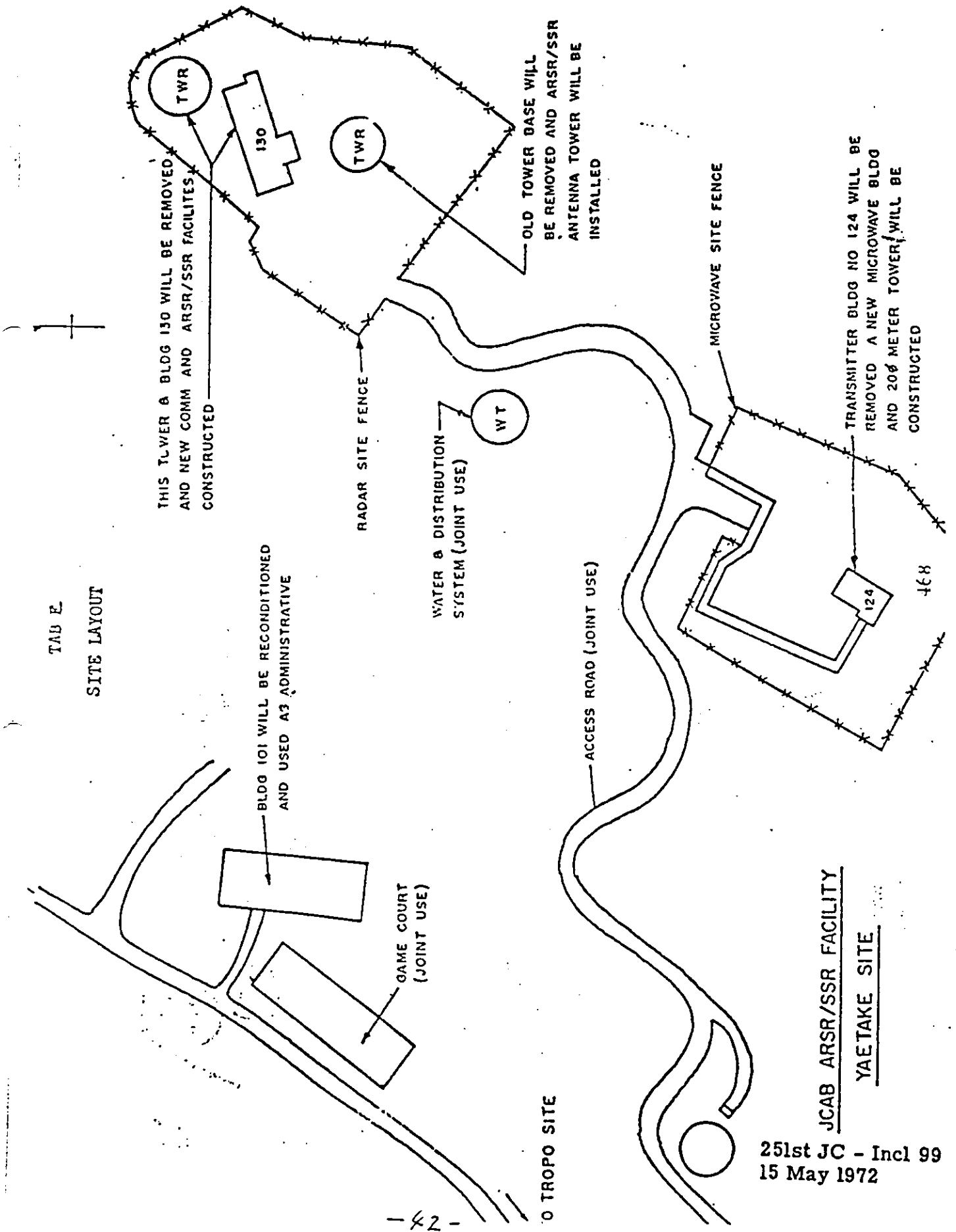
<u>機器名</u>	<u>名称</u>	<u>連邦在庫ナンバー</u>
AN/PSM 25	INSULATION BREAKDOWN TEST SET	6625-086-6840
AN/PSM-6	MULTIMETER	6625-643-1686
USM-25A	SIGNAL GEN	6625-649-2870
FA5628	VOR TEST GEN	6625-928-2821
FR-38	FREQ METER	6625-649-4356
H12175A	O-SCOPE	6625-989-5448
TS-118	WATTMETER	6625-649-5399
TS-505	VTVM	6625-620-6366
TS402	ATTENUATER	66255-230-5149
TV-7	TUBE TESTER	6625-772-6106
200CD	OSCILLATOR RADIO	6625-518-4659
400H	VTVM	6625-557-8621
CU632	DIRECTIONAL COUPLER	6625-UNK

7. その他

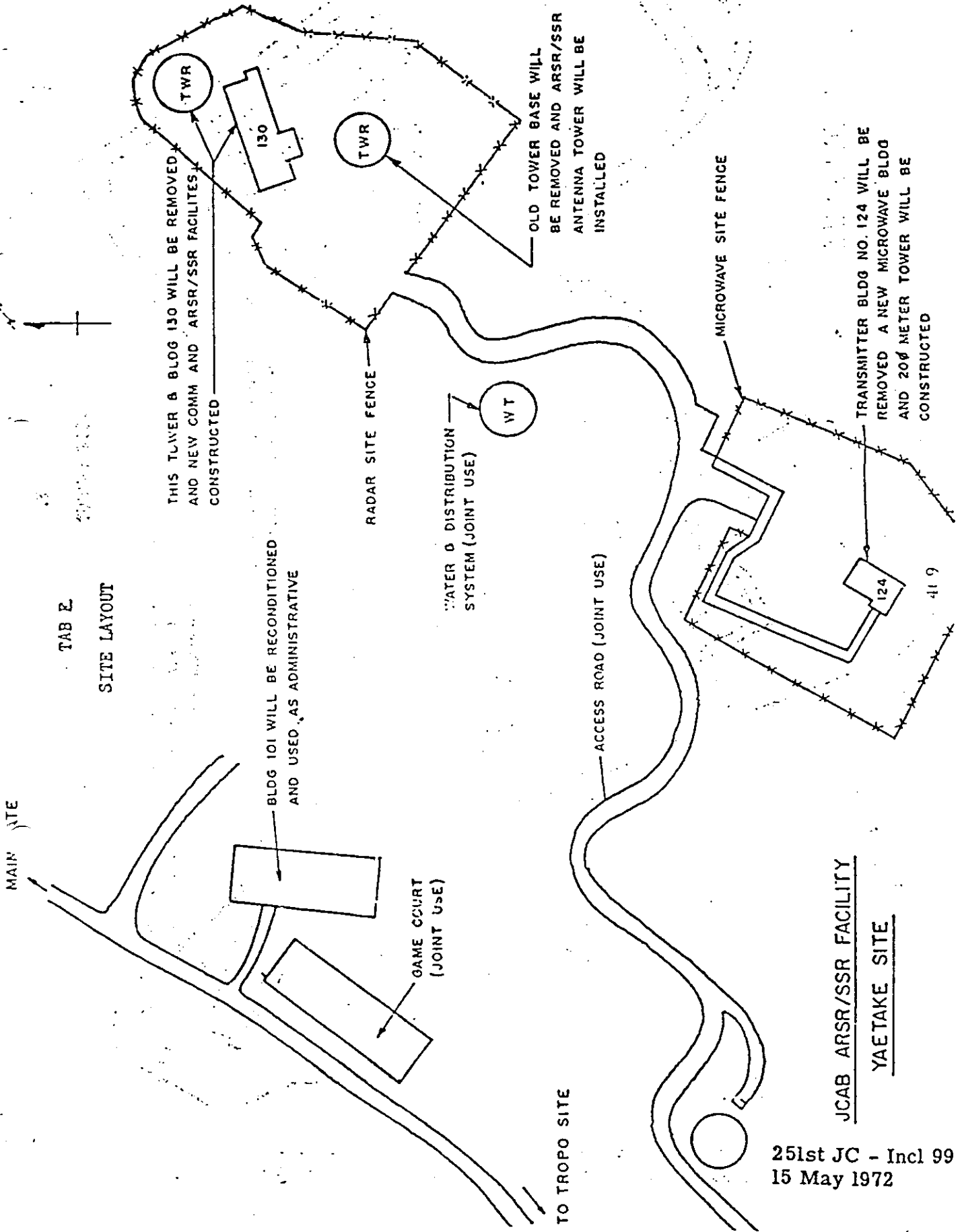
<u>機器名</u>	<u>名称</u>	<u>連邦在庫ナンバー</u>
	TEST SET, ELECTRIC	6625-708-1950
259	TEST SET GROUND	6625-673-5932

付表 E

These minutes are considered as official documents pertaining to both Governments and will not be released without mutual agreement.



These minutes are considered as official documents pertaining to both Governments and will not be released without mutual agreement.



These minutes are considered as official documents pertaining to both Governments and will not be released without mutual agreement.

